

平成26年度行政事業レビュー
(公開プロセス)
議 事 録

復興庁予算会計班

平成26年度 行政事業レビュー（公開プロセス） 議 事 次 第

日 時 平成26年 6 月30日（月） 9：59～16：47

場 所 復興庁記者会見室

- ・被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（文部科学省）
- ・福島県における観光関連復興支援事業（国土交通省）
- ・三陸復興国立公園再編成等推進事業費（環境省）
- ・工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業（経済産業省）
- ・震災復興林業人材育成対策事業（農林水産省）
- ・生活・就労総合支援事業費（厚生労働省）

○寺門参事官 それでは、定刻より若干早うございますけれども、おそろいでございますので、ただいまより「復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を開始いたします。

本日、進行役を務めます寺門でございます。よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、初めに復興庁行政事業レビュー推進チームの副統括責任者でございます北村審議官より御挨拶を申し上げます。

○北村審議官 復興庁の北村でございます。よろしくお願いいたします。

復興庁の公開プロセスの開催に当たりまして、一言申し上げさせていただきます。

昨年4月の閣議決定に基づきまして、毎年度各府省は予算の執行状況等を事業ごとに点検し、その結果を概算要求や執行に反映する行政事業レビューを実施することとされています。本日の公開プロセスも、この行政事業レビューの一環として行うものでございます。

東日本大震災からの復興は、政府にとって最重要課題の一つであり、復興の加速化に向け、政府一眼となって取り組みを進めているところでございます。

一方で、復興関連予算の財源の一部は、国民の皆様へ増税という形で御負担をいただいております。効率的・効果的な事業の実施を常に意識しながら予算の執行に当たっていく必要がある者と認識をしております。

本日は、外部有識者の方々に御参画をいただき、客観的な視点から各事業の課題や改善方策について御議論をいただきます。本日の議論が実りあるものとなりますよう、有識者の先生方におかれましては、何とぞ奇譚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○寺門参事官 ありがとうございます。

まず、公開プロセスの趣旨の説明を簡単にさせていただきます。

政府は毎年、行政事業レビューといたしまして事業にかかる予算の執行状況を把握、公表し、事業の内容、効果の点検を行いその結果を予算要求等に反映することとされております。

公開プロセスは、この行政事業レビューの一環として行われるものでございまして、公開の場で外部の有識者の先生方と事業所管部局が質疑、議論を行い、事業の点検を実施するものでございます。

なお、あらかじめお断りしてございますけれども、本日の公開プロセスの様様につきましては録画をさせていただきます。後日当庁ホームページにおいて公開をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、出席者、外部有識者先生方の御紹介をさせていただきます。

まず、復興庁からお願いしてございます先生、向かって奥側から、阿部博友先生でございます。

○阿部先生 よろしくお祈いします。

○寺門参事官 次に、榎谷隆夫先生でございます。

続きまして、中里実先生でございます。

○中里先生 よろしくお祈いいたします。

○寺門参事官 阿部先生におかれましては、本日の会議に当たりまして意見の取りまとめをお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

次に、行政改革推進本部事務局からお願いしております先生でございますが、上村敏之先生でございます。

○上村先生 よろしくお願ひいたします。

○寺門参事官 また、松村敏弘先生でございます。

○松村先生 よろしくお願ひいたします。

○寺門参事官 松本悟先生でございます。

○松本先生 よろしくお願ひいたします。

○寺門参事官 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、中里先生は御都合によりまして、前半事業のみ御参画となっております。

次に、審議いただく事業でございますが、お手元のグレーのファイルの表紙をめくっていただき、2枚目に6事業掲げてございますが、まず午前の部におきまして「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」、次に「福島県における観光関連復興支援事業」、昼休みを挟みまして、午後の部におきまして「三陸復興国立公園再編成等推進事業費」、それから「工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業」「震災復興林業人材育成対策事業」、最後に「生活・就労総合支援事業費」でございまして、各50分ずつ御審議いただきたいと存じます。

外部有識者の委員の皆様におかれましては、審議後半にお手元のコメントシートを回収をさせていただきますので、適宜記載方よろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、最初の事業でございます「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の議論に移りたいと存じます。全体資料、インデックスの2ページに示してございますけれども、復興庁予算におけるこの事業の位置づけとしましては、被災者支援の中の修学支援に該当いたします。この資料につきましては、文部科学省インデックスの部分の3ページからになります。

それでは、事業所管部局である文部科学省から、御説明等をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○文部科学省担当者 文部科学省でこの事業を担当してございます初等中等教育局児童生徒課長の内藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の事業について御説明申し上げます。

論点等説明資料の後ろに、この交付金に関するポンチ絵がございますので、ポンチ絵に基づきまして簡単に事業の御説明、それから追加でお配りした資料について御説明申し上げます。

本事業は、東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施するための経費でございまして、既存の就学支援等において対象

者増、単価増が見込まれるため、都道府県等の新たな負担を全額国費で支援しているものでございます。

事業の実施方法といたしましては、各都道府県に「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を交付し、既に都道府県に設置されています高校生修学支援基金において、復興予算ということから区分経理をした上で経費を積み増し、基金による事業として、高校生修学支援基金の終期である、平成26年度まで必要な就学支援を行うことができるようにしているところでございます。

予算の措置状況でございますが、まずは平成23年度補正予算におきまして、平成26年度までに必要な就学支援を行うことができるよう所要の経費、これは当初411億円と考えましたので411億円を措置したところでございますが、平成26年度予算において、宮城県など5県において基金不足が予想されたため、都道府県の要望額を踏まえまして、所要の経費として33億円を追加で措置いたしました。つまり最初の411億円にプラス33億円の合計、444億円をこれまで措置しているところでございます。

事業といたしましては、対象の学校種は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修・各種学校でございます。それぞれの学校種に対応して、既存の就学支援事業をベースに幼稚園児の保育料、入園料を対象とする就園支援、小・中学生を対象とする学用品、通学費、学校給食費等の援助、高校生に対する奨学金の貸与、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校の授業料等減免及び専修・各種学校の授業料等減免という中身になってございます。

続きまして、事業の実施状況でございます。これまで平成25年度の実績が集計途中でございましたが、ようやく速報値でございますが、実績が出てまいりましたので、本日この資料をお配りしてございます。こちらの資料の主に1ページ目を中心に御説明を申し上げます。平成23年度から平成25年度の実績速報値でございます。

まず、執行状況でございます。こちらのページの上の表を御覧いただければと思います。

様々に事業名が書いてございますが、その集計の部分を御覧いただきたいと思います。平成23年度実績額が約95億円、平成24年度実績額が約91億円で、今回まとめました平成25年度実績額が約87億円。平成23年度から平成25年度の3カ年合計で、約274億円となっております。平成26年度、先ほど申し上げました33億円追加措置をしてございますが、これを除いた411億円の措置額に対しては、66.7%の執行率となっております。

全体で見ますと順調に執行されており、都道府県別に見ますと執行状況にばらつきはございますが、ほぼ平成26年度の基金の終期までに必要な経費は、十分に措置されていると考えてございます。

続きまして、都道府県別の執行状況でございます。特に岩手、宮城、福島3県について、1ページ目の下の表を御覧いただければと思います。

まず、岩手県が約19億円で、占める割合が7.1%。宮城県が約171億円で62.6%。福島県が約54億円で19.8%と、被災3県での執行が大部分となっております。

そのほか、全国的に避難者を受け入れていることから、被災3県以外でも約29億円、約10.5%の執行となつてございます。

なお、この中で福島県の割合が19.8%となつてございますが、福島県の場合、原子力発電所の事故により避難指示区域もありますことから、福島県だけではなくて他の都道府県に避難している児童生徒の数がかなり多く、そういった児童生徒は避難先の都道府県において就学支援を受けておりますので、実質的には、19.8%というよりは、もう少し多くの県民の方が支援を受けていることになると考えてございます。

続いて、実施人数でございます。次の2枚目のページに人数も書いております。

2枚目のページに平成23年度の実施人数を書いておりますが、67,639人。平成24年度はそれより約9千人減の58,352人。平成25年度はそれより約6千人減の52,436人となつてございます。

以上のように実施人数については年々減少しているものの、大きく減少していくという状況にはなく、平成26年度においても、都道府県の担当者に確認したところ、復興や避難の長期化により対象者の大きな減少はないということでございます。

本事業の今後のあり方につきましては、このような現状を踏まえ検討していく必要があると考えてございます。

なお、資料はそのほかに全ての都道府県ごとの平成25年度末時点の執行状況の資料。それから、前にお求めのありました既存事業の補助率についての資料をつけさせていただいております。

事業概要は以上でございます。

○寺門参事官 ありがとうございます。

本事業につきましては、事業実施期限を平成26年度末までとしているものの、本事業を継続するよう自治体からの要望が多いことから、これまでの成果の検証及び今後のあり方の検討を行う必要があるという観点から、本プロセスの対象として取り上げてございます。

お手元の文部科学省のインデックスのついた3ページの部分の論点シートに記載してございますように、議論すべき論点といたしましては「これまでの事業実施によって、被災者の教育機会の確保という事業目的は達成できているのか。それは客観的に、どう評価されているのか」。

また「成果（都道府県での成果を含め）を踏まえた平成27年度以降の事業の必要性について。仮に事業を継続する場合、事業内容の在り方や事業の終了時期についてどう考えるべきか」といった論点なのではないかと考えてございます。

それでは、以上の御説明等を踏まえまして、順次質疑、議論に入らせていただきます。これまでの説明を受けまして、御質問等ございます先生はよろしく挙手のほどお願いいたします。

○上村先生 どうぞよろしく申し上げます。

平成26年の末までの事業ということで、平成27年度以降は事業を続けるとしても新しい

スキームをどう考えるかという、またそういう論点があると思うのですが、この事業は基金であるということが一つの特徴になっております。しかも都道府県に基金を積んでいるということで、都道府県別の資料を見ると、基金の積んでいる状況は非常にまちまちな状況になっている。当初、恐らく対象の被災児童生徒の方々の全国的な分布がわからなかったということがあったと思うのですが、そういう意味ではどういう場所にどれだけ基金を積むかというのは非常に難しい判断があったと思います。

ただ、現状こういうように時間が過ぎる中で、今後予測が非常にしやすくなってきている状況はあると思うのですが、平成27年度以降に基金でなくしてしまう、通常の事業に戻していくというような形は考えられるのでしょうか。ちょっと質問させてください。

○文部科学省担当者 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、この事業、基金方式で実施した理由といたしましては、東日本震災が未曾有の震災でございまして、被災した幼児児童生徒の状況も踏まえ、震災直後事業規模が把握できないというようなこともございました。それから、各都道府県のほうに避難する状況、特に福島原子力発電所事故による避難の状況を見ますと、様々な県に避難するお子さんが行かれたということから、幼児児童生徒の就学支援機会を確保するために、喫緊の課題として基金方式というような形で4カ年の事業実施に必要な額を担保するというので、自治体が自主的に事業を実施できるようにしたところでございます。

ただ、今、御指摘のように、震災以降3年が経過しまして、一つは避難者の状況もある程度見通しがついたこと。さらに避難者の移動という流動的な状況は、若干はありますが、そこもある程度見込みができるのではないかと。そういう意味では、ある程度各都道府県ごとに事業規模を把握できるような状況になっているのではないかと。私どももそう思ってございまして、基金方式以外の方法。例えば単年度ごとの予算措置ということも含めて検討してまいりたいと思っております。

○上村先生 分かりました。

○寺門参事官 お願いします。

○松本先生 御説明ありがとうございます。

各都道府県にもそれぞれ様々な支援のスキームがあると思うわけですが、今回、例えば震災前から非常に困窮されている世帯が、さらに被災で影響を受けた場合、これまで受けてきたスキームで支援を受け続けるのか、あるいはこれで支援を受けるのかという選択になると思うのですが、そのあたりは自治体ごとのばらつきはなく、おおよそ同じような基準で支援がされているのかどうか。そのあたりについては何か把握されていますでしょうか。

○文部科学省担当者 基本的には、この事業は被災者を対象としているということですので、被災証明や罹災証明でまず被災の状況を確認して対象にするということになります。

ただ、確かに今、先生おっしゃるとおりでございまして、今回の震災で新たに経済的に困窮になった人というのは、まず純粋な形でこの事業で対象にしていくと、説明の

中でありましたが、単価の増みたいなものもありますので、今まで支援を受けていた人が、さらにその困窮度を増したことによって支援額が増えるということは、基本的にこの事業で対象にしていくという形になるのですが、確かに厳密な意味で震災前で困窮していた人の、この事業として新たに対象となった人としての認定の仕方については、正直言って認定自体は自治体でやっていますので、今、先生が言われたことの厳格な、必ずきれいに100%切り分けられているかどうかというのは分からないところがあります。

ただ、基本的には震災・罹災ということで事業としての対象者は切り分けておりますので、今後この事業の中で既存の事業と震災事業との人数の推移とかを見まして、またこの事業をどうしていこうかということは検討していきたいと思っております。

○松本先生 関連してなのですが、つまり結果としては、これまで通常的生活困窮をされている方への支援の予算が、この復興の予算のほうで手当てをされている可能性もある。つまり両方取ることはできないでしょうから、恐らくそういう方々は復興のほうの予算から手当てをされて、通常的生活困窮者向けの支援の予算からは手当てがされなくなったというような現状は、何か額的な意味で各自治体のほうにそうした予算上の余裕が出ているとか、そういうことは特に確認をされていませんか。

○文部科学省担当者 そうですね。この事業の中に、現状、地方の単独事業でやっています奨学金事業とか就学援助みたいな事業というものがありますけれども、ほかの幼稚園の就園奨励事業とか特別支援の就学奨励みたいな事業につきましては、国として補助事業の予算がございますので、補助事業が減っているのであれば確かにそういうことはあるのだと思いますが、基本的に補助事業の予算についても減っている状況ではないので、そういう形で、予算上の余裕が出ているということはたぶんないかと思われま。

○樫谷先生 特にその他の都道府県なのかもわかりませんが、震災からもう3年半にはならないですかね、経過をして、かなり定着をしていっている。住みついているというのですか、元に戻らないというようなところもあると聞いておりますが、そこはこの中でどういうふうに配慮をされるのですか。つまり定着をしていって、だんだん不要になってくるのではないかと思うのですが、この見通し。

つまり、3年間で人数は余り減っていないのですね。そうすると定着していっているものとかその他のもの、つまりこれは何年やればいいのかと、こういう話なのですが、その見通しはどう思われているのですか。どういうふうに判断されていますでしょうか。

○文部科学省担当者 一般論で申し上げますと、事業の対象児童生徒数は、6万8千人から5万8千人、5万2千人と減少はしていっているところでございますが、まだやはりこれがゼロに近づいていっているような状況でないというのは、申請しておられる方々については、基本的にはまだ、被災からのダメージから立ち直っていない。他県に行かれる方であれば、やはり元の地域に戻りたいと思っておられる方々がほとんどなのではないかと思っております。

そういった意味で、この甚大な東日本大震災の被害、あるいは原子力発電所の事故によ

る避難の状況について先を見通すことは、現時点で困難であると考えてございますけれども、いずれにしましても先ほども御指摘ありましたように既存事業があることもございまして、最終的には被災者の方々の状況を踏まえて、いずれはこういった既存事業のほうにソフトランディングしていく必要はあると考えてございます。これにつきましては東日本大震災の復興状況を踏まえるとともに、政府全体の方針、あるいは自治体の要望を踏まえて、将来的なこの事業の終期について検討しなければいけないと考えているところでございます。

○文部科学省担当者 本日お配りしていませんが、一応別のデータとしまして、文部科学省として東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校の受け入れ状況について、震災前と居住地とは別の学校で受け入れた人数というものを調べております。新しいデータはないのですが、平成24年5月1日現在で、岩手、宮城、福島の3県の幼児児童生徒で他の都道府県の学校で受け入れた人数につきましては14,263人、平成25年5月1日現在で12,803人で、人数は減少していますが、そう大きく減少していないということは、先ほどから説明があるのですが、やはり福島原子力発電所の事故に伴う避難によるものがありまして、まだ定住するのか、戻るのかというところの判断をされていないと思います。ですので、先ほど説明ありましたが、なかなか見通しが立てづらいなと思うのが正直なところでございます。

○樫谷先生 それに関連してなのですが、定住するという意思を明確にした方と、まだ決まっていない方と、帰りたいという方と3種類あったとしたときに、決まっていない方とか、これから帰るという意味を表明されている方は別として、定住するという意思を表明された方は、通常の事業としてやれということと考えていいわけですね。そこで定住するのだとしたときには、まだ復興予算を使うのですか。

○文部科学省担当者 そこについては今後の課題等であります。現状のスキームの中で、この3者の対応をどうしていくのかということは事業の中としては明確に決めていなかったところでございます。

○文部科学省担当者 今の区分でいくと、あくまでも被災証明とか罹災証明を受けておられる。つまり、東日本大震災によって現に被災の状況にある方が対象になっているという状況でございまして、本人の意思というファクターは、事業の中では今のところ入れていない状況でございます。

○阿部先生 教えてください。この予算の執行状況で見ると執行率は66.7%ということなのですが、これは各自治体の要望等を踏まえて所要の経費を支出されているということだと思っておりますが、あと成果目標とか指標としては、人数がこの資料の4ページに記載されているわけなのですが、この事業は支援が必要な人たちに10分の10を支援することで、受けることができれば100%について支援が受けられるということだと思っておりますが、自治体において、必要としている人がこの支援を受けられている状況であるのか、あるいは何かの事情によってそういった支援が受けられない、取りこぼしのようなものがあ

る。そういった問題点というがあるのかどうか、その辺はどのように御理解されているか教えてください。

○文部科学省担当者　そもそも対象となる人数がまず何人いるかというところが正直分かっていないところがあります。ただ、基本的に、この事業に当たっては、自治体においてちゃんと周知をしていただきたいということのお話はさせていただいてまして、やはり既存事業の周知とともにこの震災事業の周知ということはされていますので、この制度から漏れるようなことは、全国全ての自治体でこの基金をつかってやっていますので、基本的にはないという認識に立っております。

○寺門参事官　松本先生、どうぞ。

○松本先生　効果測定なのですけれども、確かに人数の把握というのは一つ大きい効果だと思いますし、ニーズについてもそれがわかると思いますが、一方で、やはり対象としているのが幼稚園であったり、あるいはスクールバスがだめな場合の交通費だったり、様々な対象があるかと思うのですが、もう少し質的な意味での効果というのですか。こういう部分については既に大分カバーできるようになってきて、やはり残るのはここではないであろうとか、あるいは人数が減ってきているわけですが、減ったところについてはどうして減ったのだろうかとか。やはりこの事業の効果を、ほかの事業が、もしかしたらさらに効果的というか、この事業を使わないでも済むような人たちを増やす効果を得ているかもしれませんし、少し時間もたっていますので、こうした質的な意味での効果についてはどのように測定をされているか、あるいは今後しようと考えているかという点について教えてください。

○文部科学省担当者　先ほど人数で御説明をさせていただきました。それで、就学機会の確保ということを目標に掲げている以上、どのような形で目標が達成できているのかという御指摘は、誠にそのとおりで思っております。

事業を開始して3年経過したこともございますし、今回行政事業レビューということもございまして、各都道府県、特に被災3県にいろいろお話もお伺いしてみたところなのですけれども、まず大前提としまして、先ほど御説明しましたように、この事業が学用品の支給とか、奨学金とか授業料減免、学校種も異なる6つの事業から構成されているということ、それから、各自治体の被災や復興の状況もかなり違うということなので、なかなか統一的かつ客観的な評価を行うのが難しいというような、都道府県との話の中では感じているところでございます。

それで、被災している幼児児童生徒の就学機会を確実に確保するというところでございまして、通常の就学支援事業であれば、例えば進学率とか定量的な指標を設定するということができるのですけれども、それもなかなか難しいかなと思っております。そうは言いながら、では、このまま客観的な評価なしに、この事業をやっているのかというようなこともございます。本事業を実施する自治体、特に被災3県とも相談をしながら、あるいは国庫の事業を切り出す。例えばスクールバスとかそういうような形で切り出した形で

の評価も含めて、今後検討してまいりたいと思います。

○樫谷先生 今のところの確認なのですが、例えばポンチ絵の中で、小・中学校は学用品とか通学費とか、給食費とか医療費等となっていますね。この金額はどうやって見積もって出しているのですか。その都度その都度、医療費がかかった都度出しているのか、それともある程度概算でそれぞれの家庭に出されているのか。あるいは給食費だったら直接学校に出されているのか、どういう仕組みになっているのか。それとも各都道府県ばらばらなのか、どういうふうな仕組みなのか教えていただきたいと思います。

○文部科学省担当者 小・中学校の就学支援事業でございますが、既存の就学援助という事業がございます、これは市町村が行っている事業なのですが、実は様々なやり方があります。学用品費みたいなものについては、通常定額の単価を決めて、それで年度当初1回とか、または学期ごとにお支払いするような形。

それで、通学費につきましては、支出は、こういう被災地についてはバスとかが実際余り運行されていない状況ですので、実際にはスクールバスの運行経費になっていますので、基本的には個人のほうに渡らないで、本来個人が払うべきものを自治体がバス会社に払うというような形で対応しています。同じような形が、学校給食費が先ほどお話がありましたように、基本的にはやはり個人からまた学校に戻りますので、通常学校にそのまま代理受領という形でお渡しします。

そのほか、修学旅行費みたいなものはやはり額が大きいということと、急遽参加しなくなるような人もいたりしますので、基本的には精算払いとかいう形で支払いしている自治体が多いということがございますが、費目ごとにどういう形で出すかというのは、その費目の性格と、あとは自治体の事務のやり方で実はいろいろなバリエーションが正直ございます。今、お話ししたのがその一般的なやり方ということでございます。

○樫谷先生 今の続き、よろしいですか。

○寺門参事官 お願いします。

○樫谷先生 ということは、必ずしも用途に、対象費目に合わないものがお金として出ている可能性があるし、あるいは適切に使われていない可能性もないわけではないということですか。

○文部科学省担当者 費目ということ指定してそのお支払いをしている形になるので、基本的にはそういうことがないという認識には立っておりますが、確かにおっしゃるとおりで、学用品費みたいなものは、基本的にはもらったお金で各世帯のほうで必要な学用品費を買うということがありますので、そこまではやはり自治体でフォローはできていないとは思っております。

○寺門参事官 よろしいでしょうか。

失礼いたしました。松村先生、どうぞ。

○松村先生 最終的にソフトランディングさせて既存の事業に収束させていくという過程で、平成27年度以降補助率を徐々に下げていくとかというようなやり方というのは考える

ことは不可能なのではないでしょうか。ある日いきなりなくなってしまうというのではなく、そういうソフトランディングというのは考えられないのでしょうか。

○文部科学省担当者 この事業、発端がやはり東日本大震災が未曾有の震災であるということで、幼児児童生徒の就学機会の確保を確実にを行うために、基金でもって、しかも国が全額負担するという形で平成23年度に実施させていただきました。

それで、御指摘のように震災後3年たったことから、被災地の復興状況や被災者の経済状況、さらには被災した自治体の財政状況等、いろいろと状況の変動はあると思いますので、そういった状況をよく勘案しつつ、ただ、すぐ既存事業と同じにすることはなかなか難しいと思いますが、御指摘の補助率のあり方についても私ども検討してまいりたいと思っております。

○寺門参事官 上村先生、お願いします。

○上村先生 ありがとうございます。

事業の概要に、これは1番目ですね。東日本大震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児・児童・生徒に就学支援等を実施するということですが、この経済的理由というのは非常に大事だと思うのですが、対象となっている方々の経済的な状態というのは、どこまで把握されているのでしょうか。

○文部科学省担当者 そうですね。各自治体で対象者を決めているところもございますので、国として経済状況がどういう方々というところまでの把握は、正直できておりません。

○上村先生 事業概要が経済事情というところを掲げていることもあることから、そこはやはり把握をして、経済事情がかなり改善している方もおられると思いますので、その部分の補助率をどうするかというきめ細かな制度設計をつけるべきだと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○文部科学省担当者 先ほども申し上げましたように、東日本大震災ということで急遽作りました事業でございますので、これを今の状況に合わせて、より適切な形に修正していく、そういった中で、先生の御指摘のことも含めて検討してまいりたいと思っております。

○寺門参事官 審議中でございますけれども、お手元のコメントシートも適宜御記載をお願いしたいと思います。記入が終わった先生はシートを回収させていただきますので、お知らせ願いたいと思います。

まだ、若干時間ございますけれども、引き続き御質疑等ございます先生方には御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○松本先生 やや先の長い話であります。平成26年度までとされながらも、自治体のほうからは継続の要望がある。復興特別会計は平成32年度までということもありますので、少し長いことで御質問したいのですが、例えば被災された方がその後お子さんを出産されたり、そういうような形でいわば被災2世というか、あるいは次の世代にまで就学者があらわれてきたときについては、今のところはどのような対応をされるような予定なのか、あ

るいはまだ考えたことがないのか、お願いします。

○文部科学省担当者 正直申し上げまして、まだ考えてございません。復興自体非常に長いスパンの課題であるという認識は持っておりますけれども、全体、被災者の方々への支援、避難された方々の支援をどう行っていくのか。これはこの事業だけ切り出しての話でもないのかなと思っております。ほかの復興支援策、避難者への支援策も見ながら、あるいは自治体の要望も見ながらと考えてございますが、この事業のよりどころになっている高校修学支援基金の期限が平成26年度までということで、とりあえず26年度までの事業になったものでございます。そうは言いながら、先ほど申し上げておりますように、この事業のソフトランディングというものも一つ大きな課題であると思っておりますので、ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、ほかの復興事業の状況等も見ながら、あるいは自治体の要望を見ながら、総合的に考えてまいりたいと思っております。

○松本先生 事実関係だけなのですが、例えば震災で経済的な打撃を受けて、他の都道府県に移るなり、あるいは経済的に困窮をして、その過程でお子さんを設けられて、その子供が保育園に行くというような場合に、この保育料というのは今のところ対象になっていると理解してよろしいのですか。

○文部科学省担当者 そうですね。世帯として被災している世帯かどうかという形で見ていますので、今、言われたような方も対象になることはあります。

○寺門参事官 ほか、いかがでしょうか。

○樫谷先生 各都道府県から継続の依頼が多いということなのですが、このままやってくれという話なのか、それとも趣旨さえ合っていれば、変えてもいいということなのか、そこはどのような申し入れが多いのでしょうか。そうではなくて、単なるこういう支援事業を継続してもらいたいと、これだけの話なのですかね。中身のこととか、資金の出し方とか、そういうようなことについては特に申し入れというのはないのですか。

○文部科学省担当者 現状としては、基本的にやはり平成26年度で事業が終わってしまうということを自治体のほうが相当懸念をしておりますので、まずは事業の継続ということを優先するような形で要望は出てきております。

○上村先生 もうレビューシートを出してしまったのであれなのですが、これは都道府県ごとの残高があるわけですが、平成25年度末の残高ですが、それで平成26年度末までの事業ですね。これはまた基金が枯渇してしまうような自治体というのは予測できていのでしょうか。そういうことは今後はあり得ないと考えていいのでしょうか。33億円でしたか、積み増したということだと聞いているのですが。

○文部科学省担当者 まず、平成26年度については枯渇することはないように措置したつもりです。また、5県の執行状況を見ますと、実際に33億円分がなければ足りなかったところもありますが、実は平成25年度それほど使っていなかったもので、33億円積み増さなくても何とかいけたのではないかとというようなところもございますので、平成26年度は大丈夫です。

ただ、平成26年度で終わるという前提で予算を組んでおりますので、このまま基金を続けるとした場合は、平成27年度以降については多くの県でたぶん基金が足りなくなるというような状況になると思います。

○上村先生 分かりました。

一旦基金事業をやめるという選択肢もあると思うのですが、もちろんそのまま事業の内容を変えて通常の事業に戻してくという方法はあるわけですが、その場合は基金を国庫にまず戻すということが考えられるわけですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○文部科学省担当者 国庫に戻す形になっております。

○上村先生 分かりました。

○寺門参事官 ありがとうございます。

今、全員先生方からシートを頂戴しまして、集計してございますので、もう少々お待ちください。また、この間御質問等ございますれば、適宜御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

○上村先生 細かい質問ですが、すみません。

都道府県別の執行状況の交付金の表を見ていると、運用益がゼロのところがあるのですが、どういう事情でゼロになっているのでしょうか。

○文部科学省担当者 こちらにつきましては、現時点では運用益の算定がまだできないということで、とりあえずゼロで計上しているという状況でございます。

○上村先生 そうですね。残高がプラスなのにゼロというのはちょっとおかしい話なので、分かりました。では、ゼロというのは数字が分からないという意味でゼロですね。

○文部科学省担当者 はい。

○松本先生 シートを出した後なので、少し興味、関心も含めてなのですが、今回は積み増しの対象が宮城県、新潟県、京都府、静岡県、熊本県と伺っているのですが、熊本県がどうしてなのかなというものが少し気になるのですが、もし何か把握をされていたら教えていただきたいなと思います。

○文部科学省担当者 たぶん足りなくなった5県の状況というのはいろいろあると思うのですが、一つ考えられますのは、当初、平成23年度に基金に積んだ金額というのはそれぞれの県のある意味予測に基づいて、どれぐらい避難者が来るだろうというような予測。それで、慎重なところは多目に基金を要請されて、ある程度このぐらいと置いていたけれども、予想以上に避難者の方が来られたというようなところは、その後3年の状況で予想以上に経費がかかってしまった。考えられるのはそういうところだと思っております。

○松本先生 では、特に熊本県に何か集中したというよりは、単に最初の見込みとのギャップということなのですね。

○文部科学省担当者 ひょっとしたら何かあるのかもしれませんが、今、一般的にお答えできるのはそれぐらいのところでございます。

○樫谷先生 ということは、都道府県によってかなり過不足があるということですか。

○文部科学省担当者 都道府県別の表を見ていただければわかりますように、相当基金が余されているところもあれば、例の5府県のように、やはり3年でほとんどなくなってしまふというところもございますので、そこは当初の見込みと、それから避難者の方が現に来られた状況でかなり差が出てきているのではないかと考えてございます。

○樫谷先生 平成26年度で余ったところは、一回返してもらおうのですか。仕組みとして、一旦精算してもらおうのですか。

○文部科学省担当者 現状の仕組みですと、平成26年度までという基金の終期がありますので、その終了時に残っていた残額は国庫に返納という形になっております。

○松本先生 この事業の中の「被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業」というものなのですけれども、これが比較的執行実績が少ないのですが、これはどういうもので、どうして少ないのかというのは何かありますか。

○文部科学省担当者 失礼いたします。

当該事業は、特別支援学校という、いわゆる障害のあるお子さんが通う学校を対象にした事業でございますので、そもそも全体として対象になるお子さんの数が非常に少ないというところが背景としてあろうかと思っております。

当該事業につきましては、もともと既存の事業でそういうお子さんには就学奨励というものを行っておりますので、そこから被災によって家計が苦しくなって増えるようになった経費であるとか、もう一つは、被災によって障害を負ったお子さんというような形で、被災者であるということと、特別支援学校に就学するという両方が両立するケースですので、そう大きく出てくるものではないというところがございます。

○樫谷先生 国の事業としてやっているわけですね。要するに、既存の都道府県の事業に国が乗っかってやっている感じになるわけですか。国の事業としてやっていることになるわけですかね。それとも、都道府県の事業になっているのですか。

○文部科学省担当者 事業としては既存事業も、この被災事業も自治体、都道府県、または市町村でやっている事業もございますので、それに対してかかった経費を国が支援をしているという形でございます。

○寺門参事官 若干の時間を要してございますので、もう少々お待ちいただければと思います。

○上村先生 まだちょっと時間があるなら、少しいいのですか。

やはり平成26年度までと、それ以降は分けて考えたほうがいいと思うのですね。それで、集中期間とその後の平成32年度、復興特別会計は平成32年度までですね。という理解でよろしいですね。

○梶原補佐 復興特会自体が、設置法とかそこら辺の関係で10年間復興庁が設置されますので、基本的には現在では平成32年度までということになります。

○上村先生 分かりました。

平成32年度という区切りと、この事業自体の区切りがやはりあるわけですから、そのこの

第1フェーズ、第2フェーズは分けて、第1フェーズは平成26年度で終わる。そこから先の話はまた別のスキームを考えていくべきかというような印象を持っています。コメントです。

○樫谷先生 既存事業も基金でやっているわけですね。それに今回それに上乗せしたわけですね。

○文部科学省担当者 既存事業は基金ではないです。

○樫谷先生 ではない。

○文部科学省担当者 既存事業について、多くの事業は、単年度の国の補助事業でございます。

○樫谷先生 そうでしょうね。

(結果配付)

○寺門参事官 それでは、取りまとめコメント案の準備ができましたので、阿部先生、御説明のほどお願いいたします。

○阿部先生 取りまとめなのですが、評価結果としては、「事業全体の抜本的改善」とされた方が3名、「事業内容の一部改善」とされた方が2名、「現状どおり」が1名ということでした。

主なコメントを御紹介しますと、被災地における就学機会の確保の観点から重要な事業であるが、今後、長期的視点からソフトランディングに向けて支援機関及び支援比率について具体的検討を進めていくべき。

執行率を高めることが急務。

出口をどうするのか、今から十分に検討すべき。対象者がゼロになるまで続くのであれば、いつまでも終わらない。

平成27年度以降については基金のスキームを廃止し、単年度の事業として行うべきである。

執行状況にとどまらず、中身に踏み込んだ効果測定が必要である。対象事業、対象費用、あるいは支援が必要でなくなった人など、もう少し質的側面を含めた成果の検証が必要である。

最後に、各都道府県の対応が異なるということであるが、国の予算を使うことから不公平のないようにするべきということでした。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としましては「事業全体の抜本的改善」といたしたいと思います。

取りまとめのコメントといたしましては、1番目、必要性の高い事業であるが、終了時期について判断ができるよう交付対象世帯の状況の把握等を含めた成果の検証に取り組む必要がある。

2番目、事業の継続に当たっては、震災直後との状況の変化を踏まえ、基金方式の見直しや補助率の引き下げを含めた内容の見直しについて検討が必要である。

以上でございますが、御意見があればお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○寺門参事官 いかがでございますでしょうか。御意見があればお願いしたいと存じます。

○阿部先生 特に御意見がないようであれば、先ほど御紹介しました取りまとめコメント案を、本事業に対する結論といたしたいと思っております。ありがとうございました。

○寺門参事官 ありがとうございました。

次の福島県の観光関連復興支援事業の議論に移りますけれども、準備等ございますので、11時10分から再開いたしたいと思っております。

ありがとうございました。

○文部科学省担当者 どうもありがとうございました。

(文部科学省関係者退室・国土交通省関係者入室)

○寺門参事官 それでは、予定時間よりも早うございますが、おそろいでございますので、2番目の事業でございます「福島県における観光関連復興支援事業」に入りたいと存じます。

グレーの資料の全体資料のインデックスにございます2ページに示してありますとおり、この事業の復興調査における位置づけといたしましては、原子力災害からの復興・再生の中の風評被害対策に当たります。資料といたしましては、国交省さんのインデックスなる部分の10ページからになります。

それでは、所管部局でございます国土交通省から、御説明をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○国土交通省担当者 国土交通省観光庁観光地域振興課長のカワタキと申します。よろしく申し上げます。

それでは、資料に基づきまして概要の説明をさせていただきます。

10ページをお開きいただきたいと思います。事業名が「福島県における観光関連復興支援事業【国土交通省】」、平成25年度から事業開始をしております。

予算的には、平成25年度が3億7,800万、26年度も3億7,400万ということで計上しております。

事業の概要でございますが、書いてございますように、福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して、国としまして補助を行うというものでございます。

その下の事業メニューでございますが、福島県が事業主体ということもあるものから、福島県が策定をいたしました福島県観光関連復興事業実施計画がございますが、これに基づきまして、風評被害対策及び震災復興に資する事業に対して、国費としては経費の10分の8という補助を実施させていただいているところでございます。

続きまして、その後に添付させていただいております補足資料で補足をさせていただきたいと思っております。

1ページは、今ほど説明をいたしましたけれども、一番下の行だけちょっとごらんいた

だきたいと思います。平成25年度の福島県全体の観光の関連予算。これは約13億余ございまして、これ以外に先ほどの事業3億8千余を国として補助の対象として実施しているということでございます。

引き続きまして、2ページでございますが、事業の流れでございますけれども、緑色の色が塗ってあるところでございます。福島県において、先ほど申しましたような事業計画、中長期計画を策定していただいて、平成25年度からは、それに基づきまして観光庁に対して補助申請がなされたものに対して補助を行う。

その補助を行うに当たりましては、緑の一番右にございますが、私どもでも専門的な見地から検討していくための第三者委員会というものを設置いたしまして、この委員の皆様方の御意見を賜りながら事業採択をしているということになってございます。

3ページ目でございますけれども、今と同じような流れでございますが、一番上に書いておりますように、今、福島県、観光的には原子力の事故の関係もございまして、風評被害対策がきわめて深刻な状況になっておりますが、これは一時的な問題ではなく、中長期的な問題という認識を我々も福島県もしておりますものですから、単発的な事業ではないような、中長期的な事業を対象にして補助事業を行っているという流れを、簡単に18ページに記載をしているところでございます。

具体的な中身でございますけれども、次の4ページに、平成25年度事業の一覧ということを書かせてもらっています。

①が国内プロモーション。要するに、国内の観光のお客様に対してのプロモーションということで、いろいろな事業ございますが「風評払拭国内誘致総合対策事業」、あるいは「日本一の観光地づくり推進事業」等々という名称でございまして、後で若干例として具体の事業の補足をします。

②は、海外他に対しても風評対策としてプロモーション事業などを実施しているということ。

③としまして、審査前は教育旅行、いわゆる修学旅行の数がかなり福島県はあったわけでございますけれども、今、激減しておるということもあって、教育旅行の再生事業として幾つかの試みをさせていただいているというところでございます。

5ページは、平成26年度事業なものですから、これはちょっと時間の関係もあるので省略をさせていただきます。

次は、21ページです。先ほど申しました第三者委員会のメンバー。観光や、あるいは地元詳しい3名の方に今、お願いをしているところでございます。

次の22ページでございますが、観光客中心の宿泊施設の伸び率を書かせていただいています。黒い線が全国、青い線が東北6県、赤が福島県ということでありまして、平成23年度からずっと月ごとに数字をとっておりますけれども、福島県はなかなか0%、要するに、対前年より伸びている。ゼロというのは上のほうに線が入っていると思いますけれども、ずっと下回った、下のところに来ているところでございます。全国的には景気の状態の関

係もあって上向き加減になっているのですけれども、福島県についてはなかなかまだまだ厳しい状況にある。若干右肩に上がってきたなという感じもするのですけれども、今、こんな状況でございます。

次の23ページも、これは外国人の宿泊だけをとったデータでございますが、やはり対前年のゼロよりは下回っている数字になってございます。

24ページに、具体の事例としまして、国内関係の観光「日本一の観光地づくり推進事業」なるものを福島県さんが行っておりまして、これに対して我々補助しているわけでございますけれども、記載をさせていただいています。

簡単に言うと、県内の観光地の魅力の底上げということで、中ほどにある（1）にあるように、観光資源はどんな資源があるかということのを改めまして開発事業をして、さらには目玉となるような観光資源の開発をしていこうという事業でございます。

引き続きまして、26ページになります。外国系の事業の例でございます。一番上に書いてございますように、海外風評対策事業の主要市場のプロモーション強化事業。これは中国をイメージした事業でございますが、例として記載しております。

①に書いてあるように、インセンティブ旅行。このインセンティブというのは、非常にキーパーソンになるような旅行のエージェントとか、企業の担当者の方々を福島にお呼びして、招聘をして、福島県の安全性、風評被害の問題とか、あるいは福島の魅力についてPRするという事。

① も同様な形で、現地の旅行社に来ていただくこと。

③については、いわゆるパワーブロガー。発信力のある方々についても福島においていただくような事業でございます。

最後の資料27ページ、28ページに、国内・国際ともに福島空港が一つの交通のアクセスのポイントになっているわけでございますが、なかなか厳しい状況になっているというデータでございます。

上が国内線のお客さんの数でございます。22万何がしという数字でありましたが、現在は非常に少ない、3万9,000何がしというような数字。国際線についても同様に、定期便が今までありました。6万数千人のお客さんがいたのですけれども、今はチャーター便のみになっているので、1,000～4,000ぐらいのオーダー。平成26年度は、4月5月は年度でとっているの2カ月分だけなので、ちょっと伸びる傾向になってきているのかなというような状況でございます。

28ページも同様の資料ですが、ちょっと省略をさせていただきます。

以上でございます。

○寺門参事官 ありがとうございます。

この事業を公開プロセスの対象として取り上げた観点につきましては、事業内容の詳細や事業実施による具体的成果等について検証を行い、今後のより効率的・効果的な執行を図るための改善方策について検討する必要があるという観点でございます。

お手元の論点等説明シートに記載しておりますとおり、論点といたしましては「事業実施による効果を把握するための取組について検討が必要ではないか」。また「成果指標や目標値の適切な設定、事業終了時期の判断基準についてどのように考えるべきか」等があるのではないかと考えてございます。

それでは、これまでの御説明等を受けまして、質疑に入りたいと思います。御質問等ある先生方は、挙手をお願いいたします。

○樫谷先生 まず、1 ページ目。10ページというのでしょうか、説明シートのほうですが、平成25年度で執行率87.3%ということになっているのですが、この87.3%というのはどういうふうに読んだらいいのかですね。十分達成、予定どおりできたという話なのか、予定を下回ったという話なのかというのがまず一点。

それから、15ページに相当するのですか、「支出先上位10者リスト」というものがありますが、この上位10者に限らないのですけれども、それぞれ業務概要がありますが、なかなか評価しづらいものもあると思いますが、この評価というのは福島県がするのか、あるいは国土交通省もこの評価を行うのか、それはどうなのか。あるいはその評価の結果が何かあれば、福島県からの報告なのか、国土交通省の評価なのかちょっとわかりませんが、あれば教えていただきたいと思います。予定どおりなのかどうなのかという話です。

○国土交通省担当者 それでは、最初の御質問の執行率についてでございますけれども、我々これは初年度の事業でもあり、若干予算の成立の時期もややおくれたということもあったものですから、このくらいなのかなと思っております。しかしながら、こういう我々としては大事な、福島県というのは重要な事業であると思っておりますので、これについては、今年度限りなく100に近づけるように、福島県さんと今、御相談をしながら進めているというところでございます。

それから、2番目の御質問の、いろいろな事業をしている中での評価を誰がやるかということですが、これは福島県もやることになると思いますし、補助をしている我々観光庁としても評価をしていきたいと考えてございます。

昨年度事業については、まだ具体的な数字的なものが出てきていないこともあって、余りこの場ではお示しされていないのですけれども、個別の事業というよりはやや総論的になってしまうのですけれども、先ほど申しましたお客様の数ですとかですね。宿泊をする数とか、あるいは旅行会社がいろいろなツアーを造成していただいている数とか、そんなものについて今後フォローをしていきたいと思っております。

○寺門参事官 上村先生、お願いします。

○上村先生 ありがとうございます。

こういう観光物の事業というのは非常に評価が難しいなというふうに今、率直に思っています。「支出先上位10者リスト」を見ても、この事業によってどれだけ観光客がふえているのかということ測定するのは、非常に難しいなという気がするのです。

ただ、そういう意識を持たないと、では、何でもやっていいのかという話になってしま

うので、そこをどう考えるかというのは、私もコメントしていて非常に難しいなと思っています。

それで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、恐らくこの事業を採択するときは、外部有識者なり第三者委員会が企画競争なりを見ながら採択をされているというようなイメージでよろしいでしょうか。

○国土交通省担当者 発注、受委託の関係のことですか。

○上村先生 はい。

○国土交通省担当者 そうです。企画競争を福島県さんがやられていると思うのですけれども、競争するときにおいて一番効率的な、事業がうまくいく会社を特定して発注をされているのだと思います。

○上村先生 そうすると、ある程度効果が見込まれるというような想定で発注をされているというようなことですか。

○国土交通省担当者 そうです。

○上村先生 わかりました。

それで、委託先の方々と有識者なり第三者委員会とは全く別物になっているというようなことでよろしいですか。

○国土交通省担当者 はい。全く別でございます。

○寺門参事官 では、松村先生。

○松村先生 今、話に出た第三者委員会なのですが、21ページにあるこの委員会なのですが、具体的にどういう役割を果たし、それから、年1～2回程度ということなら、今までやった回数とか全部わかるわけですね。それぞれの回数で何をどう議論し、何を検証したのかというのを教えてください。

○国土交通省担当者 お答えいたします。

昨年度2回開催をしまして、今年度1回開催をさせていただきました。昨年度2回は、この事業を採択するときこういうことを国として補助金対象として採択をすることについての議論をこの場でしていただきました。2回というのは、1回目と追加で、初年度ということもあって2回交付をしたものですから、そのたびに1回ずつやらせていただきました。

今年度は3月に、4月にこのお金を補助金として交付するときに前段に、事前にこの委員の皆様こういう事業を行うのだけれどもどうでしょうかと、いろいろな御意見を賜ったところでございます。

○松村先生 公募案件の選定にもかかわっているということですか。

○国土交通省担当者 実際の業者さんの発注ではなくて、国が補助の対象として交付する事業について、あるいはその中身について、この委員会の方に見ていただいているということです。よろしいでしょうか。

○寺門参事官 よろしいでしょうか。

では、松本先生。

○松本先生 今の松村先生の確認です。それは、つまり候補案件から選ぶ過程なのか、もう決まった後でそれをどうするのか、具体的にはどちらの役割なのか。

○国土交通省担当者 決まる前でございます。もちろん我々としてこういう形でやりたいよという案をつくりまして、それを第三者委員会の皆様にごらんいただきまして、議論をしていただきました。それは単なる名称だけではなくて、中身もいろいろなことが、こういう事業をやるのだよということについてもいろいろなアドバイスをいただいたところでございます。

○松本先生 若干民間の人がいるので気になるのですが、御本人は存じ上げませんので単に所属のことだけ伺いたいのですが、株式会社交通新聞社というのはどういう新聞社なのか。

○寺門参事官 お答えのほうお願いいたします。

○国土交通省担当者 詳細につきましては本日資料を用意させていただいておりませんが、基本的には交通関係の業界紙と申しますか、関係のニュースについて報道されている新聞社であるというふうに承知しております。

○松本先生 これは応札に参加する企業との独立性とかその辺については担保されていると理解してよろしいのですか。

○国土交通省担当者 その点につきましては、私ども国のほうで第三者委員会という形で福島県への補助金の交付決定というのを行わせていただきまして、それとは全く独立の動きとして、福島県のほうで交付されたお金について事業の企画競争をされているという形になっておりますので、独立については担保されているものと考えております。

○松本先生 その話はもしほかになれば、一点私から伺いたかったのは、県が13億でこの事業で3億ということなのですが、先ほどのポンチ絵の事業を拝見しましたけれども、要するに、県がやることと国がやることというのはどのようにデマケーションされているのか。見てみると県がやってもおかしくないようなプロモーションもあるようにも思うので、そのあたりをどういうふうにデマケーションしているのかということをお説明願えますか。

○国土交通省担当者 プロモーション、PRについては、先ほど冒頭で申したように、単発的なものについては我々としては補助対象としておらず、中長期的な視点での事業に限って実施をしていることにしておりますが、これは福島県においてもそういう中長期的な事業が主なものですから、そこは齟齬がないと思います。

例えば、我々が補助対象にしていない事業で言うと、県の中には県の外郭団体的なところに一括受託をして、そこで観光のいろいろな事業を行っているような事業もあるのですが、そういうものに対しては国としての補助の対象外になっているとか、あるいはいわゆるアンテナショップというものを御存じだと思うのですが、その運営費の補助を県はしているようなのですが、そういうものについては国としては補助の対象外になっている

というようなことで、例えて言えばそのような仕分けをしてございます。

○松本先生 具体的に言いますと、例えば風評被害というのは、確かに今回の震災の被害にかかわること。これは私自身の意見を申し上げますと、もちろん風評は防いだほうがいいですが、しかし実際のリスクはリスクとして捉えるという意味で、余り軽々に使うのもどうかと思うところはあると思いますが、いずれにしても、そうした原子力発電所の事故に伴うものについて国が補助をするというのは理解ができるとも思うのです。一方、やはり観光、県の振興というのは一義的には県が行うことだと思うので、私のような外部の人間から見ると、そこに特化するのであれば、確かに復興予算かなと思います。

若干よくわからないのは、風評プラス地域振興的なものが入ってきた場合、際限がなくなる。つまり県がやることとの間の境目がどんどん見えなくなるのではないかなと思うのですが、そのあたりについては観光庁のほうとしてはどのようにお考えになっているのですか。

○国土交通省担当者 もともと本事業の対象が、冒頭申しましたけれども、福島県さんが策定した福島県観光関連復興事業実施計画というものに基づいて、それに位置づけられているものに対して補助を行っております。これは名称からわかるように、観光の復興事業という計画でございますので、私どもとしては、この計画に入っているものについては基本的には単なる地域振興ではなくて、原発事故に伴う風評被害対策とか、その他もろもろの観光の復興事業だというふうに認識しておりますものですから、そこについては、齟齬がないのではないかなと考えてございます。

○松本先生 最後に確認ですが、では、県の計画に対してはある種どんぶり勘定と言ったら変ですけども、県がやるものもあれば国がやるものもあって、別にここは県がやり、ここは国がやるという明確な基準を考えられているわけではないという理解でよろしいですか。

○国土交通省担当者 基本的には全て福島県の行う事業でありますので、そこに対して国が補助する事業については、予算の範囲内ということもありますけれども、さっき言った中長期的な視点でなっているものとか、いろいろな事業の中ではより効果があるものを我々としては補助の対象にさせていただきたいなということで、そういう目で先ほどの第三者委員会にもチェックをしていただいていると考えてございます。

○寺門参事官 では、松村先生。

○松村先生 中長期を重視しておられるということを繰り返し言われて、資料にも書いてある。一方で、短期のこととの組み合わせということもあるのですが、実際に15ページに書かれているようなもので重要性はわかるのですが、どう見ても中長期重視というのと合わないようなものもあるように見えるのですが、それは誤解でしょうか。

例えば「大河ドラマ『八重の桜』キャンペーン事業（周遊誘客宝探し事業）」というようなものが、もちろんこじつければ中長期的な効果があるとかということは言えると思うのですが、まさしく短期のものに見えるのですが、そういうものとの整合性とかい

うのはどうお考えですか。

○国土交通省担当者 「八重の桜」については、これは台湾だったですかね。これは日本でやった翌年に、再放送を向こうの国でやってございまして、国内でも「八重の桜」効果というものは、会津地方では非常に大きかったのです。ですから福島県としましては、台湾などの外国向けに対しても非常に大きいチャンスではないかと考えてございまして、そういう意味では、単年度というよりはこれから中長期的にこの「八重の桜」のキャンペーンというのは実施をしていこうと、この単年で終わるというものではないと考えてございます。

○寺門参事官 阿部先生、お願いします。

○阿部先生 17ページの資料の中で「補助金の要件」という言葉が出てきて、要件を満たした事業に対して審査を行っているということなので、この要件というものについては恐らくその前の16ページにある中ほどの【要件】ということだと思っておりますが、この1)、2)、3)という要件が非常に抽象的な要件でありまして、事業を絞り込んでいくという要件にしては少し漠然としているのかなという印象を受けるのですが、今までの議論の中で、果たして風評被害対策としての支援にふさわしいかどうかという観点から見ると、この1)、2)、3)がor(オア)でつながっている要件であるのか、and(アンド)でつながっている要件であるのか、ちょっとわかりにくい部分があるのですが、どこまでこの要件の具体化を図っていくかということもまず第一点重要だと思うのですが、この要件が多少曖昧であるところに問題はないのだろうかという論点が1つ。

あと、2番目にちょっと伺いたいのは、12ページの資料の中で、改善の方向性として県が行う事業であるということはよく理解できたのですが、福島県における各事業の成果検証を反映させていく。これは非常に重要なポイントだと思うのですが、先ほど説明いただいた資料からはなかなか成果が上がっていないのではないかと。逆に言えば、成果が出ているところが少しわかりにくいのですけれども、福島県としてこの事業の成果検証というのがどういうふうに行われているのか、説明をお願いしますでしょうか。

○寺門参事官 では、説明をお願いいたします。

○国土交通省担当者 成果検証については、先ほどお客さんの数のグラフなどは出しましたけれども、PR効果がこれであるのか、ないのかというのは、正直はっきりと明確に数字として出せるものではありません。いろいろな総合的な影響があると思っています。原発のいろいろな事故があるたびに、いろいろPRをしてきたのにまたお客さんが大きく減っているのが現実の世界なものですから、観光のセクションだけでPRするのにも限度があるとは思いますが、やはりこういう形で税金を導入してやっている事業でございまして、おっしゃられるように成果の検証についてはしっかりとしていきたいと思っております。

具体的には、繰り返しになってしまいますけれども、やはり観光でいきますとどうしても最終的にはお客さんの数ということになってしまいますものですから、国内・外国、お

客さんの数も単なる入り込みなのか、あるいは泊まれる数なのか。これについてはよりしっかりと、期間も短くとれるようにしていきたいというふうに福島県と今、御相談をさせていただいているところでございます。

○寺門参事官 最初の質問の、要件の適切性についてはいかがでしょうか。

○国土交通省担当者 福島県には、先ほど申しましたような計画を、16ページの【要件】の1)、2)、3)があるのですけれども、3番目の実施計画というのはかなり詳細な計画になっています。具体的な事業名も書いている内容になっておりますので、3番目が一番きいてくるのかなと思います。これは全部兼ねる、要件としてはかぶるわけなのですけれども、実質的には3番目が一番強い要件になっていると思います。ですから、この事業の中身からさらに国として1番、2番、当てはまるようなものについて優先的に補助採択をしていくというような構造になってございますので、実際運用している事務局としましては、今のところこれでうまく回っているようでございます。

以上です。

○上村先生 19ページに「平成25年度事業の一覧」と、20ページに平成26年度の支援事業と具体的な事業の内容が書かれているわけなのですけれども、ざっと見させていただいて、これはどういう事業が効果的なのでしょうかという質問をさせていただきたいのです。それも短期・長期とかいろいろあって難しいとは思いますが、何かプライオリティーをつけておられるのかどうかということです。

○国土交通省担当者 繰り返しののですが、観光についての数字が今、現に定量的に出されていないところもあって、難しい部分もあります。通常はやっているのですけれども、福島の場合はちょっと特殊な要因があって、なかなか数字としてまだ検証されていないところがございます。これは今年度、昨年度事業についても今、数字を取りまとめているところでございますので、検証結果をしっかりと出していきたいと思っているのですけれども、その結果を見てプライオリティーというのでしょうか、効果分析としてどれが一番効果があったかというような勉強を、福島県と観光庁でやっていきたいと思っております。

○上村先生 福島県の復興はすごく大事だと思うので、そういう意味では効果的な事業に絞り込んでいくというのは非常に大事だと思うのですね。

それで、観光の事業というのはなかなか効果測定が難しいとは思いますが、とはいえ、非常に効果の薄いことをやるということは、国民の税金を使っている上ではできないことなので、そういう意味ではこういう事業の一覧はある中で、どの事業が効果的なのかということは意識しながらやっていただくとありがたいかなという、これはコメントです。

○樫谷先生 この資料を見る限り、あるいは上位10者を見ると、中国と韓国に力点を置いているようなイメージがあるのですね。今、中国・韓国は非常に厳しい状況なので、中長期的ということの観点であるならば確かに必要かもわかりません。ただ、短期的にはなかなかいくらアプローチしても難しいという側面もあると思うのですが、これはやはり中長

期的だから韓国・中国に力点を置いている。それ以外の国、ASEANなどは、本体、つまり福島県本体の観光事業でアプローチしているというふうに理解してよろしいのかというのがまず1点。

それからもう一つ、22ページのところで折れ線グラフがあるのですが、最初のころ、23年度の5月、6月かな。これが相当、10%も赤い折れ線が伸びていますね。これは何か理由があるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○国土交通省担当者 最初の韓国・中国のお話なのですけれども、20ページ、先ほど説明を省略いたしました。これは今年度事業について参考につけております。記載がちょっとわかりづらくて申しわけございません。これは26年度事業の特色ということで書かせてもらってまして、③は「韓国へのプロモーション強化」ということで、韓国しかやっていないような記載になっておるのですけれども、これは全国、各国やっております。それで、平成25年度については韓国では全くこういうことはできなかったのです。非常に厳しい状況だったものですから。それで平成26年度は韓国を新たにやるよという意味でこのような記載をさせてもらいました。

実際は、今年度もそうなのですけれども、その前の19ページにあるように、韓国もそうなのですが、あるいは中国、台湾、ASEAN各国にプロモーションを実施しているということもございます。

○国土交通省担当者 2点目の、22ページの宿泊施設の伸び率の資料のほうでございますが、こちらについては、基本的には県のほうで取りまとめて、我々に御提出いただいているものでございまして、詳細な理由の分析についてはなかなかできていないのですが、基本的には福島県のほうからは伸びております平成23年の3月以降の時期については、例えば、復興のためのボランティアであるとかそういった方々がふえたのが原因ではないかというふうに推測されると聞いております。

それで、あくまでこの資料なのですが、観光客中心の宿泊施設の伸び率とさせていただいておりまして、下に注書きございますが、観光目的の宿泊者が全体の50%以上と回答した施設というところからの数字をいただいておりますものでございまして、必ずしもこの全ての数字が観光客というわけではございませんので、今、申し上げたようなボランティア等々の需要があったのではないかというようなところでございます。

○寺門参事官 中里先生。

○中里先生 私は、割とこういう問題については余り厳しい感覚を持ってなくて。というのは、これは広告宣伝活動のようなものなので、ブランドというような無形資産の価値の、著しく毀損されたブランドの価値を回復するわけですね。それは企業とか市場ではできないことだから、国や県がやらざるを得ない。効果があってもなくてもとにかくやらないことにはどうにもならないという深刻な事態ではないかと思うのです。

そうすると、単に一福島の話ではなくて、日本全体の問題として、多方面から繰り返しかくやれることを、うそをつかないで事実を述べるということですが、やれることを

やりながらプレゼンスを高めるという以外方法はなくて。そうすると当たる場合もあるぐらいの、少しオプティミスティックというのか、そんな感覚でやらないと。あれだけどうしようもない状況が起こったわけですから、むしろ居直ると言っただけですが、自信を持って、短期的な効果がこれだけ上がっていますという、そこだけを強調しないで、とにかく今、これをやらざるを得ないのだというところをもうちょっと自信あふれる感じで述べていかないと、観光庁さんが、腰が引けていたら観光客など来ないですから、そこは気合を入れてやるということなのではないでしょうか。余りお金は出せませんが、でも、気持ちがないとどうしようもないのではないのでしょうか。

○松本先生 中里先生から大きな話があった後、また細かい話で恐縮なのですが、県の観光関連復興事業実施計画というものに基いているということなのですが、まずお聞きしたいのは、この事業計画の実施は、この国の補助事業以外にも県で独自に予算措置をしてやっているという理解でよろしいのでしょうか。

○国土交通省担当者 その御理解で問題ございません。もともと福島県総合計画という復興に向けた全体の計画がございまして、その中の観光の部分という点につきまして、御説明申し上げます観光関連復興事業実施計画という形で切り出した形でやっております。

○松本先生 わかりました。ありがとうございます。

その場合、レビューシートの中にあります11ページのアウトカムなのですが、このアウトカムはこの実施計画が目標としている数値なのか、それとも国の補助事業の数値なのか、それはどちらでしょう。

○国土交通省担当者 こちらについては、福島県の計画のほうで平成32年度の目標として策定しているものでございます。

○松本先生 その場合、国と県が一体となってこの目標を達成するという考え方はもちろん理解はできますけれども、最初に審議官の御挨拶の中にもあったように、増税によって復興予算というものも賄っている中で、国の復興予算を使っている事業についてのアウトカムというようなものは全く考えないでいいのか。つまり県が持っているアウトカムに乗っかる形である。でも、それは現実的には、恐らくこの補助事業だけでは無理なのではないかというのは先ほど御説明いただいたとおりでと思うのですが、そのあたりについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○国土交通省担当者 いろいろ難しいところではあるのですが、こういうような国内の観光、もちろん外国の方もいらっしゃいますけれども、観光というのは基本的にはプレーヤーは各地方公共団体だと我々は思っております。実際問題、県に対するこの手の補助というのは全くなくて、福島県、今回初めてなわけなのですけれども、これもいろいろな特殊事情があってやっているということもあります。

そうなりますと、やはり計画については県の作成した目標を我々としては優先的にといますか、尊重して使わせていただくということがいいのではないかなと考えてございま

す。

○松本先生 この件最後にしますが、つまり、やはり私は何かもう少しターゲットがあったほうがよろしいのではないかと思います。先ほど上村先生もありましたけれども、個々の事業の効果を人数ではなかなか把握できないと思うのですけれども、例えばそれに参加する前と後では、中国から来られたブロガーの人たちがこう変わったであるとか、こういうような行動をその後起こされたとか、もう少し。もちろん人数というのも重要な指標ですけれども、もう少し違うタイプの指標を用意されることによって、この事業がいかにか先ほどの中里先生のおっしゃるようなブランドの回復であるとか、そういうものにも貢献しているのだということを考えられたほうがいいような気がいたしました。これはコメントです。

○樫谷先生 よろしいですか。

○寺門参事官 どうぞ。

○樫谷先生 22ページ、23ページの折れ線グラフを改めて、例えば23ページを見ると、24年の12月とか4月、3月がふえているのですが、できればやはり一応こういうものもよく分析してもらって、中長期とはいえども短期は関係ない話がないと思いますので、どういふことがあったのでこれだけ、ほかの動きと必ずしもイコールではないので、何かあるからこういうふうにならぬと思うのです。そこはよく分析していただいて、中長期に生かすような施策を打っていただけたらいいかなと思っております。

福島県はやっているかもわかりませんが、観光庁のほうともぜひ福島県の意見だとか、あるいは独自に分析されて、中長期的な施策を打たれたらいいのかなと思います。

○寺門参事官 では、そろそろお時間でございますので、事業シートのほうを御記入なさりつつ、まだ御質問がございましたら御発言をお願いします。

○上村先生 質問いいですか。

最後の資料に福島空港の利用状況、あと、一番最後のところに国際線チャーター便の月別利用状況があるわけですが、国際線チャーター便はどちらかですかね。どちらに行っているのでしょうか。韓国でしょうか、中国でしょうか。それとも両方ともあると思いますが、どちらが多いのでしょうか。台湾もあるのかな。

○国土交通省担当者 失礼いたしました。平成26年度についてですが、チャーター便に関してはベトナム、台湾、そしてモンゴルから来ているというふうに福島県から聞いております。

○上村先生 わかりました。ありがとうございます。

こういう国際線チャーター便が組めるということと、海外のプロモーションの効果みたいなのは何かうまくリンクできるのかなというように直感的には思ったのです。つまりプロモーションをやっているということは、それだけ来ていただく、もしくはそういう方がふえるような気がするのですけれども、チャーター便なのでこういうところで。これは国内のほうからいくというようなイメージですか、どちらでしょう。向こうから来る

のか、どちらのイメージですかね。

○国土交通省担当者 どちらのパターンもあると伺っています。

○上村先生 そうすると、来ていただくほうの方をちゃんと捉えているのかというところの指標の一つなり得ますね。そういうところで、冒頭言いましたようになかなか観光事業の効果は難しいのですが、海外については、そういう意味ではダイレクトに入ってくる人が結構いますので、そこは捉えられるのではないかなというような気がしています。コメントです。

○寺門参事官 今、シートを全員お出しいただきましたので、集計をしてございますので、またお時間ありますので、御質問等あればお願いいたします。

○上村先生 韓国は、恐らくすごく落ち込んだ原因は、多分ゴルフ関係だと聞いています。その回復状況というのは、どの程度になっているのでしょうか。今もやはりまだ全然だめだとか、なかなか来ていただけない状態なののでしょうか。

○国土交通省担当者 地震の前はゴルフと、冬はスキー観光が多かったのですけれども、今はほぼないというような状況でございます。

○樫谷先生 15ページの上位10者リストのところの、日本旅行東北でやっているところに「韓国風評払拭緊急対策事業」とあったのですが、これはどんなものか内容はわかりますか。

○国土交通省担当者 こちらにつきましては、福島県の魅力等を、例えば現地のポスターを掲示したり広告をしたりであるとか、あとは旅行会社の招請等々を行っているとお聞きしております。PRですね。要は、向こう側でPRをすることと、こちら側に実際にメディアの方であるとか旅行会社の方などを招請して、魅力を感じ取ってもらう。そして現地のほうでまた発信をしてもらうというようなことを行っているところでございます。

○樫谷先生 いかにも企業的な発想で申しわけなのですけれども、今の韓国から来て、今までかつてゴルフとスキーだというのであればある程度そこを焦点に絞ってやらないと、一般的な魅力を言っても、中長期的にも余り効果につながらないのかなというような感じがちょっとしたので、そういうことを申し上げました。違うかもわかりません。

○国土交通省担当者 その点については、韓国のそういった従前のニーズも踏まえながら事業の中身、詳細については福島県と相談しながら決定しておるところでございます。

○国土交通省担当者 補足資料の20ページですね。そこに今年度、先ほどちょっと出てまいりました「韓国へのプロモーション強化」という3つ目の項目があると思うのですが、ここに3行ほど記述しております。不安感がかなりあるということで、ツアー造成は難しい状況ではあるのですけれども、そこに先ほど言ったスキー、ゴルフといった訪日目的が明確なターゲット。ふわっとした感じではなくて、まさに先生がおっしゃられたとおりの形で商品造成や誘致を促進しようという。これは今年度事業でございますけれども、やろうと思っております。

○松本先生 もうシートのまとめの段階ですが、1つ伺いたいのは、観光庁としての役割

というか、今、お話を聞いていると実施計画も県ですし、かなり県が重要であるという御説明だったと思うのですが、その中であって、この事業全体を見ていく中で観光庁はそもそもどういう役割を担われているのか。そのあたりはどのようにお考えですか。

○国土交通省担当者 観光庁は、国内あるいは国外もそうですけれども、観光の仕事をさせていただいているということもあって、いろいろな知見とか技術的な諸課題の対応の仕方などは一応ストックされていると思っておりますので、福島県さんに対しては補助をすると同時に、そういうアドバイスなどもいろいろさせていただいている。あるいは必要な人員を派遣して一緒に事業を進めるとか、そんなような支援も一緒にさせてもらっています。

○松本先生 当事者である観光庁に聞くことが適切かどうかはともかく、県からはどのような、例えば観光庁さんもっとこういうふうにしてほしいとか、何かそういう要望とかは聞かれているのですか。

○国土交通省担当者 特段私は聞いてございません。この補助が福島1県ということもあるので、かなり密に、一緒に連携してやらせてもらっています。事業の内容についても、これはちょっとよろしいのではないのでしょうかというような打ち合わせも事前に事務的にさせてもらっていますので、今のところスクラム組んでやらせてもらっているようでございます。

○上村先生 東京事務所ベースでやるのですか、それとも大体福島に行かれてそういう議論をされるということですか。

○国土交通省担当者 お互いですね。行くこともあるし、県庁の方が我々のところへ来られることもあります。

○中里先生 観光庁自体の予算は少ないのでしょうかね。

○国土交通省担当者 観光庁自体の予算でございますけれども、一般会計では98億1,000万というのが平成26年度予算でございます。

○中里先生 その中のということですか。

○国土交通省担当者 これは外枠になってございます。

○中里先生 その枠は別なのですね。

○国土交通省担当者 別枠でございます。

○松本先生 余った時間と言ったらあれですが、要するに、ビジット・ジャパンも含めて、日本に海外からという一環のものとどう差別化するのか。つまり、日本に来た人に福島に寄ってもらうのか、福島だけ来てもらって帰るのかというのでまたちょっと違うと思うのですが、そのあたりというのは一緒に考えられているのですか、それとも別々に考えられているのですか。

○国土交通省担当者 今は、主としてですが、福島県に来ていただくというようなイメージで、福島県についてはいろいろな造成をされています。この事業でもそういう意味で我々も補助もしているわけでございますけれども、観光庁全体としましては、オールジャパン

でインバウンド対応をしているわけですから、当然その中に福島県も入ってやっていると、それは通常の事業でやらせてもらっているということになろうかと思いません。

○松本先生 それは日本にこんないいところがあるよという宣伝の中に意識的に福島を入れるとか、そういうわけではないということですか。

○国土交通省担当者 意識的には入れていないと思いますが、ある意味平等に、そちらの事業では同じような形で対応しているのではないかと思います。

○国土交通省担当者 補足いたしますと、ビジット・ジャパン事業でございますが、市場ごとにプロモーション方針というのは決定してございます。

例えば、タイであればこういったセグメントの方がこういうニーズがある、こういうところに関心があるのでということで、そこに狙いを定めてプロモーションをするということをしてございますので、その中に福島観光資源が当てはまれば、一緒にプロモーションに入ってくるというふうになってまいります。

(結果配付)

○寺門参事官 それでは、取りまとめコメント案の準備ができましたので、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 取りまとめました結果として、「事業全体の抜本的改善」とされた方が2名、「事業内容の一部改善」とされた方が3名、「現状どおり」とされた方が1名でございました。

主なコメントといたしましては、目先の効果はとりあえず度外視してでも、風評被害を取り除くための地道な努力を引き続き継続していただきたい。

各事業の評価や過去の状況等も十分考慮して対応すべき。

基本的に観光事業は自治体の事業であると認識しつつ、国としてどの事業を支援するというプライオリティーを明確にすべきである。

国民の負担を意識して、効果的な事業に絞り込みを行うべきである。

国費に関しては、風評被害対策に絞り込んで集中的に補助する必要があるのではないかと。

昨年度の成果を精査し、国として支援すべき風評被害対策事業に対する補助に限定すべき。その際、対象事業要件の緻密化及び補助率の見直し等の改善策を検討すべき。

実施計画の目標値をそのまま成果指標にするのではなく、本事業の成果として事業、参加者の変化やブランドの回復を盛り込むなどして、国の事業としての成果を測定する必要があるということでした。

これを踏まえまして、全体の評価結果としましては「事業内容の一部改善」、そして取りまとめコメントとしましては、第1点が、風評被害対策としての関連が明確な事業や効果のある事業に絞り込みを行うなど、国として支援すべき対象を厳格にしていく必要がある。

2点目、その前提として、国として本事業により何を目標とするのか、本事業による効

果をどう評価するのか、指標設定や事業実施後のフォローアップのあり方について検討をすることが必要である。

以上でございますが、御意見等ございましたら伺いたいと思います。

○寺門参事官 よろしゅうございますでしょうか。

○阿部先生 それでは、この議論の結果を踏まえまして、先ほどの取りまとめコメント案を本事業に対する結論といたしたいと思います。ありがとうございました。

○寺門参事官 ありがとうございます。

本事業を持ちまして、午前の部は終了でございます。ありがとうございました。

午後は1時からの再開といたします。よろしく願いいたします。

(午前11時59分休憩)

(午後12時57分再開)

○寺門参事官 それでは、定刻より若干早うございますけれども、おそろいでございますので、午後の部を開催させていただきます。

午後は、最初は「三陸復興国立公園再編成等推進事業費」でございます。復興調査におきます本事業の位置づけにつきましては、まちの復旧・復興の中の災害復旧事業に当たります。資料といたしましては、29ページからになります。

それでは、最初に事業所管である環境省から、5分ほどで事業概要の説明をお願いいたします。

○環境省担当者 環境省でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料をもとに説明をさせていただきます。

本事業は、平成24年5月に環境省が策定いたしました「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、資料の35ページの右下の囲みにあります7つのプロジェクトを実施し、復興に貢献しようというものでございます。

それでは、本事業がどのように復興に貢献するかを御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、36ページを御覧ください。下段のオレンジが一般会計による通常の国立公園の指定や、利用の推進にかかる流れでございます。国立公園は国が実施する優れた風景地の保護と、その利用のための施設の整備に加え、地域の主体的な取り組みにより地域の活性化に貢献してまいりました。

しかし、被災地は生活再建などのさまざまな復興事業で手いっぱいであり、また、多くの方が亡くなり、人口も減少し、精神的なダメージも大きく受けておられます。このような状況で、これまで同様地域がみずから利用の推進を行い、地域を活性化させることは困難であることから、復興特会を活用し、地域の希望の光となる新しい利用メニューを一緒につくり上げながら、通常であれば地域が実施している利用の推進を国が支援しようというものです。

また、沿岸地域は水産業や観光業が主要な産業でありますけれども、それらは東北の豊

かな自然があつてのものです。復興特会を活用し、津波で改変された沿岸地域の自然環境を調査し、自治体にその情報を提供することにより、生活の基盤である自然に配慮した復興事業を行っていただくようにします。

これらによって、国立公園の利用者数を震災前の水準に回復させるとともに、地域の自立的な取り組みへ進展させることにより、被災地の復興、そして復興後の地域の活性化が継続していくことを目指していきます。

なお、公園利用施設の復旧等は、公共事業として別予算で対応しております。

次に、本事業の具体的な実施内容と、これまでの実績や成果について御説明します。

37ページをごらんください。縦軸に時間軸を置き、7つのプロジェクトをどのように実施していくかをあらわしています。青い下向きの矢印は、本事業の実施内容をあらわしています。また、緑の囲みは、これまでの成果とこれからの成果見込みをあらわしています。

これまでの主な実績といたしましては、昨年5月に三陸復興国立公園を指定いたしました。また、八戸市から福島県の相馬市までをつなぐ全長700キロメートルのみちのく潮風トレイルは、交流人口をふやす一大プロジェクトであります。八戸市から久慈市までの約100キロの区間を昨年11月に開通しております。

また、自然環境調査の結果を復興事業に役立てていただくために、県や沿岸市町村に成果を配布するとともに、情報の見える化を図った「重要自然マップ」、ここに掲げてございますけれども、お手元のほうにも資料ございますが、こちらを完成いたしました。自然環境調査の詳細は、38ページ以降に資料をつけさせていただきました。

予算だけではなく、我々は現地に事務所を構え、地域と一緒に復興に取り組んでいることも強みの一つだと考えております。一般会計の施策との連携で言えば、昨年11月に仙台で開催されましたアジア国立公園会議において、本事業の国際的な情報発信も行いました。

本事業の最終的な目標は、国立公園の利用者数を震災前の水準、年間約700万人に戻すとともに、地域の活性化が継続するよう自立的な取り組みに進展させることです。したがって、事業は平成32年度ありきではなく、目標の達成状況に応じて必要な事業や実施期間を検討していきたいと考えております。

次に、成果について御紹介します。30ページのレビューシートの成果欄をごらんください。平成24年の公園利用者数は143万人と、前年の46万人から大きく回復しています。また、新たに三陸復興国立公園に含まれた八戸市のホテル宿泊数の例も掲載しました。着実に宿泊者数が増加しております。

48ページの写真をごらんください。昨年8月のトレイル・プレイベントの様子でございます。約500人が参加し、大盛況でございました。地域住民の方々が、みずからの考えで参加者におもてなしをしている光景も見られました。このような即効性のあるイベントも定期的に開催しております。

前後しますが、44ページは自然環境調査の結果を活用している例です。岩手県大槌町や

宮城県南三陸町では、調査結果を踏まえ、自然と共生した復興事業の取り組みについて検討を進めています。

以上のように、本事業は震災からの復興に大きく寄与するものであり、来年度以降も引き続き実施させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上です。

○寺門参事官 ありがとうございます。

この事業につきまして、公開プロセスの対象とした観点でございますけれども、被災地の復興に向け即効性のある内容になっているかなどについて検証を行い、復興事業として継続する必要性を検討する必要があるというものが観点でございます。

お手元の論点シートに記載してございますとおり、議論すべき論点といたしましては「国立公園の利用推進を図るための事業について、復興事業として実施する期間の検証が必要ではないか。また「自然環境モニタリングのような長期間にわたる事業を復興事業として実施する必要性について検証が必要ではないか」等があるのではないかと考えてございます。

それでは、これまでの御説明等を受けまして、御質問のある先生方に挙手をお願いしたいと存じます。マイクをお使いになって御発言くださるようお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

では、上山先生、よろしく申し上げます。

○上村先生 よろしく申し上げます。

37ページにこの事業の実施内容についての説明の資料がありますし、今、説明をいただきました。①～⑦まで事業の内容を書かれていますけれども、これについてそれぞれの事業規模というのはどれぐらいになっているのでしょうか。

例えば、①の「三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）」というのは、事業の規模というのはどれぐらいなのでしょう。こういう区分ではないということで、もしくはこういう区分でなされているのでしょうか

○環境省担当者 規模というのは、予算のことをおっしゃっているのでしょうか。

○上村先生 そうです。

○環境省担当者 大きく分けて、⑦の自然環境調査とそれ以外のもので大きく分かれております。予算上は、昨年度使用している金額が約5億ありまして、そのうちの半分が自然環境の調査の部分になっております。

それ以外の部分、①～⑥の部分になりますが、これもそれぞれの事業でやっております。ただ、例えば利用施設の整備の部分で管理体制の検討という部分について、例えばエコツアーリズムの検討や、みちのく潮風トレイルの検討とあわせてやっている部分もありますが、この中で一番予算を使用しているのはみちのく潮風トレイルになります。こちらはワークショップであるとか、マップの作成であるとか、運営体制の検討といったところになります。レビューシートで言いますと34ページです。

例えば、Bのほうをごらんください。3番のメッツ研究所、自然歩道の検討支援業務であるとか、あるいは6番、パシフィックコンサルタンツ、みちのく潮風トレイル管理・推進体制検討業務。あるいは下の福島民報社。こちらはイベントを行いながら利用者の意向状況を調査しているのですけれども、こちらもトレイルの関係です。8番は歩道、みちのく潮風トレイルのマップの印刷関係とか、10番もマップの標準レイアウトの検討業務といった状況になっております。

○上村先生 ありがとうございます。

成果指標が公園利用者数となっていることと、八戸市におけるホテル宿泊者数を目標とするということなのですが、この成果指標をとりながら、この事業内容となかなか合わないところがあるのではないかと思います。例えば、自然環境の調査が宿泊者数ないし公園利用者数に直結しているのでしょうか。

○環境省担当者 御指摘のとおりだと思いますが、直結していません。

まず、公園計画の立案とかに活用されているところはあるのですけれども、それがそのままずっと人がふえるということにつながっているかと言われれば、それはそうだと思います。

○上村先生 事業としては結構大事かなと思っているのですけれども、例えば「三陸復興国立公園再編成等推進事業費」という名称の中に、自然環境調査が、しかも規模が大きく入っているということが、しかもアウトカム指標がその部分をちゃんと調査・検証できないような形になっているのは、少し検討の余地があるかなという気がいたします。これはコメントです。

○樫谷先生 先週の火曜日でしたか、視察にお邪魔しました。非常にしっかり取り組んでいらっしゃるかなという印象を受けました。特に復興というものをどう理解するかによって違うのかもわかりませんが、私個人的には、復興というのは、もとに戻すというよりも、新しいものをつくっていかないと本当の意味での復興はできないなと思っていますので、先ほど御説明いただいたように新しいもの、つまり新しいものを認定するとか新しいことをやっていくとかいうようなことが重要かなと思っています。

それともう一つは、環境省、普通地方公共団体に任せるというイメージが多いのですが、環境省みずからが地域の地方公共団体及び地域の方々と一緒になって、それぞれの場所、その場所で検討して物事を進めていて、地域を巻き込んで物事を進めているという意味では、なかなかすばらしいかなと思っています。

ぜひこれは、何年までやるかというのはなかなか難しい話ではありますが、継続的に息長く、できるだけお金は使わずに知恵を使って、地元の人を巻き込んでやっていただければ非常にいいかなと思いました。これは感想です。

○寺門参事官 もしよろしければコメントを特に。お願いします。

○環境省担当者 それについて、現地も見ていただきまして大変ありがとうございます。

私どもは、現場に自然保護官事務所を配し、また、仙台にブロックの事務所がございます。そういう組織的なバックアップも含めて、現地の方々と十分話し合いながら、この事業を一過性のもので終わらすことなく地元を巻き込んで、また、例えばみちのく潮風トレイルの維持管理に地元の方にも御協力いただきながらということで、先を見越しながら事業を進めているつもりでございますので、その点ぜひ御理解いただければと思います。

○寺門参事官 松本先生。

○松本先生 御説明ありがとうございました。私も火曜日のものは行きたかったのですが残念ながら行けなくて、先ほどいろいろお話を伺ったのです。

少しお金のことになるのですけれども、2015年度の執行額の中では環境調査ですね。今回、資料もつけていただきましたが、自然環境の調査をされた。これは非常に大きい仕事だったと思います。

それで、今後なのですけれども、2億ぐらいのお金を使われたこの調査がこういう形で一応終わっている中で、今後どこにお金の用途の重点が行く予定なのか。そのあたりについて、先ほどの7つの中でどういうふうになっていくのかということを少し教えていただけますでしょうか。

○環境省担当者 まず、調査費のほうの話をさせていただきますが、マップのほう、重要自然マップという形でつくらせていただいたのは、実は喫緊の課題ということで、平成24年度までの調査を中心に、平成25年度にまとめたものでございます。同時並行で調査をずっと行っておまして、平成24年度の後、平成25年度、平成26年度と平成27年度までの分を、来年度の中で最終的な形のマップをまとめようと思っております。それで大体全体が見えるかな、そこが一区切りかなと思っております。

その後、調査自体は長期のモニタリング、事後モニタリング的なものになっていきますので、調査費自体は圧縮していく。大幅にという、数年に1回ごとにリズムよく見ていくという感じになってきますので、交代で見ていくこととなりますので、年度ごとの予算は小さくなります。

一方、浮いたお金をどうするかという話でございますけれども、それはこちらから。

○環境省担当者 先ほどの、今度は利用のほうになってくるのですけれども、ページ37をごらんください。我々としても、まずは復興集中期間である27年度が一つの区切りだと思っております。三陸復興国立公園も、南三陸金華山国定公園への編入をこの時期までにする予定ですし、みちのく潮風トレイルについても、全線27年度までに開通する予定です。また、エコツーリズムもプログラムの立ち上げ自体は今年度中に実施しまして、次年度フォローアップをして、メリハリをつけていきたいと考えております。

その後どういったところに力を入れるかと言いますと、公園の編入であったりとか、トレイルの開通であったりとか、ツールが今、できてきているという状況ですので、そこらひかに管理運営を進めていくかというところが我々の今度の焦点になると思っております。地域が一緒になって、例えば予算をどう出し合ってトレイルを運営していくのかとか、

国立公園の管理をどうやって地域の方々が担っていくのかとか、そういった地域の運営体制の支援というものを28年度以降実施していくことになると考えております。

実際、三陸国立公園も縦に長くて、一気に体制構築というのはなかなか難しいものです。先日、先生方に御視察いただいた八戸は、大分体制が整っていると恐らく感じられたと思うのですが、まだまだ南のほうはそういった体制ができていない状況ですので、順次そういった体制づくりを地域で進めていきたいと考えております。

○松本先生 関連なのですが、調査についてはかなり費用面がかかるというのは何となく理解をしているつもりなのですが、一方で、非常にソフト的な現地とのやりとりというのを行かれた先生の方からも聞いていて、それはそれですごく評価をされていた。逆に言うと、予算的にそれにどのぐらい必要なのかなというイメージが実はつかなくて、それとの関連でこの件についてもう一つだけ教えていただきたいのは、自立していくということが書かれているわけですが、これはつまりどういうことを意味されているのか、どの時点でそれは自立的にやられているというふうにお考えになっているのか。そして、それが平成32年までという計画に今、なっているのですが、そこまで必要であるということについて、環境省としてどのようにお考えかという点について教えていただきたいのです。

○環境省担当者 資料の36ページになります。我々が目指すところは、通常の国立公園の管理の仕組みに戻すということだと考えております。先ほど課長のほうから御説明しましたとおり、国立公園の計画であるとか自然環境の保護、あるいは施設の整備というのは国が実施して、それらを活用して地域が自主的に、書いてあるような、主にこのようなメニューを実施することによって地域の活性化というのは生まれている。

ですので、我々は自主的に地域がここをできるというところまで持っていくことが復興の取り組みだと考えております。

○環境省担当者 少し補足いたしますけれども、例えば、みちのく潮風トレイルを例にとりますと、実際に路線が設定をされても、そこにたくさんの人に来ていただいて、地域復興にも貢献していただかないといけないということになりますと、例えばトレイル自体が地元の観光パンフレットでも紹介される。それから、一気に歩き通すことはできませんので、それぞれの大体半日や1日で歩ける区間ごとに、例えば最寄りの地域に民宿などがちゃんと営業されているとか、それから、その道自体も地元の集落とかいろいろな方の協力によって定期的に草刈りがなされるような体制が整備される。そういったことが全てそろって、初めてちゃんとした国立公園としてのサービスを利用者に提供できるようになると考えています。

○松本先生 最後、コメントですが、そこがアウトカムのような形で出していただかないと、何人来たかというところを書かれているので一体どこが着地点なのかがわからなくて、もしそこが着地点であるとするならば、やはりどういう状態が自立なのかということをナラティブに書いていただいて、それを検証していただく必要があるのではないかなという気がします。これはコメントです。

○寺門参事官 では、最初は松村先生から、その後、上村先生、お願いします。

○松村先生 同じところにこだわって申しわけないのですが、平成28年度以降の継続のところは、やはりかなり問題なのではないかなと私は思っています。

先ほどの御説明で、平成32年度までありきではなくて、順次決まっていくということをはっきりおっしゃっていただいたので、その点少しは安心したのですが、例えばトレイル事業に関しても、運営体制の構築が重要である、ルートをつくっただけではだめだというのは十分説得力はあると思うのですが、それを平成28年度以降も続けていかないと維持できないとするならば、それは地域が自立的に営めるという状況になっていないということは何よりも意味しているわけですね。路線の整備と同時にやれることでもあるわけだから、それはやはり平成28年度以降もずっと復興事業として続けていくということの大義名分にはならないような気がします。

やはりこれはできるだけ早く地域が自立してやれるようにということを考えるべきなのではないかと思うのですが、どうして平成28年度以降も必要なのかということをもう少し説明していただけますか。

○環境省担当者 例えばトレイルですけれども、路線の検討ともちろん体制の整備と一緒にやればベストなのですが、そもそもトレイルって何なのというところからスタートしているわけなのです。そもそもトレイルを理解していただいて、では路線を決めましょうねというところをスタートしてやっていって、それでようやく次、体制の話というのでできていると思っています。いきなり路線も決まっていない、トレイルが何かもわからないのに、一緒にやりましょう、体制どうしましょう、お金どうしましょうという話はなかなかできづらくて、やはりちゃんと一つずつステップを踏んでいくことが重要なのかなと考えております。

それで、700キロありますので、我々のマンパワー、あるいは予算の面もありまして、どう頑張っても来年度まではかかるという状況。そこからいかに地域の自立的な取り組み、具体的には地域のお金であるとか、あるいは地域の人々の協力とかを得るのには、そこから先も少し取り組みが必要だというふうには考えているところです。

○寺門参事官 では、上村先生。

○上村先生 ありがとうございます。

公園利用者数ですけれども、エリアが広いので、三陸復興国立公園全ての利用者数だと考えていいですね。そうすると、多分県、どういう区分で地域に分けるかというのは難しいと思うのですけれども、地域によってはかなりでこぼこがあるというか、回復の度合いがかなり違ったというようなイメージを持っているのですけれども、それはそうなのでしょう。そういうデータを持っておられるのでしょうか。

○環境省担当者 この利用者数ですけれども、おっしゃるとおり、都道府県にお願いをして数字を出していただいています。例えば岩手県さんの場合は、観光庁の統一基準である観光統計の中から、国立公園内にかかる部分を切り出して御報告をいただいております。

実は正直申し上げて、国立公園の中で細かく分けてどういう利用者数になっているかというのは、環境省としては今のところは都道府県レベルでしか把握していないのですが、御提供いただける範囲でもうちょっとそこを細かくデータをいただいて分析していくということは、場合によっては可能ではないかと思えます。

○上村先生 わかりました。

そうすると、これは事業としては非常に一体的にやっておられると思うのですが、やはりエリアごとに進捗度合いは多分違うと思うのですが、その進捗度合いの違いが利用者数にどうはね返っているのかという検証は必要かなという気がします、いかがでしょうか。

○環境省担当者 おっしゃるように、これはかなり被災の度合いに地域的な違いがございます。八戸市などはどんどん進んでいますけれども、やはり南に行くほどかなり厳しい状態というのはそのとおりだと思いますので、一律ではなくて、やはりもうちょっときめ細かい分析というのは当然必要になってくると思いますので、そういう情報収集しながら、個別の地域ごとの進捗の度合いというのを評価していきたいと思えます。

○寺門参事官 委員の先生方、適宜コメントシートの御記入のほうをお進めいただきながら、まだ若干時間ございますので、質疑等ございましたら引き続きお願いしたいと思います。

○松本先生 調査の仕方なのですが、先ほど44ページの資料のところでも簡単に紹介していただいたのですが、私自身はこのパンフレットとかもちょっと拝見しましたが、具体的にこれをどういうふうに関心する地域の人たちが使うのかというイメージがまだはっきりしないので、やはりこれだけ力を入れているし、非常にユニークな調査だと思いますので、どのようにこれを具体的に使うのかを、少し私もイメージができるように御説明していただければありがたいです。

○環境省担当者 調査の結果につきましては、今回、重要自然マップという形で見える化をして、よくわかるような形にさせていただいたのですが、当然バックにそれなりのデータがございます。これは市町村ごとに全部編集をいたしまして、各市町村のほうには当方の東北事務所の職員が持って行って、解説するような形で市町村の方に使っていただくということでお話をしています。

当然、先ほど申し上げたとおり、来年度にもう一回まとめたものについても同じようにしますし、今、ちょっと御相談があるところについては、東北事務所で直接具体的に市町村とやりとりをしながらやらせていただいています。ですから、そういうアフターケアとかメンテナンスの部分も出先の事務所でやらせていただいていますし、私どもの生物多様性センターというものがあるのですが、そちらのほうから定期的に職員も派遣しておりますし、そういったもので対応しています。

○松本先生 もう少し具体的というのは、例えば今回地形がこういうふうに変更したであるとか、あるいは100年ぐらいで見るとやはりこういう土地の傾向があるので、都市計画を

するときにはこういうふうにしたほうがいいだとか、もう少しソーシャルな意味で具体的にどのように活用できるのかということをお教えしてほしいのです。

○環境省担当者 例えば、本日説明していない資料ですが、39ページを見ていただくと、カラーの上のほうの図面では「震災前（2001年5月）」と「震災後（2011年6月）」となっていますが、海岸線がごっそり流されるだけでなく地盤沈下もございまして、内陸部のほうの水田が地盤沈下によって水没して、湿原化しているといったような状況があります。また、全くの内陸でも水たまりができるような形になって、湿原化したりしています。これは、一段下にありますが、先生先ほど言われたように昔のそういうポテンシャルが、例に挙げているのは井田川浦というところですが、以前は湖だったところ、海水が入っていて池になっていたところが干拓によって使われていたのですが、そこがやはり同じようにまた沈んでしまうというようなことが見えています。必然的に、こういった場所は余り使わないほうが良いということになってきます。

先ほど示しました44ページの図面でございますけれども、ここは防潮堤の位置を変えろとかそういう話ではございませんで、今、もう既に防潮堤の計画とかさ上げの計画がございましてけれども、それから残されるような形で低湿地帯が残っていますので、例えばこういったところを、この土地のポテンシャルに着目をして、自然再生をして湿原として活用するとか、そういったようなことを実際に動き始めているというところでございます。

○松本先生 最後にしますが、すごく意味はわかります。ただ、これを三陸復興国立公園再編成事業「等」がついていますけれども、この中でするとこの重要性が余り表に出ないといいますか、事前の勉強会でもこの調査のところ余りスポットが当てられませんでした。これを三陸復興国立公園とあわせて行うことの何かよさというか、それがあつたら教えてください。

○環境省担当者 まず、そもそも国立公園を指定する前提として、震災直後の状況を把握する必要があつた。これはもともと環境省のほうで昔から自然環境保全法等に基づいて行ってきた調査がございまして、それで比較をしながら、見ながらやってきたというのがまずあります。

それとは別に今、おしゃつていたような、例えば事業の迅速化のために自然環境調査のデータを提供しなければいけないという立場があつて、これはもともと目的が2つに分かれていると思つていただいて結構なのですが、やることは同じですので統合しなくてはならないということで一つにやっているという状態でございます。

○上村先生 事業の目的に「多くの観光客が訪れる」と、それでいろいろ書かれてあつて、「地域経済再生のための観光面での貢献を果たすとともに」と書かれているわけですが、そのために自然環境に配慮した復興を進めるというような話で、要は、観光が非常に押し出されているわけです。それでアウトカム指標が公園利用者数なのですけれども、公園利用者数は観光客なのか地元の人なのかという、今、多分区別はできていないのではないかと思うのですが、これは主に観光客と考えていいのですか。

○環境省担当者 はい。基本的には、観光統計から指標としては出していますので観光客ですけれども、逆に、地元の方は観光客にサービスを提供する側としてそれで生計を立てていたり、地域活性化につなげていたりということを期待しています。

○上村先生 わかりました。

そうすると、この事業の支出先を34ページとかで見ると、例えば海外広報というのがなされていますけれども、海外広報というのは観光目的でなされているというイメージですか。

○環境省担当者 基本的には、海外から多くの方に注目していただいて来ていただくということが目指すべきところなのですけれども、単純な観光PRといいますよりは、このときは海外の国立公園などの保護地域制度の関係者にPRをするということを主眼に事業を推進いたしまして、長い目で見てやはり復興に貢献する保護地域制度というのは非常に国際的に見ても珍しい制度になっていますので、そういう制度自体の独自性もしっかりPRをしながら、息の長い復興につなげていくということを狙って実施したものでございます。

○上村先生 先ほどの行政事業レビューが国交省の観光庁の事業レビューで、そちらでも観光客数がアウトカム指標だったのですけれども、こちらでも環境省の事業で観光、要は、観光客数が指標になっているということなのですが、そうすると、目指しているところは実は観光客という意味では同じだということで、となってくると、例えば広報などは観光庁のほうでやっていただくということは考えられなかったのかなと思うのです。もしくは地方自治体のほうで考えられなかったのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○環境省担当者 まず、観光利用なのですけれども、指標は利用者数を挙げていますが、我々の目標としてはやはり地域の自立的な取り組みにつなげていくということも一つの、なかなかそれを指標であらわすのは難しいのかなと思うのですが、それもまず目指しているということは御理解いただきたいというのが一つです。

それで、観光庁で行っているPRというのは、かなり東北全体とかある意味大局的なPRをしているというところで、我々は、どちらかという地域に入って利用メニューをつくり、それをPRしているというところで、そこはすみ分けというか、お互い連携してやっていく部分なのかなとは思っています。観光庁が一つ一つの小さな施策を細かくPRをするということはなかなか難しいと思いますので、そこは我々のほうで国立公園を軸にPRをしていく。それらを活用して東北全体をどう盛り上げていくかというのは、観光庁の全体的なPRの中でベースアップを図っていくと、そこは連携していく部分なのかなというふうには考えているところです。

○環境省担当者 これは予算要求するときも、実は私、担当だったのですが、観光庁さんと連携させていただいて、詰めた上で要求させていただいています。我々の整備をできるものですから、プロモーションとはちょっと違う部分を環境省でやるということで組み立てをさせていただいています。

○寺門参事官 阿部先生お願いします。

○阿部先生 つけていただいた資料に生物多様性センターの資料をつけていただいているのですけれども、この事業、震災を契機とした復興事業であるということとあわせて、生物多様性の観点から復興に貢献できる面というのは、もしありましたら説明してください。

○環境省担当者 この調査そのものが生物多様性センターの事業としてやらせていただいているものなのですが、先ほど申し上げたとおりで、国立公園の基礎資料として重要ということ以外に、こちらのほうが大きいと思うのですが、今回示させていただいたマップとか情報を提供することによって、復興事業における環境との共生をしていただけるという点。そして、その自然を利活用する、活用していくためのデータでもあるということでございます。

最近、生物多様性というか生態系サービスという言葉で表現されるのですが、生態系が持っているサービス機能自体をどう評価するか。これを上手に活用して、例えばメンテナンスフリーの水質浄化機能を持った場所を確保するとかそういったことが盛んに行われていまして、仙台市でもこの間市議会のほうで、新しくできた湿地をそういう水質浄化機能に着目した形で活用できないかということで市議会の方が視察に来られたりもしていますし、そういった活用も当然ございますので、いろいろ多岐に使えろと思っています。

○阿部先生 もともと多様性が日本の誇れる資源の一つでもあるので、こういった震災をきっかけとして、ぜひそういう面でもアピールしていただければと思います。

○寺門参事官 そろそろ御質疑の時間の終了が近づいてございますので、コメントシートを書き終わっている方は御提出をお願いいたします。

ほかに御質問ございますれば、まだお時間ございますので、よろしく願いいたします。

○上村先生 もうレビューシートを出してしまいましたが、予算規模なのですけれども、平成25年度の執行率が77%。その平成26年度の当初予算が、金額的に平成25年度よりもふえているわけなのですけれども、こちらはどのようなようになっているのでしょうか。

○環境省担当者 今年度からトレイルの検討が本格化してきまして、今までは初めてのトレイルの路線検討ということで、八戸と久慈市間を集中してやっていたのですけれども、我々もだんだんノウハウを蓄えてきたので、これから平成27年度全線開通に向けて一気にワークショップを広げていく。それに伴って、もちろんワークショップの検討予算であるとか、マップの作成とか。それも各市町村ずつ一つずつつくっていますので、そういった形でまさに路線検討、あるいは運営体制の構築という業務が本格化してくることによってちょっとふえてきているという状況です。

○上村先生 それから、予測では執行率は改善できるだろうというような予測になっているのですね。

○環境省担当者 そうですね。そのように考えております。

○樫谷先生 今、一生懸命やっつけらっしゃるのですけれども、何か課題というのはありますか。現状ここをもう少し工夫したいとか、あったらいいなとか、何か課題があったら教えていただけたらと思います。

○環境省担当者 私の業務なので感じていることを率直に言いますが、なかなか地域に移行というのは難しいと思います。路線検討は皆さん一緒にやっというのは御理解いただけるのですが、実際にそれをどう地域にバトンタッチしていくか。それにはやはり、例えばトレイルで言えば、トレイルがどれだけ全国に認知されていて、どれだけ外部の協力も得られるかという、そういったところもあわせてようやく地域が自分たちでやってみようかなというところに行くので、そういった地域に御理解をいただくというものをこれから進めていく必要があるのかなと思っています。

それは地域レベルではなくて、本省レベルでもトレイルの認知度を上げていくことが地域の活力につながりますので、そういった取り組みを我々としてこれから頑張っていかなければいけない部分だと思っています。

○寺門参事官 今、コメント集計作業をさせていただきますけれども、まだ若干お時間かかりますので、引き続き御質問させていただきますれば、またお願いいたします。

○松本先生 支出先のリストを見ると、アジア航測というところがAの部分では目立ってくるわけで、率的にも大きいのですが、これは何か。入札の結果と言えば入札の結果なのでしょうけれども、この辺の公平性についてはしっかり担保できているという御認識だと思うのですが、その辺いかがでしょう。

○環境省担当者 御指摘のあったとおり、入札の結果ということではあると思うのですが、1者しか入っていない回もございます。

この会社は地震の直後から、航測会社はどこもそうだったのですが、特にアジア航測さんはまだ飛行機がちょうどあいていたということで、直後に相当多くの空撮写真を撮っていて、データでやはり優位性があつたようなのです。航測会社他社は、仙台空港が使えなくなった関係で飛行機が飛ばなかったとかいうのがあつて、そういったものもあるのではないかと考えています。

あと、職制の把握については、やはりほかよりは技術者の数が多いので、他の業務でとられていないという。要するに、少し人の余裕があつたようなことは聞いています。今、東北関係はやはりコンサルの技術者の取り合いになっていますので、そういうのがちょっとあります。

○松本先生 ちなみに、こういう大きな災害の自然環境への影響というものについて、これまで国内外でこうした、いわば復興アセスではないですが、そういうようなものの実例というのはかなりあるのでしょうか。

○環境省担当者 国内的には余りないと言っていると思うのですが、特にこの津波災害については、今回のデータは非常に生かされるのではないかと考えています。それで、実際に生態系サービスの一つとして防災面での機能発揮というところについては、津波については今回がほとんど初めての資料ではないかなと思います。海外でマングローブ林とかサンゴ礁が果たした役割とかは知られているのですが、こういった温帯では、干潟とか、藻場とか、そういったところがどういうふうに機能したかというのは初めてに近

いのではないかと考えていますので、今後上手に活用していきたいなと思っています。

○上村先生 もう取りまとめ時間だと思うのですが、平成32年度以後、国としてのフォロー体制というのはどういう形になると思われていますか。これはもう各都道府県に任せてしまうというような。

○環境省担当者 県というよりは、地域でどう回していくかという話に落ちつくのかなと、そこを我々目指していきたいと思っています。

○上村先生 予算的にはもうつかないというようなイメージですか。

○環境省担当者 そうですね。ちょっと状況によるかと思うのですが、ここでやめることによって例えば破綻しそうだという場合であれば、例えば一般会計という想定もありますし、地域の状況によってどういう取り組みをしていくか、どういう予算取りになってくるかということになってくるのだと思うのですが、そこはまだ見ていない状況です。

○環境省担当者 調査のほうは、細くはしながら、精査しながらですけれども、100年続けるぐらいの覚悟ですと見ていく必要があると思っています。当然それは環境省の既存の予算の中に組み込みながらということだと思いますけれども、そうしないとわかっていかないということだと思います。

○上村先生 個人的にはすごく両方とも事業も大事だと思うのですが、調査についてはちょっと別立てにしたほうがいいかなというイメージは持っています。この名称でこの調査というのは、確かに国立公園のためには調査が必要だというのはわかるのですが、ただ、この調査というのは非常に特殊な意味を持っている調査だと思うので、そういう意味では、別立ての事業としてやるようなほうが国民にとってはわかりやすいかなというようなイメージを持っています。

○環境省担当者 私も実は先ほど申し上げたとき、当時はこちら側の担当者でしたので、別のほうがいいのではないかと正直思ったところはあるのですが、どうしても環境省の事業はロットが小さくて、やはりまとめて要求というふうになってしまうのが現実的な話でございます。あとは先ほど申し上げたように重なる部分がありますので、そこは効率化のためにそういうふうにしてきたというのが実際だと思っておりますので、名前のほうはもうちょっと工夫のしようがあったかもしれません。

○上村先生 恐らくこの「編成等」の「等」に入っているような気がします。

○環境省担当者 そうなのです。それだけなのです。

○寺門参事官 ほかに、シートを出した後でございますけれども、この際何かございましたら。

○松本先生 今回この国立公園が拡大をしていって、私はこの指標のところはこれでいいのかという疑問はずっと持っているのですが、この数字は拡大する前の国立公園の利用者数という理解でよろしいのですか。

○環境省担当者 はい、そうです。

○松本先生 そうすると、普通に考えれば拡大をしている2カ所、北と南の両方が通常ど

のぐらい観光客がいたのかという数字と一緒にしておかないと、国立公園が広がるので人数がふえた、減ったというのは単純に比較できないような気がするのですが、そこはいかがですか。

○環境省担当者 まず、そもそも編入できるかどうかというところからスタートしていただきましたので、まずは旧陸中海岸国立公園の利用者数を超えるということが目標なのかなとは思っております。なので、700万人ありきではなくて、700万以上というのがまずは目標なのかなと思っております。南三陸金華山国定公園の編入は、現在調整を進めている段階なので、その段階で編入している数値を出すというのは、地域にとっても失礼かなとは思っております。

○松本先生 では、結果の段階では、全部もし編入されればそこと比較をするという理解でいいのですね。

○環境省担当者 そうです。

○松本先生 すごく個人的な興味なのですが、英語名ではこの国立公園は何という名前になるのですか。

○環境省担当者 Sanriku Fukko(reconstruction)National Parkと申します。

○松本先生 (reconstruction)National Park。そういう名前の国立公園というのは、世界的にあるのですか。

○環境省担当者 非常に珍しいのではないかと。少なくとも日本では、国立公園の名称というのは地名や地域をあらわす名称でございます。それで、今回初めてこういう復興という、国立公園の設置目的、意思をあらわした名前をつけたということで、それをもって我々の意気込みを御理解いただければと思います。

(結果配付)

○寺門参事官 それでは、お待たせしました。取りまとめ案のコメント案の準備ができましたので、阿部先生のほうからよろしく願いいたします。

○阿部先生 集計結果を発表させていただきます。

全体の評価としましては、「事業全体の抜本的改善」とされた方が2名、「事業内容の一部改善」とされた方が2名、「現状どおり」とされた方が2名でありました。

主なコメントについて説明いたします。

幾つもの環境関連事業を復興という軸でまとめたわかりやすいプロジェクトである。

今後も地方公共団体、地元企業、住民等を巻き込んで、着実に事業を進捗してもらいたい。

自然環境調査については、アウトカム指標と直結しない内容となっている。自然環境調査が評価できる仕組みを持つか、別の事業として切り離すべきではないか。

事業期間については、なるべく早い段階で終了できるように再検討が必要。

地域が自立して実施していることの指標を量的・質的に定めて、その達成度を成果目標にする必要がある。

平成28年度以降は、復興予算として継続するか再検討すべき。通常の活動を超え、復興予算を使っていつまでも国が関与しないと維持できないものなら、そもそも地域の復興に本当に必要なものなのか疑問ということでありました。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としては「事業内容の一部改善」といたしたいと思います。

また、取りまとめのコメントといたしましては、1番目に、復興との関連は認められる一方、事業期間については終期を明らかにする必要がある。

2番目、自然環境調査の成果や、地域が自立して実施できる状態になっているかについて、指標を設定する等、事業の効果を判断するための目標設定が必要である。

この2点としたいと考えております。御意見があればお願いいたします。

○樫谷先生 何を改善するかと、一部改善。私は現状維持がいいかなと思ってこれにしたのですが、一部改善。改善するべきというのは、全てどんな完全な事業でもあるのですが、このときの一部改善の中の下、自然環境調査の成果や地域が自立して実施できる状態になっているかについて指標の設定というのは、例えばどういう設定をすればいいのか。それがちょっとわからなかったもので、これは質問です。

○阿部先生 この点、むしろ先生方のほうから具体的なアイデア等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本先生 では、よろしいですか。

これは先ほど説明者の中から幾つか出てこられたかと思います。自分たちで手入れをされているとか、それが一体どのくらいの率になっているとか具体的に先ほど説明者の方々のほうから出ていたと思いますので、それが一つ、自立度が進んでいるという指標なのかなというふうに考えました。

○樫谷先生 そうすると、できているという話なのですか。できていないという話なのですかね。

○松本先生 最後には自立できるようになるということは、つまり何を具体的に言えば御自身たちでできるようになっているかという項目があって、これについてはほとんど地元でできるようになった、これはまだできていないというような状況をモニターされたらいいのではないかという意味です。

○樫谷先生 そういうためのアドバイスということですね。

○松本先生 そうですね。

○樫谷先生 わかりました

○阿部先生 もう一点といたしましては、終期の議論があると思いますので、大きくその2つの観点から一部改善という考え方だと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。あるいはほかに論点ございましたら、お願いいたします。

○樫谷先生 「事業内容の一部改善」といったときには何を言っているのですかね。この件だけではなくて参考までに。

○阿部先生 改善すべき要素があるかどうかということで、余り内容というところにポイントはないと考えておりますが、そもそも選択肢が3つしかないのですが。

○上村先生 一応コメントシートの下のほうに「事業内容の一部改善とは、資金が効率的に使われていない部分がある。効果の薄いメニューが含まれているなど、より効果的・効率的な事業とするため事業内容の一部を見直すべきと考える場合」とありますので、これに相当するということだと思います。

○阿部先生 そうですね。あと、具体的な改善のポイントが指摘されておりますので、評価としてはここがいいという、数としては割れましたけれども、上と下を合わせ総合的に考えますとここになるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○樫谷先生 私は本当に実によくやられていて、改善すべきところは何もないなどということは全ての事業についてあり得ないので、これを「現状どおり」といった場合何もしなくていいということではなくて、当然改善しながら物事を進めるのは当たり前なので、どういうふうに頭の中を整理したらいいのかということで質問したのです。

○上村先生 自然環境調査の成果については、私自身は、例えば、自然環境調査は非常に大事だと思っていて、この事業自体、半分ぐらい自然環境調査に実は使っているのです、そういう意味では、この成果はある程度把握しておくべきだろうと思っています。こういう事態になった調査をして継続的に出していくということで、どういう機関がこの調査を使っていくのかということをやはり事後的にフォローすべきです。それで、こういうことが、例えば研究機関なり、もしくはマスコミかわかりませんが、そういうような波及効果があったということはこちらである程度把握しておく必要があるかなとは思いました。

○樫谷先生 よろしいですか。

私もおっしゃっている意味はまことにそのとおりでと思うのですが、そうすると「現状どおり」というのは何のコメントもない場合を「現状どおり」というふうに考えていいのですかね。対極のところがちよっとよくわからないので。

○上村先生 一応レビューシートには「特段見直す点が認められない場合」と書いていますので、そういうことですね。

○阿部先生 よろしいでしょうか。ほかに御意見等あれば、お願いいたします。

○樫谷先生 いいと思います。

○阿部先生 それでは、全体の評価といたしましては「事業内容の一部改善」。それで、先ほど申し上げました2つのポイントのコメントを付しまして本事業に対する結論といたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○寺門参事官 お取りまとめ、ありがとうございました。

本事業につきましては、以上で終了いたします。ありがとうございました。

次の事業につきましては、2時からの再開といたします。

また、中里先生におかれてはここで御退席でございますので、本日はどうもありがとう

ございました。

○中里先生 ありがとうございます。

(環境省関係者退室・経済産業省関係者入室)

○寺門参事官 それでは、定刻でございますので、次に「工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業」の議論に移りたいと存じます。

この事業からは、梶川融先生に御参加いただきます。先生、よろしく願いいたします。

また、本事業につきましては、稲田行政改革担当大臣が御臨席されます。

資料の説明でございますが、まず、この事業におけます位置づけでございますけれども、復興庁予算といたしましては、「産業の振興・雇用の確保」の中の一部に当たります。

資料といたしましては、机上のファイルの49ページからになります。

それでは、事業所管の経済産業省から、概要を5分程度で説明をお願いいたします。

○経済産業省担当者 経済産業省地域経済産業グループ地域支援産業戦略室で本事業を担当しております、室長のハマベと申します。よろしく願いいたします。

お手元のファイルの中に、事業レビューシート、論点説明シート等ございますが、事業の概要をわかりやすく御理解いただくために、その後ろにパワーポイントで横長の資料が入っているかと思っております。こちらのほうに沿って、簡潔に御説明いたします。

「工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業」でございますけれども、事業の目的としましては、東日本大震災によりまして、原子力災害、あるいは津波浸水被害を受けた特定被災地域の企業では、震災以前の取引関係に大きな影響が生じまして、生産活動が回復した後もなお販売が、出荷が十分に戻っていないという状況がございます。

被災地域の持続的な復興、あるいは地域経済の活性化を図るために、被災地産品の販路開拓をビジネスマッチングと商品開発により支援するというのが本事業の目的でございます。

内容といたしましては、右側でございますように、ビジネスマッチング事業、それから商品開発支援事業の2本立てから成り立っております。

横長の資料を1枚おめくりいただきまして、この事業の背景といたしましては、東日本大震災からの復興基本方針、あるいは福島復興再生基本方針の中に被災地の製品・産品の販路開拓事業を実施するというのがございまして、こういった考え方に基づいてやらせていただいております。

事業の概要といたしましては、補助対象事業者としては、被災地企業とネットワークを有する産業支援機関、あるいは民間事業者などを対象としておりまして、これまで平成23年度補正予算に基づいて、平成24年度あるいは平成25年度は復興特会で実施させていただいております。現在の対象地域としては、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県となっております。

実際の事業例でございます

けれども、「3. 平成25年度の事業例」というところがございます。これをごらんいただ

きますと、展示会や商談会を開催するわけですが、開催する場所としては、被災区域に限られておりませんので、例えば、北上オフィスプラザという岩手県の企業が主催した展示会は、東大阪市内におきまして、東大阪市の会社あるいは産業支援団体と一緒に組みまして、15社に出展してやりました。釜石市、大槌町です。この結果、商談の成約件数が88件、3,750万円の商談が成立したと。現在も商談が続いているものが20件以上ございます。

右側には、みやぎ産業振興機構という公益財団法人が実施しているものですが、
「東京国際航空宇宙展」に岩手、宮城の被災企業の出展を促したり、あるいは仙台市内で、機械金属分野の個別の商談会を開催し販路開拓を拡大しております。これは、宮城県、みやぎ工業会も参加しておりまして、商談成約件数は7件と少ないですが、額としては2,830万円ということで、1件当たりの額は大きくなっております。

こうした事例の積み上げによりまして、効果としては、4. でございますけれども、平成23年度補正分については、商談成約件数が234件、6億3,900万円という成約額が挙がっておりまして、これが平成25年3月末時点なのですが、さらにその後、5月時点でフォローアップしたところ、それぞれ件数も額も増加しているということでございます。

昨年度、2億円の予算に基づいて実施した14件につきましても、商談成約件数は307件と、その前の年度より多くなっておりまして、成約額としては2億2,900万円と少額にとどまっております。これも現在、フォローアップ調査を行うということで、今、準備をしております。

「5. 制度の変更」でございまして、この事業は、ビジネスマッチングの効果を上げるために内容を変更してきておりまして、23年度補正予算では対象地域10県で行ってございましたけれども、平成25年度は対象地域を5県の特定被災区域に絞り込んでおりますし、26年度、今年度の事業については、補助限度額を1,500万円というふうに上限を設定しまして、より効果的に行えるようにしているところでございます。

その次をごらんいただきますと、本事業は、今、復興庁で根本大臣のもとに「原子力災害による風評被害を含む影響へのタスクフォース」（風評被害タスクフォース）を開いていただいておりますけれども、この中でも、1つが放射性物質に対する把握とリスクコミュニケーション、もう一つが風評被害を受けた産業への支援ということでありまして、その一方の柱として位置づけられております。

事業者からの声ということで、この3月に把握したところでは、やはり青森や茨城の企業からも、「まだ販路回復には時間がかかるので本事業の継続をお願いしたい。」あるいは、岩手、宮城、福島からも、「風評被害による影響がまだ続いているので、この事業が必要である」という声をいただいております。

この目的とするところは、震災前の販売額というか、売り上げを取り戻すことですが、参考3をごらんいただきますと、被災県の製造出荷額を見たところ、青森、宮城、福島の3県については、県全体で見ても出荷額が戻っておりません。岩手と茨城に

については、県全体で見ますと、震災以前の出荷額を取り戻してはおりますけれども、さらに詳細に岩手県あるいは茨城県内の市町村を見ますと、回復しているところとそうでない市町村もございまして、より細かく見ますと、まだ回復途上であると考えてございます。

こうした状況でございますので、どの範囲で、いつまでこれを続けるのかということが論点になろうかと思っておりますけれども、先生方の御指摘をいただきながら、しっかり意見交換をさせていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○寺門参事官 ありがとうございます。

本事業につきましても、「企業の業績の回復状況等について検証した上で、復興事業として継続する必要性について検討を行う」という観点から本プロセスの対象として取り上げた次第でございます。

また、お手元の論点シートに記載してございますとおり、議論すべき点といたしましては、「企業の業績の回復状況を踏まえ、対象地域や条件についての検証が必要ではないか」また、「復興事業としての効果を検証し、事業の終期について検討が必要ではないか」等があるのではないかと考えてございます。

それでは早速、これまでの御説明を踏まえまして、先生方から御意見等を賜ればと思っております。

マイクを使って、挙手をして御発言ください。よろしく申し上げます。

では、上村先生のほうから、次に榎谷先生。

○上村先生 ありがとうございます。

レビューシートを見ると、アウトカム指標が産業連関分析による経済波及効果ですね。ただ一方で、先ほど説明していただいたように、先ほどの資料の60ページにあるように、参考3で製造出荷額ということですがけれども、これはどちらをアウトカム指標に設定されているということなのでしょうか。地域性があるのは、製造出荷高かなという気がするのですが、これはどちらを目標にされているのかというのを一つ教えてください。

○経済産業省担当者 目標としましては、出荷額にさらに経済波及効果というものを勘案しまして、この産業連関分析による波及効果というものを設定させていただいております。

○上村先生 そうすると、一時的には製造出荷額をターゲットにされているということではないですかね。

○経済産業省担当者 はい。

○上村先生 一つの論点としては、県レベルで見ると、市レベルまで落とすのか。さらに、先ほどお話があったように、個々の企業まで落としてしまうと、個々の企業だとかなり状況にばらつきがあって、やはりまだ回復できませんよというところは必ず出てきますね。そうすると、そこまで事業として対象とすると、多分この事業はほとんど終われない事業になってしまいますね。ただ市町村までターゲットにするということなのか、もしくは県レベルなのかという、この判断はどうされているのでしょうか。これは非常に難しい

ですけれども。

○経済産業省担当者 現在の対象区域も、青森県、茨城県につきましては、特定被災区域そして、岩手、宮城、福島も特定被災区域なのですが、この3県は県内の全市町村が特定被災区域ということになっておりまして、青森と茨城の場合は、中でも沿岸部の津波被害の大きかったところが特定被災区域になっております。

したがいまして、青森、茨城は既に市町村でのそれをベースにした判断ということになっているわけですが、今のところ、岩手、宮城、福島が全県となっておりますので、その中で市町村の状況を見てどのように判断するかというところはあろうかと思えます。

○上村先生 県レベルで見るか、市レベルで見るかというのも1つ方法はあると思えますけれども、例えば、もう全て市レベルで見て、市レベルで回復しているところは、順次やめていくという方法もあるかなと思うのですけれども、これは指定されている地域が県で指定されているから難しいという判断ですかね。これはどうなのでしょう。

○経済産業省担当者 この後、資料を今からお配りさせていただきますけれども、市町村レベルで見たときに、出荷額がまだ回復していないところ、それから津波、被災区域、あるいは原発事故の避難指示区域であったところというのは、必ずしも津波被災区域以外のところがうまく回復しているかというところではなくて、例えば福島の場合、会津とか、風評被害の影響というのは、割と県の内陸のほうまで残っているところもあったりいたしまして、いろいろな考え方はあると思うのですが、絞り方としては、この今お手元にお配りした縦長の資料の緑色のところが、市町村別に見たときに、出荷額が震災前に戻っていないところがございます。そのうち、黄色で塗ったところが、津波浸水被災区域、あるいは原発事故の避難区域といったところがございますけれども、黄色に塗っていないところでも回復していないところがございます。

それからまた、右側の青色のところ、これは出荷額に、現在お住まいの人口1人当たりの出荷額ということで、さらに人口が減っている影響も勘案して見た場合ですけれども、やはりそれでも回復していないという傾向は、左と右とで人口減少を勘案した場合と、そうでない場合とでも結果は余り変わっておりませんので、この市町村別で切ったときに、黄色でない区域で回復しているところと回復していないところの違いが出てくることについて、どのようにこれらの市町村に御説明をしていくのかということは、ちょっと担当として、なかなか悩ましいところであると感じております。

だから一切できないというわけではないのですけれども、どういうふうに合理的に説明をして、御理解いただくかということでございます。

○寺門参事官 それでは、樫谷先生、よろしく申し上げます。

○樫谷先生 今のことも聞きたかったのですが、ここで言うと57～58ページのところで、ビジネスマッチングをあちらこちらでやっていらっしゃると。これは非常に評価できると思うのですが、特に、復興だとか、被災だということ、難しい部分もあると思うのですが、ビジネスマッチングはずっと以前から経産省でやられていると思うのですが、

その実績と比較して、この今のビジネスマッチング、何カ所かでやられた復興にかかわるものと比べて、どのような特徴があるのか教えていただけたらと思います。

○経済産業省担当者 ビジネスマッチングにつきましては、今までの全国ベースで、中小企業総合展など、全国大で行われている点はございますが、今回は、そういう全国レベルの機会もあるのですけれども、さらに被災企業の皆さんが負っておられるハンディーと言いますか、困難に着目をしまして、この被災区域に特化した形で行っております。

その結果、やはり特色としては、この地域の水産加工業のようなものが入ってきているとか、かなり被災地の産業構造に特色のある形での内容になっているのではないかと思います。

それから、もう一つ特色としては、全国大のものもあるのですけれども、これはやはり被災地の企業を支援しようということで、例えば、東大阪の企業群が被災地の企業と組んでマッチングをやるとか、区域外のところと、被災したところの地域の地域間連携のような、そういった新しい要素もあるのではないかと考えております。

そういった意味で、大規模に行われる全国の展示会に比べますと、よりハンズオンと言いますか、より支援する側、される側との関係が深い形で行われているのではないかなと思います。

数字について、どちらのほうが成績がいいのかというのは、御用意できていないものですから、後で確認をしてみたいと思います。

○樫谷先生 ここに「効果」と書いていただいているので、それは効果があるのですけれども、これをざくっと見て、予定ぐらい行っているのか、それとも、かなり厳しいなという状況なのか。

○経済産業省担当者 当初想定しておりましたのは、この1つの事業ですね。例えば、北上オフィスプラザでやる事業について、大体1つの商談会とか、展示会で1,000万円ぐらいの効果が出るだろうということで想定をしておりました。こちらの場合は、15社参加して3,750万円の成果を上げていますので、当初の4倍ぐらいの成果を上げているとか、同じ宮城のものでも3倍ぐらいの成果を上げているとかいうことで、案件によりけりですけれども、成功しているものはかなりあるのではないかなと思っています。

○樫谷先生 ということは、それはもっと数をやったほうが良いという判断なのですかね。それは、どう理解したらよろしいでしょうか。

○経済産業省担当者 件数が多ければいいのかということもありますけれども、例えばグループ補助金などをいただいて事業を再開した。これから販売を延ばしていかないといけないのだけれども、販路開拓がうまくいっていない、そういう困っている度合いの強いところに、やはりうまく支援が回っていく必要があると考えておまして、これは件数が多くても、中小企業の方が手を挙げる場合には件数が増えることが望ましいと思いますし、また、件数が少なくても一件一件当たりの成約額が大きければ、それはそれで意味があると思っておまして、必ずしも、件数の多い少ないではないと考えております。

○寺門参事官 よろしいでしょうか。

○樫谷先生 イベントの数をもうちょっとふやしたほうがいいかどうかという話です。

○経済産業省担当者 イベントの数をふやしますと、これは予算が限られておりますので、1件当たりの規模は小さくなってまいります。中には、再生可能エネルギーなんかを大規模な展示施設で行って、2日間で5,000人以上集めるような、そういう大規模なイベントもございますし、一方で、本当に限られた人数の小規模な商談会というのもございますので、そこは規模が様々かと思いますが、ただ、より効果を高めるという意味では、上限は1,500万円とさせていただいております。

○寺門参事官 では、最初に梶川先生。

○梶川先生 先ほど、58ページのところで、平成23年度3次補正と比較して、平成25年度で、商談の成約が、金額的には減ってきているという傾向値があると思うのですが、1件当たりが小さくなってきたと、こういうビジネスマッチングですから、当然ちょっと時間が経過しますと、なかなか目新しいものも減るのではないかと思うのですが、この辺の要因分析というのができているかということと、さらにそういった結果を踏まえて、これから新しく考えられている平成26年度に向けて、何か具体的な対策等がおりになるのか。上限を変えられたということはわかるのですが、これが何か関係されるのかということも含めて、ちょっと教えていただければと思います。

○経済産業省担当者 平成25年度については、14件採択しておりますけれども、その14件の補助事業者から、さらに支援している先の企業というのがございまして、これが一体何社ぐらいあるのかということとをさらに調べて確認したところ、1,136企業、1,000社以上のものがございまして、その内訳として、やはり中小企業や小規模企業の数がかなり多くなっております。そういった意味で、被災された地域の雇用の回復ということでは、やはり大規模な工場よりも、大企業よりはやはり中小や小規模のところにニーズが多いと思われるので、件数が増えて、中小や小規模企業ですから、成約額としては大きくないかもしれませんが、それが被災地の復興につながっていくということであれば、むしろ支援先の企業の数の方が多いこと、裾野の広さということに着目する必要があるのではないかと考えております。

平成26年度事業についても、地域の信用金庫の組合とか、あるいは地元の金融機関が主催される例もございまして、そういった中でできるだけ多くの支援先企業を拾っていただきたいというか、参加できるような状況にしていきたいということで、今、担当局のほうからお話をさせていただいております。

○梶川先生 今、おっしゃられたのは、むしろそういう草の根の零細の企業にアクセスできる形の施策を具体的にとおられると解釈してよろしいのでしょうか。

○経済産業省担当者 そのようなお願いをしているということでございます。

○寺門参事官 では、阿部先生。

○阿部先生 企業の業績が回復している中で、今後この事業について、地域、それから条

件をどれだけ絞っていくかというポイントは非常に重要だと思うのですが、説明していた資料の51ページの説明を見ますと、点検結果としては、従来、企業の限定というのが不明確であったと記載されてございまして、改善の方向性としては、被災企業とのネットワークを持っている事業者に限定したと。ここが私は非常に重要なポイントだと思います。上のほうに、専門家による審査の厳格化ですとか記載してあるのですけれども、具体的にどのような基準によって、そういった対象企業の限定化を図っているのか、それについて御説明をお願いしますでしょうか。

○経済産業省担当者 この案件の選定につきましては、外部の有識者ということで、例えば中小機構ですとか、JETROですとか、そういったところで展示会とか、販路開拓について非常に経験をお持ちの先生方に集まっていただいて、それぞれの事業について、どのようなネットワークを持っているのかとか、裾野の広さが期待できるのかということを中心に見ていただいております。それを見ながら、予算の配分なども考えていただいているというところでございます。

そういった意味では、おっしゃっているように地元企業とのかかわりの深さ、産業支援機構がどれぐらいの活動をしてきたかとかいう、ビジネスマッチング以前の取り組みとか、そういったものも勘案していただくようにしております。

○阿部先生 そうしますと、地域で特に限定するということではなく、案件ごとに事業の定性的な部分を見ながら個別に評価していく、そういうことでございましょうか。

○経済産業省担当者 はい、個別に拝見してやっております。

○寺門参事官 では、松本先生、松村先生の順番でお願いします。

○松本先生 最初のところに出てきた2つの指標というか、産業連関分析のところと、あと製造出荷額のところですが、これはやはりなかなか両方を見るとというのは大変難しいところがあるかなと。つまり、地域に差があることということについて、分析をされているのかどうか。つまり、そもそもマッチングの問題なのか、製造の分野のダメージが大きすぎるからこうなっているのか。もし、製造分野のダメージがまだ回復していないのであれば、幾らマッチングをやっても、ここの製造出荷額は変わらない可能性がある。このあたりについては、どのように分析をされているか教えてください。

○経済産業省担当者 今、お手元にお配りした資料の中に「グループ補助金交付先アンケート調査」という横長のものがございます。これはちょっと調査時点が古いという問題があるのですけれども、いわゆるグループ補助金を得て、生産施設の回復をした企業がその後どんな状況にあるのかということ調査した資料でございまして、例えば、3ページを開けていただきますと、「売り上げの状況」というところなのですけれども、グループ補助金で施設を修復して、事業を再開しました。そして、売り上げが元に戻っているかどうかという点について、この薄いピンク色とピンク色のところが変化なし、あるいは増加したというところでございます。ですので、例えば青森県で見ますと、増加したというところは2割なのです。岩手県でいくと3割。そして、震災前の水準と比べて変化なしという

ことは、戻したということですので、青森だと5割のところは震災前の水準に戻っている。岩手だと4割。しかし、宮城とか福島で見ますと、まだ震災前の水準に至っていないところが7割とか6割という状況がうかがえます。

その次に、6ページをごらんいただきますと、現在の経営課題は何ですかということをお伺いしたところ、人材の確保もかなりお困りであるというのは出ているのです。被災地の人手不足という問題もあるのですが、もう一つは、やはり販路の確保・開拓が大きな課題となっておりまして、右側の棒グラフの赤いところですけども、この製造業とか見ていただきますと、やはり販路開拓が人材確保と並んで大きな課題となっている。そういった意味で、先生がおっしゃられた生産設備は回復したけれども、実際、稼働はしているのだけれども、売り上げはもとに戻っていないという問題がございますので、グループ補助金などで施設を回復した後のフォローアップの次の一手として、こういうビジネスマッチングという手法は非常に重要なのではないかと考えております。

○松本先生 関連して、やはり最初の上村先生とも関係するのですが、ではそれを市町村まで見たらどうかというと、またこれは話がどうかと思うのですね。したがって、この事業がどこまで、特に製造出荷額のパワーポイントを出していただいているから、一層そこに目が行くのですけれども、この市町村の差にまでこの事業は目配りをするのかどうか。それとも、都道府県で、今、このアンケートの調査もまとめていただいているので、やはり都道府県レベルにまでとどめて、これから成果目標との整合性を見ていくのか。それによって大きく変わってくると思うのですが、いかがでしょうか。

○経済産業省担当者 今までは、特定被災区域とか、津波被災区域とか、ある程度線引きをした形で進めてきたわけでございますけれども、震災から3年がたち、4年目に入って、どこに重点化していくかというのは、なかなか我々としても悩ましい問題だと思っております。この点、復興庁さんのほうでも、必ずしも、特定被災区域だから全部の支援策をそこに講じるということではなくて、メリハリをつけるような形で、もうやめるところ、引き続き必要なところという絞り込みもされていますので、そういった、他の支援策の状況を見ながら、私のところだけ深く切り込んだりすると、やはりこれはいろいろと被災地の首長さんたちとの関係でもいろいろ問題が出てきますので、確かにおっしゃるとおり、ある程度絞り込んで重点化していくという方向性はあるのだらうと思えますし、今でも10県だったところを5県に絞り込んできたというのもございますので、そこはよく復興庁さんと相談させていただきながら、市町村ベースで行くのがいいのか、あるいは都道府県で、県全体としてはもういいだらうというところはやめていくのか、こういう御指摘をいただいているわけですので、ちょっとまだ基準を決め切れていないのですが、いずれかの判断はしていく必要があるだらうと思っております。

○寺門参事官 では、松村先生お願いいたします。

○松村先生 繰り返して、今、御説明にあったビジネスマッチングが重要だという回答に関して、追加してお配りいただいた6ページのところで、確かにこのようなデータが出て

いるのですが、これは例えば被災地域でないところでアンケートしたとしても、「現在の経営課題は何ですか」と普通に聞かれて、複数回答するというのをしたとすれば、そのような調査は中小企業庁さんを初めとして頻繁にやっておられると思うのですが、これぐらいの値は挙がるのじゃないのですか。

○経済産業省担当者 これは、もうごらんになっていますが、特にグループ補助金の支援を受けた企業についてなのですけれども、それは先生にしてみると、それは一般的に聞いた場合でも同じような傾向があるのではないかという御指摘ですか。

○松村先生 はい。特にこの被災地でこれが非常に効く、今の局面でも効くということの証拠になるのかということを知っているということなのですが。

○経済産業省担当者 確かにおっしゃるとおり、被災地ですと、特に福島県なんかそうなのですけれども、人手の確保に苦労しているという話は、いろいろなところで聞かれますし、また、販路開拓についても大きな課題になっている。これは、やはり被災地に共通した傾向であろうと考えております。

○松村先生 これは被災地に共通したものではないと聞いております。つまり、これはどこにでもあることなのではないでしょうか。例えば、全国で同じ調査をしたとしても、「今の御社の経営課題は何ですか」と聞かれたら「販路開拓だ」と答えるところは、複数回答ならこれぐらいあるのではないのでしょうかと知っているということなのですけれども。

○経済産業省担当者 それぐらい調べて来いということかもしれないのですけれども、ちょっと全国の中小企業の挙げておられる課題の比率との比較というのができておりませんので。

○松村先生 比較せよというよりは、どちらかという震災の直後の段階で、今までの販路を一挙に失ってしまったとか、新しいものを始めたということで、ビジネスマッチングのニーズがほかの地域以上に非常に重要だということはある程度理解できるのですが、震災からこれだけ時間がたってきた中でずっと続けていくのか。これはビジネスマッチングが本当にボトルネックになっているというのが、続けるのかということがまず疑問だという点ですね。

中小企業に関して、特に必要なので配慮しているということをおもひも御回答いただいたのですが、これについては、それこそ被災地域でなくても、販路の開拓だとかビジネスマッチングに苦労している中小企業というのは、全国に幾らでもあるような気がして、これは復興予算ではなく通常予算として長期的にはというほど先でなくても、卒業していくことを考える必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○経済産業省担当者 全国ベースの展示会、商談会も、手を挙げればみんなが参加できるというわけではなく、やはりスペースも限られておりますので、それなりの審査を経て、競争率も高かったりします。その点、もちろん全国にその状況が、被災地以外のところに近づいてくれば、その必要性もなくなってくるのかもしれませんが、やはり生産回復に至るまで、1～2年のブランクがあったところもありまして、その間、取引先が失わ

れているとか、まだ風評被害の影響が福島県なんかも残っておりますし、そういった被災地の企業については、その他の地域に比べてはハンディーがあると思われまので、その点について、やはりそれ以外の中小企業にとっても、おっしゃるとおり販路開拓は課題だろうと思いますけれども、そのスタート地点がマイナスになっているところを御勘案いただいて、この事業の必要性を御理解いただければと思うのですけれども。

○松村先生 先ほど、代表的な2つの例について、これだけ大きな成果があったということをお紹介いただき、それから全体としてこれだけあるということをお言われたのですが、これは14件、あるいは12件全て同じように成果が上がっているのでしょうか。

○経済産業省担当者 そうですね。成約額というのは、案件によってもさまざまあります。1件について9,500万円とか、あるいは4,000万円とか、あるいは1件当たり500万円というものもございまして、でこぼこはありますけれども、14件で2億3,000万円の成約額ということでございまして、平均で行きますと、1件当たり一千数百万円の実績は上げていただいているかなと思っております。データも後でお示しできますけれども。

○松村先生 一件一件の精査もしているということなのですか。

○経済産業省担当者 はい、もちろんです。一件一件、どれぐらいの企業とコンタクトしているのか、額はどうかということも、事細かにフォローしております。

○経済産業省担当者 補足で申し上げますと、それぞれのマッチングをする対象の分野でありますとか、業態によって成果がまちまちになってございまして、これは後でまた資料で具体的にお示しできると思いますが、それゆえに成果がでこぼこになっているということで今のところは御理解いただければと思います。

○寺門参事官 では、上村先生。

○上村先生 54ページに「支出先上位10者リスト」というのがあるわけですがけれども、こちらは25年度の採択された14件のうち、10番目ということは、Aですね。支出先ですよ。これが、右側に事業概要が入っているわけですがけれども、平成26年度に採択された事業の一覧はまだ配られていませんが、これを参考にすると、この10の支出先のうち8、同じところが支出先になっているわけです。その事業概要も見ると、ほとんど内容的には同じ状態になっておるわけですがけれども、つまり採択される事業の支出先は、もう固定化されている事業になっていると解釈できるわけですが、これはそういう解釈でよろしいですか。

例えば、一番最初の公益財団法人の業務概要が「再生可能エネルギー産業の集積・育成による福島の振興」とあります。これが平成25年度ですがけれども、平成26年度は同じ公益財団法人が「再生可能エネルギーの先駆けの地、福島の実現に向けた産業集積・育成・創出事業」という名前ですので、ほとんど同じと考えられます。

次の4番目の某銀行ですがけれども、これは「ビジネスマッチング事業」とありますけれども、これは平成26年度も全く同じ「ビジネスマッチング事業」というタイトルで事業名が掲げられていますので、そういう意味では、支出先はもうほとんど固定化されてしまっている、そういう事業になっていると私は解釈しているのですけれども、いかがでしょう

か。

○経済産業省担当者 結果として、同じところが補助を受けているのではないかという御指摘だと思うのですが、これは一応提案公募というか、公募形式でそれぞれの案件を審査するというので、あらかじめこの団体にこのテーマで出すということを決めているわけではございません。福島県については、再生可能エネルギーと、あと医療機器でもって原発に変わる新しい産業を興していくというのは県の方針にもなっておりまして、そういった形で、産業総合技術研究所も福島に再生可能エネルギーの研究所をちょうどつくったところでございまして、そういう県の方針に沿った形で、このセンターのほうで御提案いただいていると理解をしております。

我々のほうは、決してあらかじめこの団体に、このテーマでという貼りつけを決めているわけではございません。そこは、すぐれたテーマがあれば、ほかのところも十分採用していけると考えております。

○寺門参事官 そろそろ終了時間でございます。記入を進めていただいて、榎谷先生お願いします。

○榎谷先生 アンケート調査の件なのですが、去年の6月に実施いただいたことだと思っておりますが、これを見る限り、厳しいのは食品水産加工業ですかね。それから、売り上げが、原状回復しているというのは16%しかないという、ほとんどしてないということですね。そのほか、卸売業とサービス業、サービス業などは、やはり全体が回復しないとなかなか難しいと思うのですが、むしろこれは水産加工業に焦点を当ててマッチングしたほうが、何か効果があるような気がするのですが、その点、いかがなのですか。予算がない中でやろうとしたときに、焦点を当てないといけないのかなと。地域よりも業種に力点があったほうがいいのかという感じがするのですが、その点はいかがでしょう。

○経済産業省担当者 水産加工について、本当にこの東北の被災区域全般に通じての大きな問題で、加工品だけではなくて、その水産ですね。生のお魚なんかについても、まだまだ風評被害とか、十分戻っていない問題がございますので、そこはちょっと農林水産省さんともお話をしないといけないのですが、水産加工食品に特化するというよりは、そのほかのみそ、しょうゆなども含めて食品加工ということで見させていただいておりまして、水産ということになってきますと、ちょっとそこは。

○榎谷先生 水産加工食品です。

○経済産業省担当者 それはもちろん対象にはできております。それに焦点を絞った提案というのは、今のところ出てきていないのですが、もしそういうのがあれば、加工している分には、工業製品等ということで読めますので、そこは対応していけると思います。ですが、やる時はやはり農林水産省さんとよく連絡をとってやらせていただいたほうがいいのかと思っております。

○榎谷先生 水産食品加工というのは農林水産省の所管なのですね。

○経済産業省担当者 所掌としてはそうです。物の所管と言いますか。ただ、加工食品と

ということになってきますと、もちろん「工業製品」ということで事業の対象にすることはできません。

○樫谷先生 経済産業省も冷たくしないで。

○経済産業省担当者 そんなことはないです。中小企業という意味でいけば、そういった意味では全部同じです。

○上村先生 また、業務が支出先が重複しているということと、あと業務が重複しているということについてなのですけれども、そうなってくると、ビジネスマッチングですので、そういう意味ではこうやって単年度にわたって支出先が固定化されていて、それでそこに集まってくる企業さんも非常に固定化されてしまうと、効果がだんだん薄れてくるように思えるのですけれども、その指摘はどうでしょうか。

○経済産業省担当者 そういうパフォーマンスの低下がないかどうか、よく確認をしてみたいと思います。例えば、この東邦銀行さんとか、福島県の産業復興センターとか、これで2年連続やっていただいておりますけれども、どういうふうはこのパフォーマンスが変わってきているのか。あるいは、従来以上の成果を上げるためにどういう工夫をされるのかということ、これはまだ平成26年度事業を、フォローアップの中でもよく見て、議論していきたいと思います。そのまま惰性で繰り返してやるということではなくて、一個一個より以上の成果を上げていただくという必要があると思いますので、そこはお約束したいと思います。

○寺門参事官 梶川先生。

○梶川先生 コメントに近くて、ちょっと重複に近いのですけれども、先ほど、アンケートのお話が出ていたのですが、このアンケートの対象会社というのは、施設に関する補助金を受けられたところですね。

○経済産業省担当者 はい。

○梶川先生 だから、どうしてもこちらにお聞きになられると、こういう施設外の要因について、ちょっとお答えが出てくる可能性のほうが高いのではないかなど。金額的に、施設に対しては、そこそこの補助金を得られているわけですから、先ほど、もちろん風評等があって、要因を教えていただいたのですけれども、この全体の施策のバランスでこの施策が有効であるかどうかということの検証は、やはりぜひ続けていただければと。金額が非常に、こちらのほうが1件当たりは小さいですから、先ほどの陸前高田とか見せていただくと、なかなか逆にこの施策でどれだけ回復できるのかなど。こちらは報道だけの知識だけですけれども、そろそろ本当にそういうターゲティングして、原因ごとに施策のポートフォリオで御延長いただいたほうがいいかなという気がするものですから、その中で、ほかの課がやっていたり、ほかの省がやっていたりということになると思うのですが、ぜひ御検討いただきながら続けていただければと思うのですけれども。

○経済産業省担当者 陸前高田ですと、もとあった土地にはホテル1件ぐらいしか戻ってなくて、皆さん仮設住宅の近くで再開されていて、本当に手仕事というか、小さな事業

から再開されていますので、そういったものを被災地に対する絆みたいところでアピールしていくというのはございまして、それは本当に成約額が小さくなってくるのですけれども、大事なことかと思っておりますけれども、やはり中身の質を見ながら、いろいろと考えていきたいと思えます。

○梶川先生 もちろん大事だとは思いますが、優先的な資源投入をしていただかないと、なかなか効果性がうまくいかないかなという、そういう意味です。

○寺門参事官 コメントシートの御記入が終わった先生方は御提出をお願いしたいと思います。

○松本先生 先ほどの松村先生と少し重なるのですが、成果目標のところにかかれていた目標値というのが達成をされていっているわけですね。つまり、こうしたマッチングのための商談の場の提供とか、こういうのは、一般的にこういうふうには効果を上げるのか、それとも、被災地における被災企業だからこれは非常に効果的なのかということところが、やはり復興予算を使っているところでいくと、非常に関心のあるところだと思うのです。したがって、JETROにもいろいろな知見があると思うのですけれども、別に被災地でない場合と比べて、やはりこれは復興予算でやる価値があるということを説明していただくと、私なんかもなるほど効果があるのだなと思えます。つまり、これを見る限り、じゃあもう通常予算の中でもこういうことをやれば同じだけの効果があるのではないかと見ていってしまうので、やはりこれを見てしまうと、そこに疑問が来るかなと思えます。

そこで、地域性の話ということになるのですが、逆にこの数字は、今度は地域性がわからないというふうに来ているわけなので、やはり成果の見せ方というのはちょっと工夫していただきたいなと思っているのですが。

○経済産業省担当者 はい、わかりました。一般の展示会に比べて、被災地域の展示会の特色はということで、先ほど申し上げたように、再生可能エネルギーとか、あるいは先生から御指摘のあった水産加工とか、特に弱っているところにフォーカスしたようなマッチング事業をやることだろうと思っております。

御指摘のあった県別の効果につきましては、それは一件一件の案件ごとの成果というのでも把握しておりますので、それは出すことは可能ですので、できましたら、この後の宿題という形で出させていただければと思います。私の勝手な仮説なのですが、通常の事業に比べまして、マイナスに陥っているがゆえに伸び代が大きいというか、マッチングでうまくいくと急激に販売額が上がるとか、通常のビジネスに比べると、かなり困窮した状況でのマッチングですので、効果は比較的高いのではないかと。そういった意味で、先ほど梶谷先生から御指摘がありましたけれども、一般のビジネスマッチングに比べて成果はどうなのかと。そこのところもぜひ見てみたいと。それがお示しできれば、また効果も御理解いただけると思えますので。

○寺門参事官 松本先生どうぞ。

○松本先生 その場合、これは平成27年度までとなっているのですが、基本的に経済産業

省としては、とりあえずこれは平成27年度で終了させるとお考えなのか、あるいはそうではないのか。そのあたりはどのように。

○経済産業省担当者 平成27年度要求は、これから復興庁さんと御相談なのですがけれども、特に福島県なんかについては風評被害の問題が続いて、まだ避難指示も続いていますし、ようやくこれからグループ補助金を使って施設を回復しようというフェーズですので、それが終わった後のフォローアップとしては、必ずしも平成27年度でもうばっさり終わるといよりも、少しほかの地域の回復状況を見ながら、平成28年度延長の可能性があるのかどうか。やるとすればどう絞っていくのかというところは、今後御相談する必要があると思っております。

○寺門参事官 現在、集計作業中でございますけれども、もう少しかかるので。

○樫谷先生 よろしいですか。

○寺門参事官 樫谷先生、どうぞ。

○樫谷先生 このアンケートは1回限りしかとらないということなのですか。

○経済産業省担当者 これは毎年度実施しております、ちょうどこれは平成25年6月実施ですが、平成26年度分もこれからやります。それで、多分、東北経産局のほうで秋ごろにはまとめたものをお示しできると思います。

○上村先生 もうレビューシートを出してしまいましたが、例えば、最初にマッチングがうまくいったところが継続的に出荷できているかどうかというフォローはされているのでしょうか。

○経済産業省担当者 企業ベースでしょうか。

○上村先生 そうです。つまり、こういうのって1回で終わってというのはおかしい話で、その後継続的にそのチャンスをつかんで、マッチングがうまくいって、その後、事業がどれだけ継続できるかというところのほうで、それも非常に大事なかなと思っているのですが、そのフォローはされているのでしょうか。

○経済産業省担当者 そういった意味では、今、平成25年度事業のフォローをしようとしているところなのですが、その際、平成23年度補正で平成24年度に実行した企業、商談を成約したところがどうなっているかというフォローも、ちょっとこれはどこまでできるかという問題はあるのですが、連続しているがゆえのところもあるのですが、それは今回あわせてお願いしたいと考えております。昨年度事業分だけのフォローだけではなくて、一昨年やった分がどういうふうに継続しているのか、もうだめになったのかとか、そのフォローもする必要があると思っております。

○上村先生 現状はできていないという理解ですか。

○経済産業省担当者 そういった意味でいくと、平成23年度補正でやった分の成果は、今現在把握中ということです。

○上村先生 わかりました。

○松村先生 ちょっと余りの時間ということもあるのですが、工業品の統計調査の結果な

のですけれども、これは年度でしたか。それとも暦年でしたか。1～12月でしたか。

○経済産業省担当者 そうですね。12月30日以前で工業統計をとっていますので、これはたしか暦年だと思います。

○松村先生 これはいろいろなものを見ると、やはり上がったたり下がったりしているのを見ると、本当に平成22年だけを見ていいのかというのはいつも思うところで、何かこの年が偶然下がった年だとか、偶然上がった年ということもあるとは思っているので、経産省のほうでお持ちの資料だと思われまますので、もう少しそういう特異な数字は排除しながらみたいな部分があります。

○経済産業省担当者 おっしゃるとおり、平成22年だけではなくて、平成20年、平成21年と平均して見るとか、ところが平成21年はリーマンショックの年で全体に落ち込んでいるとか、いろいろあるものですから、ちょっと平均して見てみたいと思います。

(結果配付)

○上村先生 まだいいですか。まだ時間があるようなので。

支出先のBのところを見ると、細かい話ですけれども、随意契約が多いのですけれども、これはなぜこうなっているのでしょうか。

○経済産業省担当者 やはり商談会とか展示会とか、できるところがある程度限られておりまして、ただ、随意契約というのは例外的な扱いでございますので、こことやりたいという場合には、随契の理由書というのを出示していただきまして、なぜここが優位なのかということはきちんと確認した上で許可を出すと言いますか、認めるような形にさせていただいております。例えば、全国の、「道の駅」ではなくて「町の駅」という取り組みがありますけれども、そこの事務局をやっている、全国の町の駅とネットワークを持っているとか、そういう特色のあるところを選ばせていただいている。あるいは、陸前高田市に本社を置いている企業で、地元の情報に精通しているとか、あるいはeEXPOというようなウェブ上の展示会を開催したことがあるとか、その事業の特色に応じた形でそれがよくできる事業者というところに随意契約が結ばれていると見ております。それは一件一件理由も把握しておりますので、御説明できると思います。

○寺門参事官 それでは、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、取りまとめコメント案の準備ができましたので、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 取りまとめました結果、評価についてですが、「事業全体の抜本的改善」とされた方が3名、「事業内容の一部改善」とされた方が3名、「現状どおり」とされた方はいらっしゃいませんでした。

コメントについて申し上げます。

被災地の企業が復興のために必要とする支援を受けることができるように、審査基準を明確化する必要がある。

中小の企業がビジネスマッチングの支援が必要なのはわかるが、これは日本全国で必要

なこと。いつまでも復興予算で続けてよいものか。

成果をはかるターゲットを県にするのか、市町村にするのか詰めて検討すべき。

市町村の製造出荷額の差を埋めようとするならば、地域差の原因を調査して対策を講じる必要がある。

予算が少ない中、売上げが回復しない水産食品加工業に焦点を当てたビジネスマッチングとするべきではないか。

震災前の出荷額への回復を目標とした場合、出荷額の減少の原因を分析し、当該施策がより効果的であるか検証を続け、今後のあり方を見直してほしい。

支出先と業務内容に重複が見られる。支出先ごとにマッチングの成果を測定し、効果の高い支出先に絞り込みが必要であるということでございました。

これを踏まえまして、全体の評価結果としましては「事業全体の抜本的改善」といたしたいと思います。

コメントといたしましては、1番目、成果をはかるターゲットを明確にするとともに、出荷額等の回復がおくれている原因が何なのか、本事業で効果があるのかを改めて検証すべき。

2番目のコメントは、そうした検証結果も踏まえ、将来的には全国的な施策へ移行することを視野に、復興予算としての終期を明らかにしていく必要があると推したいと考えておりますが、先生方の御意見があればお願いいたします。

○寺門参事官 松本先生どうぞ。

○松本先生 誤字ですね。2番目の5つ目の○の「当該施設」。

○阿部先生 「施設」は「施策」の誤りです。

ほかによろしいでしょうか。

(異議なし)

○阿部先生 それでは、先ほどの取りまとめコメント案を、本事業に関する結論といたしたいと思います。

ありがとうございました。

○寺門参事官 ありがとうございました。

本事業につきましては、以上でございます。

○経済産業省担当者 どうもありがとうございました。

○寺門参事官 続いての事業は、若干時間が押していますので、入れかえが終わりましたら直ちに始めたいと思いますので、しばらくお待ちください。

(経済産業省関係者退室・農林水産省関係者入室)

○寺門参事官 それでは、次に「震災復興林業人材育成対策事業」に移ります。

復興庁予算における本事業の位置づけにつきましては、「産業の振興・雇用の確保」の「農林水産業への支援」に当たります。

資料といたしましては、ファイル63ページになります。

それでは、最初に5分程度で、農林水産省からの説明をお願いいたします。

○農林水産省担当者 よろしくをお願いいたします。

それでは、64ページから御説明申し上げます。「震災復興林業人材育成対策事業」でございます。

目的でございますが、先ほど御紹介あったように、一言で言うと、雇用対策ということでもありますし、また、特に林業ですから、山村部の雇用対策ということであろうかと思えます。

事業の概要でございます。簡単に御説明します。

まず1つは、人材育成対策事業、簡単に言うと、林業をやるための研修でございます。具体的には、OJT研修という形をとっておりますので、林業事業体あるいは森林組合といった林業をやるところに新しく人が雇用されて入ってくる。そこで、職場で研修を行っていただく、あるいは集合研修というのもあるのですけれども、そういった雇用してくださった事業体に対して、研修費用として、簡単に申し上げれば、原則月9万円の費用を3年間お支払いするという事業でございます。

それからもう一つ「(2)作業システム普及事業」ということでございます。これはどういうことかと言いますと、一言で言うと、放射能対策ということですが、人材をそういった被災地で確保していく上で、やはり雇われる方あるいはその御家族が非常に気にするのが、特に山の中での作業ですから、放射能に被曝するということです。なので、そういった放射能の影響をできるだけ少なくするような職場環境を整備していく、そういったことをあわせてやらないと人が来てくれないということでもあります。

1つは、森林作業を行う作業員の方に対して、その放射線に関する正しい知識、あるいは作業方法についての講習を実施するというです。それから、線量計をお配りするということですが、

もう一つは、林業機械のリースということなのですが、林業をやる上で、要はチェーンソーでぎこぎこ切るよりも、いわゆる林業機械に乗ったまま、しかも屋根がある林業機械ということですが、その機械に乗っていろいろな作業をやる。木を切る。それを丸太にする。それを運んでいく。そういったいろいろな作業工程がありますけれども、その一連のシステムを機械化していく。それが放射線の影響を最小限にするし、また、それが林業生産の効率化にも大きく向上するということでございます。そのために、その林業事業体がそういった林業機械をリースで導入する場合に、リース料の2分の1を支援する、そういった事業でございます。

予算額は記載のとおりでございます。平成23年度補正で今回のこの対象となる事業の前身の事業ということで、これは御参考ということでございます。平成24年度、平成25年度、平成26年度ということでございます。

成果目標及びそのアウトカムということでございます。これは、下のアウトプットと一緒に御説明したほうが良いと思っておりますけれども、まず①の研修の事業です。これはアウト

プットのところを見ていただいたほうがいいと思いますけれども、私ども、前年までずっと200名程度ぐらい人が来てくれていたのです。震災後なのでどれぐらい人が来てくださるか読めないところがあったのですが、120名を育成したいということは目標だったのですが、結果としては90数名の方に来ていただいて、1年後に84名残った。それで、さらに1年後59人今のところ残って、研修を受けながら仕事をしてもらっているということでございます。

それから、②の講習、あるいは線量計というところですが、②の講習に参加した林業事業体数、アウトプットのところでございます。300ぐらいかなと思っておりましたら、これは予想を上回る345の林業事業体に参加していただいたということでございます。

一方で、上のアウトカムのところを見ていただくと、②については、300の事業体に線量計を配布したのですけれども、これは300の方が、平たく言うと、その区域で仕事を受注できたわけではなくて、189のところしか仕事を実際に受注されていないので、63%という形になっているわけでございます。

それから、高性能林業機械のリースということでございます。これはアウトプットのところで御説明申し上げます。こちらのほう、平成25年度からでございますけれども、17事業体、簡単に申し上げますと、林業機械のシステムというのが、木を切る機械、丸太にする機械、運び出す機械と、3つ1セットで構成されております。そういう意味では、17の事業体にそのフルセット、3つの林業機械を導入するという考えで私どもはあったのですけれども、実際は「この機械はもううちにはあるから、この機械だけでいいよ」とかいったこと、それから一方で、なかなか現場の状況で、林業だけではなくて、いろいろな分野で非常に需要がたくさんあったものですから、林業機械の納入がおくれていた部分もございます。そういった中で、目標は17の事業体だったのですが、実際には59の事業体にリースを御利用していただいたという形になっております。

単位当たりコストはここに記載のとおりでございます。

次の65ページにまいりまして、「事業所管部局による点検・改善」というところがございます。特に問題があるところと考えられるところだけ御説明申し上げれば、事業の効率性というところがございます。「競争性が確保されているなど、出資先の選定は妥当か」というところ、こちらのほうは残念ながら1者入札の部分がございます。そのため、こちらのついては△とさせていただいております。

また、下のほうの「不用率が大きい場合、その理由は妥当か」ということ、こちらのほうも、不用率、前のページの予算額、執行額のところに執行率を載せておりますけれども、これは、それぞれの事業をさまざまな理由で、思ったよりもほかの、要は土木工事とかにとられて、人が来てくださらなかったとか、あるいは、一方で入札をしたら思ったより機械が安く導入できたとか、そういったこともございまして、執行額が低くなっている部分がございますので、△にしております。

また、事業の有効性の部分、同様の理由で、活動実績が△、それから「整備された施設

や成果物は十分に活用されているか」のところも△という評価にさせていただいております。

一番下のほうの点検・改善結果でございます。1者応札については、改善に取り組むべきだということ。それから、人材育成対策事業については、研修生の実績は見込みを下回っているのだけれども、一応これは3年間の事業でございますので、3年間の研修は、今年度残すだけですけれども、きちんと実施していく必要があるということでございます。

改善の方向といたしましては、1者応札については、通常の事業に求められる告示のほかに、例えばホームページとか、あるいはさまざまなリーフレットでPRを強化するということ。

それから、人材育成の部分については、実際の研修生の数を踏まえて、予算を縮減しているということでございます。

また、いわゆるリースの部分については、こちらのほうは複数年にわたって、具体的には5年間でございますけれども、5年にわたってリース料を支援する制度としていただいております。そういう意味では、5年間にわたって現在の事業実施主体が引き続き助成金をしっかり執行して、適切な事業の執行をしていく必要があるということでございます。

資金の流れは66ページのとおりでございます。必要最小限度としていただいております。

具体的には、67ページ以降のとおりでございます。

大変簡単でございますけれども、私どもからの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○寺門参事官 ありがとうございます。

63ページの一番下の「論点等」に掲げておりますとおり、この事業について、公開プロセスに取り上げた理由、また議論すべき論点というのは、63ページに記載のとおりでございますので、ごらん願いたいと思います。

それでは、時間も押していますので、早速でございますが、これまでの御説明等を受けまして御議論いただきたいと思います。

挙手をしてマイクで御発言いただきたいと思います。

上村先生、お願いします。

○上村先生 よろしく申し上げます。

この事業の内容については、1つは、人材育成の研修ですよね。もう一つは、汚染重点地域における作業の講習と、最後に機械のリースと認識しております。

それで、この1つ目の人材育成の観点については、3年で終わりと聞いております。今年度が3年目ですので、では、次年度については、これは復興予算では研修を継続することはないと考えてよろしいのでしょうか。

○農林水産省担当者 はい、結構です。

○上村先生 わかりました。

だとすると、その作業の講習とリースについて議論するということがここでは妥当だという判断でよろしいでしょうか。

○農林水産省担当者 はい。講習は今年度で終わりです。なので、あとはリースです。

○上村先生 わかりました。では、リースについて考えるということですね。

リースについてですけれども、これは放射性物質の影響を軽減させる作業システム、これを目的にしていると考えていいですか。

○農林水産省担当者 そうです。

○上村先生 わかりました。

それで、ではこの影響というのは、どの程度の影響を軽減させることを目的にしている、数値目標とかはあるのでしょうか。

○農林水産省担当者 数値目標は、台数等についてはここに記載のとおりなのですが、具体的には、こういった作業システムを使うと、要は、屋外で人力のいわゆる林業のチェーンソーの作業とかで運び出す作業をする場合の2割程度の被曝ということでございますので、もちろん数的にはできるだけ多いほうがいいと言えはいいのですが、そこは予算の制約等々もいろいろございますので、このぐらいの目標が妥当かなということでございます。

○上村先生 その被曝量が2割というのは、通常の作業をするときに2割を減らすという意味ですか。

○農林水産省担当者 いいえ、「8割減らす」です。

○上村先生 8割減らすという意味ですね。わかりました。

8割減らして、どれぐらいの水準になるのでしょうか。絶対水準で。

○農林水産省担当者 わかりました。すぐに数字が出ますか。

○農林水産省担当者 その地域によってどのような作業システムをとるかが異なってくるものですから、1台入れれば、何もないものよりも線量が3割ぐらい減るのだというデータはあるのですけれども、総量としてどういう結果になるかというのは、ちょっと一概には申し上げられない形になります。

○上村先生 線量の絶対水準のほうが、数値目標としてはいいのかなという気がするのですが、そういうわけではないですか。

○農林水産省担当者 理想的なシステムを組んだときに最大、全く機械などを入れていない場合に対して、全く入れていないものを1とした場合に、理想的な機械システムを組むと2割程度まで線量が減るということございまして、ただ、機械をどういうふうに組んでいくか。当然、急傾斜地でキャビン付きの機械が入らなければ、相変わらずチェーンソーとかでやらざるを得ませんし、あと道がなくては入れないとか、そういう場合も出てきますので、ですから、業者さんによって、またその組み方も違ってきますし、実際に理想的なものが組めるかどうかというのは、現場の条件になってきますので、こういう目標にしてそこに近づこうということにはちょっとなり得ないと考えておりますが。

○農林水産省担当者 個々に数値はあるのです。例えば、チェーンソーでわっと押して、基本的にいわゆる従来型でやった場合は、例えば0.62マイクロメートルとか、いわゆるハーベスターという機械に乗って、木まで切っちゃって丸太にしてしまう。そういったところでは0.15マイクロメートルとか、個々の作業ごとにいろいろな数値はあって、実際の作業工程は、そのいろいろなプロセスの組み合わせなので、ちょっと相対的にここですぐというのはちょっと難しいのですけれども、個々にやって、それをうまく組み合わせると5分の1程度にできるということでございます。

○上村先生 わかりました。

もう一つ質問させてください。レビューシートは64ページです。

平成23年度、平成24年度、平成25年度とこれまで事業をやってきて、執行率が6割程度ということですね。この6割程度の執行率ですが、平成26年度も金額がこれだけについているわけですが、この金額は執行率の面ではどれぐらいまで行くのでしょうか。

○農林水産省担当者 全部執行できると思います。

○上村先生 それを私が信じるのはあれですけれども、どう信じればいいのでしょうか。

○農林水産省担当者 要は、前年度低かった理由ということになるかと思うのですけれども、先ほど申し上げましたけれども、ちょっと予算の成立時期等もあって、やはりそういう事業の準備に時間がかかったとか、あるいは非常に工事が多いものですから、機械の需要がとて、林業機械あるいは一般の建設工作機械も、例えばベースマシンは同じだったりするので、なかなか発注して届かないとか、そういったことがございました。事業体で「ぜひうちに導入したい」という要望は非常にたくさんあるのです。そういう意味では、機械の状況あるいはことし2年目ですから、事業の手続も順調に進んでいます。そういう意味では、何か特段、事業の執行に支障があるという要素は今のところは考えていないということでございます。

○上村先生 わかりましたが、ただ、過去2年度6割ぐらいなので、それが何か言葉ではわかったというのですけれども、本当にそうなのかというのは、若干どうなのかなと思います。平成27年については、これはかなり金額が下がるという認識ですが、つまり人材育成の部分がなくなってくるということですね。

○農林水産省担当者 はい、そうですね。

○上村先生 わかりました。

最後にちょっと意見ですけれども、これは震災復興林業人材育成対策事業という名前で、人材の部分が抜けていくということですから、やはりそういう意味では、リースの部分が非常にメインになってきますね。だとすると、この事業の切り分けというか、書きかえというか、ちょっと名前も検討すべきなのかなという気がいたします。これは意見です。

○農林水産省担当者 はい、わかりました。ありがとうございます。

人材とか担い手というほうが正確なのかなという気はしております。あと、人材を確保して、私どもの課題としては、平たく言いますけれども、建設業とかに逃げられないよう

にすると。人材を確保していく、逃げられないようにしていくというのが重要でありまして、そういう意味では、ちゃんと機械とか、そういったものを通じて放射線対策をきちんとして、いっぱい町場に仕事ができたら逃げられないようにすると、そういう意識でおるところでございます。

御意見ありがとうございます。

○寺門参事官 では、榎谷先生お願いします。

○榎谷先生 幾つか質問があるのですが、まず、63ページの事業の概要で、震災に伴い多数生じている離職者等に対して、雇用の確保ということから始めてあるわけですね。これは、実際「等」となっているので、離職者だけではないかもわかりませんが、その80~90名ぐらいの方がいらっしゃっているのですけれども、これは離職者の方の割合はどれぐらいのものか、まず一つそれが質問です。

それから、先ほども出たのですが、やはり人を集めるには、林業が魅力あるものでないと、例の建設業とどちらかという話になって、魅力のないところに幾ら囲い込みといたって、囲い込めないと思うのですが、その魅力のあるものにするために、ほかの事業かもわかりませんが、復興ではなくて他の予算かもわかりませんが、どんなことをやっていて、その関連、ほかにとられているという建設業等の魅力の、つまり採算性ですよね。それがどうなっているかということ。

それから、120名の予算なのですけれども、この林業で働いていらっしゃる、ここの対象がどこなのかちょっとわかりませんが、3県の全体で働いていらっしゃる方って何名ぐらいいらっしゃるの。全体感がわからないので、教えていただきたいと思います。

○農林水産省担当者 わかりました。データについては、後ほどまた御説明します。

林業の魅力ということでございました。実は、林業は景気がよくなると人は来なくなるのです。一般論で言うと、その林業のデメリットというか、ネックになっているのが、1つは安全の問題なのです。東北地方についてはまた後ほど御説明があると思いますが、日本全国で5万人、林業で働いているのですが、毎年1,700~1,800人が4日以上の上の休業ということですから、平たく言うと、大けがが、相当のけがをします。また、5万人しかいないのに、40人ぐらいが亡くなってしまいます。そういう意味では、あらゆる産業の中で、統計的にも一番危険ということになっていて、それが一番ネックになっているので、そういう意味では、林業についてのこの人材育成の関係の事業にもいろいろな、例えば放射線が少ない林業のやり方の実証事業とか、いろいろやっていますけれども、一つこの機械を導入するということが、要は放射線対策でもあるし、また、実際、チェーンソーのけがとか死亡事故とかが多いわけなので、そういう意味では、機械というのが安全にもつながるということ。それから、やはり若い人にとって、いわゆるああいう服を着て、人力でチェーンソーで切るというよりも、格好いいというか、林業機械に乗って仕事をするというのは、やはり若い人にとっても魅力があるようなのです。そういった意味でも、この事業で林業機械を導入していくことというのは意義がありますし、林業の魅力的にも非常にプラ

スになっているのではないかと考えております。

林業従事者数について御説明をお願いします。

○農林水産省担当者 失礼しました。労働担当をしております井出と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、被災3県の林業の現場に携わっていらっしゃる方々の人数は、おおむね5,000人強です。平成17年度の国勢調査に基づけば、5,438人でございます。

それから、御質問にありましたのは、90名程度の方がこの事業を使っている中で、いわゆる震災の離職者と言える人の割合はどのぐらいなのかという御質問かと思ひます。実は、本当にその方が、研修を受けている方が、100%震災の影響を受けて職を離れざるを得なかったか否かということについては、詳しくは調べておりません。あくまで、この事業の執行に当たりましては、非常に大変な状況になっております被災3県のことを踏まえますれば、大なり小なりは必ずこの震災の影響を受けている方が離職もなされているだろうということで捉えておまして、少なくともこの事業を使われる方は、その時点では職を持っていらっしゃるなくて、新たに林業に來られたということは確実でございますので、そういった方々全てを対象にしているところでございます。

○寺門参事官 阿部先生。

○阿部先生 このリース事業に関してなのですが、線量が今後どれだけ変わっていくのかということとはわかりませんが、もしその状況が余り改善されていかないのであれば、その放射能の危険というのは、これから何年も続いていくのかなと思ひます。その中で、このリースの助成のどこまで、どのぐらいの期間助成していくのかということなのですが、その線量がある限りということであればエンドレスになりますし、一定の期間支援をすることによって、林業の復興を支援して、ある段階でフェードアウトしていくということ、両方の考え方があると思ひますが、その辺、どう考えていらっしゃるのかということが1点。

あと、これをどういう業者さんがということで見ますと、ほぼ大手の2者が1,000万円近い支出先になっておまして、案件数としては、先ほど59件と理解しているのかと思ひます。もしかしたら大型の機器のリースが単発であって、あと大部分が小さいものではないのかと。要するに、満遍なく林業に従事される方が放射線の危険から守るための施設の導入というのが、こういった被災地域全域で広がっているのかどうか。そういう点について、ちょっと説明をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○農林水産省担当者 1点目についてでございます。本事業のリースの助成については、期間5年間です。1つは、要は、林業機械は5年間が耐用年数なものですから、5年で価値がなくなるということがございます。その後のその機械をどうするかというのは、ちょっと業者さんとお話し合いということでございます。

また、要はその後も含めてということになりますと、1つは、やはり森林は大変広くございまして、森林というのは、人が住んでいる近くのところしか、基本的には除染の対象

にしなくて、山奥まで本当に除染するわけではありません。あと、放射線もホットスポットというのがありまして、何か同心円状に線量があるわけじゃなくて、ホットスポット、風向きなんですかね、というのがあって、そういう意味では線量計でということなのですけども、5年間、ではその後どうするかというのは、今後の検討課題であるのですけれども、従来、実はこのリース事業というのは、一般というか、全国版というのをやってみまして、それは補助率が1割なのです。これは、被災地ということで、5割でやっているのです。なので、そういった全国でやっている一般のリース事業の活用も含めて、おっしゃるように、今後、放射能の影響は長期間残ると思いますので、どうしたらいいかというのは、ちょっとこれからの検討課題と考えております。

2点目については、どなたか。

○農林水産省担当者 66ページに書いてある数字につきましては、この事業を受ける事業主体と、あとはリース事業者さんに対してのお金の流れが書いてありまして、実際にその採択を受ける者は、個別の事業体になりますので、これが63台で、ちょっと事業者の数が何社になるかはちょっと押さえていないのですが、59社で63台という関係になっております。ですから、個別の2社に大きくお金が落ちているというわけではございません。

○阿部先生 関連して、69ページのこのリース事業者で挙げられている上位2社というのは、今の数字との関係でどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○農林水産省担当者 これは、この事業の仕組みが、まず事業実施主体とリース業者さんと、あとはリースを受ける実際の事業体の方、3者で成り立っております、その3者の契約のもとに毎月のリース事業費をリース会社さんのほうに請求して、その請求する額というのが、この補助事業の補助分を除いた額を請求するようになっております。ですから、これは2分の1の補助になっているので、実際の毎月のリース経費の2分の1について、最終的な事業者さんからリース会社に請求する。リース会社さんのほうから、今度は我々がお願いをしている事業主体さんのほうに、これが66ページの全国木材協同組合連合会というのになるわけなのですけれども、ここにリース事業者さんから請求しまして、その受けている個別の事業体さんからもらえない額について、事業主体さんのほうからお金を受けるという仕組みになっていまして、その間に入っているリース事業者さんのリストがここに掲げてございまして、その扱いが大きかった2社というのが、この上の2社なるという関係でございます。

○松村先生 機械化は放射線対策というだけでなく、事故対策にもなるのだということですか。

○農林水産省担当者 はい。

○松村先生 だから全国ベースの補助率はうんと低いものだけれども、その制度があるということなのですね。

○農林水産省担当者 はい、そうですね。どちらかというと、もっと生産の効率性を上げたいというのが私どものメインのねらいなのですけれども、もちろん副次的というか、安

全面も非常に重要ですけれども、と言いますのは、平成32年までに、私ども国の目標としては、木材の生産量を倍にするという目標を立てていまして、要は、人は今、5万人いるのが10万人というのはなかなか厳しいと思います。そういう意味では、機械を入れて効率性を上げていくしかないということだと思います。

○松村先生 全国ベースの補助率は大分差があるわけですね。最終的にはそこにソフトランディングさせていくとかということのわけですね。いつまでも復興予算に頼るわけではないわけですから。

○農林水産省担当者 機械については、1つはリース事業という形のものでございます。もう一つは、実は、機械の購入そのものに対する補助というのがございます。それは、4割ちょっとの補助率なので、6割ぐらいは自己負担というか、初期投資が、林業機械は大体2,000~3,000万円しますので、リース事業のメリットは初期投資が一遍にお金が必要ないということになります。そういう意味では、リース事業と今、補助事業、購入補助というのですか、その2本立てでやっております、それらを活用してということに、いずれはなるということでございます。

○松村先生 その購入の補助が4割で、リースだと1割になるというのは、どうしてこんなに差があるのですか。復興のものではなくて通常のもので。耐用年数5年ですよ。

○農林水産省担当者 はい。

そういう意味では、微妙に機械の対象の要件がもちろん違うのですけれども、基本的には、個人と言うのでしょうか、単独企業で使うのがリース、それから、例えば森林組合のような、平たく言うと共同で利用する機械というのが購入補助、言いかえると、1人で利用する場合には補助が受けられなくて、リースの補助ということ。ちょっと説明が悪かったのかもしれませんが。

○農林水産省担当者 ちなみに、林野庁の予算ではなくて、別のリースの助成があるのですけれども、そういうのを見ていると大体2分の1程度なのですね。我々のものは、要求したときに、たまたま融資の関係の事業と並びで要求してしましまして、それで1割程度の補助になってしまって、むしろ本当はもっと高い補助率でやりたかったのですけれども、1回決まってしまうとなかなか上げられないものですから、今の状態になっております。

○寺門参事官 では、梶川先生。

○梶川先生 これは人材育成事業、先ほど来話題の被災地での雇用対策という側面のようになり当初お聞きしていたのですが、だんだん御説明をお聞きしていると、林業従事者の確保という色合いのほうに何か強いような気がしてきましたのでございますけれども。それから、さらに作業システム普及事業のリースのお話も、全国的にはされておられる中で、被曝の問題が非常に重要な問題なのですが、これも一般的な林業事故の防止等のお話にもつながるという部分で、もちろん被災地でいろいろな施策を講じられるのは重要だと思うのですが、何かお聞きしていると、林業一般の復興策に対しての、多少上積みの方策というふうにお聞きしてきてしまったのですけれども、その辺、固有の方策の目的というのが、今、私

が理解した形というのとは何かおかしいでしょうか。

特に、被曝などは、もしそれが本当に許容できない範囲のことであれば、こういうリースで対応するような話ではない話かなという気もいたしますし、この辺も含めて、ちょっと教えていただければと思うのですが。

○農林水産省担当者 まず、人材育成の部分、先ほどの研修の部分ですが、これは平成24年度に入ってきた方だけを対象にしている、平成25年度、平成26年度その後に入ってきた方は対象にしていないので、そういう意味では、本当にこの場限りというのでしょうか、そういう施策でございます。

一方で、放射線対策というのは、そういう意味では、平成24年度の人のためだけというよりも、どうしても線量計にしても、機械にしても、その後、継続的に利用するものでございますし、また、おっしゃられたように、林業対策という面もちろん私も林野庁でやっておりますので強いわけでございますけれども、ただ、一般の林業施策と異なるのは、例えば通常的林業機械の支援にしても、全国のところは別に屋根がついていなくてもいいのですね。ここはそういう意味では、屋根がついていたり、ある意味、掛かり増しの機械になるのですね。被災地ではそういった、林業に対して掛かり増しになるものですから、そういうのも踏まえて支援をしているということなので、もちろん林業振興の面が強いというのはおっしゃるとおりなのですけれども、内容的には、ほかの全国版でやっているのと全く同じではなくて、要は被災地ならではのプラスアルファの部分の要件にしているということでございます。

○寺門参事官 松本先生、お願いします。

○松本先生 もしかしたら前に伺ったかもしれませんが、この人材育成のほうの平成26年度の受講生というのは何人でしたか。

○農林水産省担当者 あくまで予定数でございますが、今のところ55人が平成26年度中に研修を受ける見込みであります。

○松本先生 では、84人、59人、55人となっているという理解でよろしいということですね。

○農林水産省担当者 はい。

○松本先生 今年度で、これについては終了されるということですが、やはり当初見込み、そして毎年減り、その理由についてはさまざまあると思うのですが、それらも踏まえて、やはりこれについては総括をされて、どうしてこのようなことが、当初の予定とは違う方向に行ったのか。それを今後の林業の復興にどう生かすのかということには反映するべきかと。つまり、もう終わるのだからこれはよいというわけではなく、やはりPDCAの中で回さなきゃいけないと思うのですが、この人材育成の3年間についてはどのような形で今後総括をされるつもりか教えてください。

○農林水産省担当者 わかりました。

総括については、まだ事業が続いていますので、終わった段階で改めて総括いたします

けれども、例えば要因を分析しますと、こういった研修事業は被災地以外のところでもやっているのですね。大体毎年1,000人超いらっしやいます。そこでは、やはり林業が合う、合わないというのがあって、大ざっぱに言います。3年コースでも毎年1割ぐらい減っていきます。そういう意味では、それと比較しても、この被災地で行っている研修事業、減り方が非常に大きいです。そういった意味では、その要因、やめられた方の理由なんかもお聞きすると、1年目はやはり自分はこんな急斜面で危ない仕事をするのは合わないなどか、思ったより労働量がヘビーで大変だったとか、そういうのでやめていく方、一方で、いろいろな理由がございまして、簡単に言うと、ほかにもっと給料がいい工事の仕事が見つかったからとか、あるいは家族がやはり避難されている方がおられて、そういった家族の介護とか、さまざまな理由がございまして。そういった意味では、現在、総括が完全にできているわけではございませんけれども、そういったほかの地域と比べると明らかにやめる人が多い、いろいろな事情があるとは思いますが、そういうことも含めて、また、研修の内容について、ニーズにしっかりこたえられていたか。そういったものも生徒さんのお声を聞きながら、総括して、次につなげていきたいと思っております。

○松本先生 それに関連してですが、つまり1年目しか研修を受けなかった、あるいは、1年間は研修を受けた人というのがいらっしやるわけですね。2年、3年、この方々へのフォローアップ、つまり前にちょっとお話を伺ったときは戦力になってしまって、研修に出せないという方がいらっしやるというお話だったわけですが、やはりこれも3年事業でおしまいですので、この1年間だけやって、また、その後ということがないのか。あるいは、一般会計の予算の中で、こういうのは「緑の雇用事業」等でフォローできるのか。このあたりについては、どのようにお考えですか。

○農林水産省担当者 実は、現行の事業も、例えば1年でちょっと離れちゃったのだけれども、やっぱり林業をもう一回やってみたいとおっしゃる方は、途中ブランクがあってもまた受け入れて、引き続いて研修を受けてもいいということにしております。また、この事業が終わりましたも、従来の「緑の雇用事業」という研修、類似の事業がございまして。そこで何とか受け入れられるように、今まで受けたものが無駄にならないようにちょっと工夫していきたいと考えているところです。

○寺門参事官 それでは、上村先生。

○上村先生 今、類似事業については65ページの重複排除欄に書かれているこの「緑の雇用事業」ですね。

○農林水産省担当者 はい。

○上村先生 こちらのほうに、要は集約していくような形だということですかね。

○農林水産省担当者 そうですね。

○上村先生 それでは、リースのほうも、この下のほうに「地域林業・木材産業機械設備リース導入支援事業」というのがあるのですけれども、この事業と、今、行政事業レビューでやっているこの「作業システム普及事業におけるリース事業」というのは、根本的に

違うのですか。ほとんど同じ仕組みなのですか。

○農林水産省担当者 通常のリース事業とこの事業ですか。

○上村先生 はい、そうです。

○農林水産省担当者 かなりの補助率が違います。あとは、先ほども申し上げましたが、こちらは屋根がついていないとか、そういうことです。

○上村先生 わかりました。だとすると、こちらの事業についても、今、復興予算でやっている事業についても、どこかの段階で通常事業に戻していくようなことを考えないといけないわけだと思うのですが、その基準というのはどう考えたらいいですかね。

○農林水産省担当者 正直言って、具体的に今、はっきりした基準があるわけではないのですが、ただ、私どもが考えないといけないのは、もちろん事業自体は効率的に、無駄がないように、既存の事業と重複ができるだけないようにしないといけないと思っています。ただ一方で、例えば私もたまたまおととい、土曜日ですが、農林水産大臣と一緒に福島県の被災地の林業の現場を見に行きました。それで、現場の方が言われるのは、森林組合とか、県庁の方とか、被災地の林業者の方々は、非常に国の規制について、やはり敏感なところがあるのですね。「事業をできるだけ長く継続してください」とか、「もっと使い勝手をよくしてください」とか、さまざまな要望がございます。そういう意味では、大臣とかからも言われるのは、被災地の方々の気持ちが「国がもう応援してくれないんだ」みたいな、意欲がなくならないように気をつけて、しっかり地元の声を聞いて事業をやっていけということは言われていますので、そういった事業の効率性はもちろんしっかりシビアに検討しながら、現地の人々のお気持ちとか、そういったものも含めて判断していく必要があるのかなと考えています。

○上村先生 わかりました。あえて目標を設定すると、放射性物質の水準がある程度下がるということが目標になり得るのでしょうか。

つまり、この作業システムを導入する目的というのは、放射性物質の影響を軽減させることが目標になっているわけですから、そのそもそもの放射性物質の影響が軽減できると判断するのだったら、この事業というのはかなりやめることができるというか、そういうことを考えてもよいのでしょうか。

○農林水産省担当者 こちらは放射線の影響を防ぐというのが一般の事業と違うところでございますので、そういった外部環境が変われば、もちろんそれは基準になり得ます。ただ、やはりその森林については、正直、これから森林全部を除染していくというわけでもないものですから、なかなかまだデータの的にわからないことが多くて、例えばいついつまでとか、はっきりと申し上げられないところですが、もちろん放射線が基準になり得ると思います。

○寺門参事官 そろそろお時間でございますので、シートの記入を終わった方は御提出のほうを、委員の先生方お願い申し上げます。

引き続き御質問、コメント等ございましたらよろしくお願いたします。

コメント集計作業をいたしておりますが、シート提出後ではございますけれども、この際でございますので、何か御発言等ありますれば、よろしく願いいたします。

○樫谷先生 よろしいですか。

この3県の林業事業の収益というのですか、売り上げというのですか、被災前と比べてどれぐらい、上がっていることは多分ないと思うのですが、下がっているのかというデータというのはわかるのでしょうか。

○農林水産省担当者 福島県しか頭に入っていないのですけれども、福島県は震災前の4割減で、今、大体6割ぐらいの水準です。それは生産高ということなので、売り上げになるのですけれども。

○樫谷先生 福島県以外はそうすると。

○農林水産省担当者 それよりは小さい。

○樫谷先生 というのは、今、復興事業で、建設で木材が非常に不足しているかどうかちょっとわかりませんが、相当取引されているということなので、そういう意味では、それ以外のところは結構、復旧というのですか、少なくとももとに戻っていると考えてよろしいのですかね、現状は。

○農林水産省担当者 不勉強で申しわけございませんが、わかる範囲でお答え申し上げます。

岩手県と宮城県につきましては、もともと合板工場などが沿岸部に多数ございまして、そちらの需要が非常に高かったという面がございます。それで、津波の被害を受けまして、それらの工場がほとんど壊滅的なダメージを受けてしまいました。したがって、この震災復興事業を仕込むときは、私ども、林業のダメージが少ないということで雇用役に立てるのではないかとということで提案させていただいたのですが、実は、要するに利用者である合板工場などにダメージがあったために林業生産額がかなり落ち込んでおります。ただ、それがやはりこの3年の間に、合板メーカーなどが沿岸部にあった理由というのは、1つは外国の木材も使えるという意味で沿岸部に置いていたわけですけれども、この津波対策及び国産材がいよいよ使える時期になったぞということも含めまして、内地のほうに工場などを移転させております。これがいよいよ稼働しようという状況になってきておりまして、実は、特に岩手県、もともと林業県ではございますが、相当の雇用が発生して、工場なども人を募集する、そして、林業のほうもそれに合わせて人を募集するというような状況が返ってきております。

○樫谷先生 ということは、今後は福島県林業対策と考えていいということですかね。

○農林水産省担当者 はい。

○農林水産省担当者 あと福島は、物理的に例えば避難指示区域とかがまだあって、そこはそもそも山にも立ち入れない区域が相当あるのですね。森林組合でも3つぐらいはもう引っ越してしまっという状況ですので、長期間かかるのかなということでございます。

○寺門参事官 では、松本先生。

○松本先生 放射線のことなのですが、事前にいただいた「森林における放射性物質の拡散防止技術検証開発事業の結果について」という資料の中で、先ほど御説明をいただいた作業員被曝低減と作業の効率化のいわば試算の表とかがあるのですが、ちょっと教えていただきたいのは、福島ではない場所において、そもそも林業従事者というのがどのぐらいの作業員被曝量があるのか。それと比べて、現在の福島の林業従事者は被曝線量がどのぐらい多いのか。つまり、同じような作業で、人力でこういう作業を何人でやった場合の1人当たり被曝量というのを、その他の地域と比べるとどういうことになるのか。それがなかったもので、絶対値としての多さがちょっと把握し切れなかったのですが。

○農林水産省担当者 要は、原発の被災区域以外でも、いわゆる自然被曝というのですか、そういったものがあってということでございますね。

○農林水産省担当者 では、わかる範囲で。

労働対策の観点から、厚生労働省といろいろいわゆる除染電離則と呼ばれているものの中身について協議などをさせていただいた経験、立場から簡単に、わかる範囲でお答え申し上げます。

この除染電離則は、あくまで汚染状況等重点調査地域と呼ばれている100市町村などを対象に、いろいろ規定を定めているものでございまして、林業につきましても、泥をいじるという作業がかなり加わりますので、除染と同等に扱うべきだろうというのが、まず議論の根本にございます。これは特に内部被曝の観点からということで、そういう話になりました。ただ、実際、最終的には線量計でその地域の線量を測って、作業箇所の線量を測って、2.5マイクロシーベルトを超えていなければ、最低限の安全は確保できるだろうというのが除染電離則の考え方でございまして、したがって、私どものこの事業の中で線量計を講習と一緒に一生懸命配らせていただいたというのは、実は、100市町村にまたがっているその中で作業をするときは、必ず線量計で自分のところが危なくないかどうか確認してくださいねという意味で配らせていただいております。そういった中で聞こえてきます数字を雑駁に申し上げますと、福島以外は0点何マイクロシーベルトというレベルでございまして、まさに5分の1、10分の1の世界で、かなり他の地域の線量というものは下がっているなということが見てとれているところでございます。ただ、福島県につきましても、先ほど課長のほうからも申し上げましたように、ホットスポット的なものもあり、場所によっては2.5マイクロシーベルトを超える、したがって、作業はできる限り避けろといったような対応をとっているところもございます。

○松本先生 そうすると、先ほども議論にあったように、リース料金の2分の1補助という方法ですね。つまり、ホットスポットを考えれば、健康に影響があるかもしれない場合もあると。そういうふうにしたときに、何となく補助率、あるいはこの方式そのものがどうしてこういうふうになっているのかなというのが若干気になるのですけれども、これはどういういきさつでこういうふうになっているのですかね。

○農林水産省担当者 補助率がすごく高いということですか。

○松本先生 いいえ、健康を守るため、しかも被災地、要するに自分たちの責任のないところにおいて、非常に労働環境が悪化したわけですね。ですから、その人たちに半分の負担を負わせるということ自体がどうなのかなと思ったのです。

○農林水産省担当者 そういうことですか。そうですね。ただ、なかなか全部負担ゼロで、要はそれぞれの方の実際の事業に使われる機械なものですから、全額を負担するというのは、やはり今までの国の補助金の体系からなかなかそういったものはなくて、それは難しいと思いますが、ただ、先ほど申し上げたように、よその区域では1割しか補助が出ないのに、5割ということなので、最大限の支援はさせていただいているということではあります。

○上村先生 もうコメントシートを出してしまいましたけれども、場所によって線量の度合いが全然違うと思うのですが、それは事前には把握できないものなのですかね。もう現場に入らないとわからないのか。つまり、事前にわかっているのだったら、補助率で工夫できるのではないかなと思うのですけれども、もしもわからないのだったら本当にしようがないので、入らないと補助率5割ということを一括してやるしかないかなと思っているのですが、事前にわかるのだったら補助率で工夫できるところはあるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。5割が高いか低いかという話はまた別の話なのですから、どうでしょうか。

○農林水産省担当者 実は、厚生労働省が除染電離則の中身を一般の作業にまで広げるときに、その議論はございました。つまり、モニタリング調査である程度わかっているのだから、もうここは最初からオッキー、何もしなくていいよという場所を地図の上で決めてしまえばいいじゃないかという議論は、確かに専門家の先生方の間でもございましたが、そうは申しまして、やはりまだホットスポットというものが、ところどころにぽつんぽつんとあるというのも事実でございましたので、あくまで林業のように、林業だけではないのですけれども、土木作業も全部入っての話ですが、土をいじる作業につきましては、とりあえず測ると。そうじゃないと何があるかわからないからということで、必ず測れというのをまず大前提にいたしました。そういうふうを考えていきますと、確かに文科省が出しているモニタリングのマッピングなどを見れば、ある程度の色分けができるという御議論もあるかもしれませんが、少なくとも除染電離則の世界でさえ、今のところは一応1回測りなさいという世界がある以上は、私どもの独断で、ここはオッキー、ここはアウトということとはなかなか難しいかと思えます。

(結果配付)

○上村先生 わかりました。事前にある程度わかるけれども、実は現場に入らないとわからない世界があるので、今のところは補助率50%にするという理由があるということですね。

○農林水産省担当者 はい。

○寺門参事官 それでは、取りまとめコメント欄の準備ができましたので、阿部先生、御

説明をお願いします。

○阿部先生 取りまとめた結果としては、評価結果は「事業全体の抜本的改善」とされた方が3名、「事業内容の一部改善」とされた方が2名、「現状どおり」とされた方が1名でした。

コメントとしましては、次のとおりです。

人材育成を今年度で終了するにあたって、第三者による評価が必要。1年で終わった人もおり、課題を分析すべき。

予算執行率が60%と低い現状改善すべきである。その為に、現在低い執行率にとどまっている原因も再検討が必要。

平成27年度以降は人材確保育成事業がなくなるわけなので、本事業の名称も変更し、機械の補助やリースを主体にした事業に組み替えるべき。

継続するのであれば、むしろ林業機械リース等を考えれば、被災地における林業復興活性化事業とすべきではないか。

現状では、当該施策は一般的な林業の振興策となっており、復興財源からの事業としての妥当性を検討してほしい。

機械化が安全性改善に資するものであれば、長期的には、ベースは復興予算ではなく、全国ベースの施策としていくべきではないかというものでございました。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としましては「事業全体の抜本的改善」といたします。

コメントいたしましては、1点目、人材育成対策事業については、予定どおり平成26年度で廃止するとともに、成果や課題についてのフォローアップを行うことが適当である。

2点目、平成27年度以降の主体となる作業システム普及事業については、一般的な林業振興策との違いを明らかにし、復興事業として行う必要性・期間について整理する必要がある。

以上でございますが、御意見がございましたら、お願いいたします。

(異議なし)

○阿部先生 よろしければ、今、申し上げましたコメント案を本事業に対する結論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○寺門参事官 ありがとうございました。

○農林水産省担当者 どうもありがとうございました。

○寺門参事官 続いて、最後の事業の議論に移りたいと思います。よろしくお願いたします。

(農林水産省関係者退室・厚生労働省関係者入室)

○寺門参事官 それでは、本日最後でございますが、「生活・就労総合支援事業費」の議論に入ります。

復興庁予算における本事業の位置づけにつきましては、「産業の振興・雇用の確保」に係る「雇用の確保」に当たります。

資料といたしましては、ファイルの73ページからになります。

それでは、最初に所管の厚労省から、5分ほどで事業の説明をお願いいたします。

○厚生労働省担当者 よろしく願いいたします。

資料は、論点説明シートのほかにレビューシート、もう一点、パワーポイントの横書きの資料がございますけれども、こちらのパワーポイントの資料に基づいて御説明いたします。

私どものほうで「生活・就労総合支援事業」と称する事業です。

表紙をおめくりいただけますでしょうか。

まず、全体の事業概要でございます。東日本大震災等の影響によりまして、生活・就労面の課題を抱える求職者に対しまして、安定した就職の実現を図ることが喫緊の課題であるということで、住居・生活支援に関する総合的な相談と関係機関への誘導、それに加えまして、自治体と連携した就労支援、この事業が内容でございます。

これは、既存のスキームであります2つの事業を一緒にして組み合わせた事業となっております。下のほうの左にありますように、「住居・生活総合支援事業」という事業と、右のほうにあります「生活保護受給者等就労自立促進事業」を組み合わせた事業となっております。

2ページ目をおめくりください。最初のほうの住居・生活支援窓口の事業でございますけれども、そもそもリーマンショック以降に、いわゆる派遣切り等で住居、宿舍等を出された労働者の方々に対しまして、住居と生活、就労を一緒にした相談窓口を設けるということで、各ハローワークで実施している事業でございます。

当然、被災求職者の方々にも、各種の事業を活用することが可能であろうということで、この窓口の事業を復興事業の一環として行っております。

いわゆる「第二のセーフティネット」と呼ばれる事業がリーマンショック以降、政府のほうでかなり整備されてまいりました。ただ、ここにありますように、いろいろなメニューがあるのですけれども、それぞれのメニューに対しまして、扱っている機関も異なりますし、それぞれ要件も異なるということで、下のほうにありますようにハローワークのほうでこの住居・生活支援窓口を設けまして、相談に来た方々に対しまして、最も適切な支援メニューを紹介、また、各条件等をチェックして、実際に具体的な窓口へ誘導してつなげていくという事業でございます。

続いて、3ページ目でございます。第二のセーフティネットと呼ばれるもの、ここでは4種類掲げておりますけれども、右端にありますように、実施機関はハローワークであったり、地方自治体であったり、社会福祉協議会であったりと、実施機関もさまざまですし、活用するための要件もそれぞればらばらになっているといったものでございます。

4ページ目で、こちらが自治体とハローワークが連携した生活保護受給者等就労自立促

進事業の概要でございます。もともとは、平成17年度から行っておる事業でございますけれども、地方自治体、特に福祉事務所からハローワークに生活保護受給者等の生活困窮者の方々の支援の要請を受けて、ハローワークで各種支援メニューを組み合わせながら、就労支援を行うというものでございます。

平成24年度に、こちらの復興事業といたしまして、組み合わせた事業を行った結果、それまで対象ではなかったわけですが、いわゆる被災求職者の方々もこの事業の対象に組み入れたというものでございます。

続いて、5ページ目です。では、この2つの事業をどのように組み合わせて実施しているかというのが、この流れとして記載しております。

まず、住居・生活支援を必要とする被災求職者の方々がハローワークに来られた際に、まずこの住居・生活の支援窓口のほうで一体的に総合相談として実施いたします。第二のセーフティネット等につなぐ必要がある場合には、下のほう、自治体等で行っております各種支援制度のほうに誘導していく。加えまして、就労支援が必要な方につきましては、特に個別支援の必要な、求職活動が一人ではできないの方々に対しましては、この生活保護受給者等就労自立促進事業のほうにつないでまいります。

それ以外に、自分で求職活動が可能な方に対しましては、ハローワークの一般の相談窓口に誘導するといった形で、ワンストップで各種事業を提供しているものでございます。

6ページ目が、こちらの事業での支援事例でございます。2例つけてありますけれども、こちらは省略させていただきます。

7ページ目で、生活・就労支援事業の実績、平成25年度の被災3県分でございます。住居・生活総合支援事業のまず相談実績ですが、1万2,402件。このうち、9,776件に対しまして、何らかの形で各種支援策へ誘導しております。結果として、相談件数と誘導件数の比率をとって78.8%の方々が何らかの形でつなぐことができたという状況でございます。

下のほうが就労支援の部分でございますけれども、被災3局で25年度3,700人程度の方に支援を行いまして、うち2,240件が就職されたということで、60%の就職率となっております。

参考のほうに少し書いてありますけれども、通常ハローワークの窓口での就職率というのが大体32~33%、去年で33.2%でございました。生活保護受給者の方の限った就職率も少しデータをとって見たのですが、通常ハローワークに来られて、自分で活動されている方だけで見ると、大体6%ということで、こちらの丁寧な事業で行った就職率と相当離れているのが御理解いただけると思います。

私のほうからは以上です。

○寺門参事官 ありがとうございます。

この事業について、公開プロセスの対象として取り上げました理由、また、御議論すべき論点につきましては、お手元のファイル73ページの一番下に記載したとおりでございます。

す。

それでは、早速でございますが、これまでの御説明等を受けまして、御議論に入りたいと思います。

挙手の上、マイクで御発言のほどお願いいたします。

上村先生、お願いします。

○上村先生 ありがとうございます。

論点等説明シートにもあるのですが、レビューシートにあるアウトカム指標についてですが、アンケートを実施して「これは役に立った」ということですが、これはちょっと指標としては余り望ましくないかなと思っています。やはり、こういうのは「役に立った」と答えるのが普通かなと思っていますので、ここはただ改善すべきだと思います。とはいえ、この事業、非常に効果的になっているかなと思っていて、説明があったように、パワーポイント資料の7ページ目を見ると、この事業に係っている方の就職率は60.6%ということで、ただ、その下の全国だと6%ですから、そういう意味では、単純に考えて10倍ぐらいの効果を持っているということだと思います。とすると、これは被災されている方を対象にされている事業で、それでワンストップ型ということなのですが、そうしたらほかの被災地ではないところにもこういう仕組みをむしろ導入するほうがよいんじゃないかという話が一方で考えられると思うのですが、それで、こちらのほうをメインにしてしまって、この事業自体をもう全国に普及して、それで一般会計でやるというほうがいいのではないかと私は思うのですが、そういう視点はいかがでしょうか。

○厚生労働省担当者 ありがとうございます。

まず、事業全体のアウトカムの指標につきましては、確かにアンケートだけでというのは、御指摘どおりかなと我々も思っております。今回の説明資料の7ページ目のところにお書きしましたように、アンケートで非常に高い「役に立った」という率になっておりますけれども、例えばですけれども、相談件数の中でうまく誘導できた数、昨年度ですと78.8%といったものも事業の本来の趣旨から言うと、1つの指標として考えられるのかなと思っています。

委員御指摘のもう一つの生活保護の事業が非常に効果的であるということで、全体切り出してというお話でしたけれども、本日の資料の10ページ目に参考3としておつけしております。実は、この生活保護の事業自体は、先ほど申しましたように平成17年度から全国で展開しておりまして、被災3局においては、この住居・生活と生活保護の事業を組み合わせる一つの復興事業として行っておりまして、この残りのいわゆる44の県におきましては、単独の生活保護の支援事業として事業を実施させていただいております。

参考3にありますように、上のほうが47、全国における実績の推移ということで、平成24年度の実績と平成25年度の実績をつけさせていただいております。就職率で、平成24年度62.2%、昨年度61.2%となっています。

下のほうが被災3局における実績ということで、3局分だけくり出した部分ですけれ

ども、就職率が平成24年度66%、平成25年度が60.6%、平成25年度は若干調子悪くなりましたけれども、棒グラフを見ていただければおわかりいただけるように、平成25年度の後半からかなり緑の支援対象者の数がかなりふえてきておりますので、やはり生活保護受給者の方というのは、支援を開始してから3～4カ月、時間がかかる方が多いものですから、若干後ろに倒れていくのかなと思っております。いずれ非常に高い実績がある事業でございますので、現行、復興事業としてやらせていただいておりますけれども、この点については、若干検討の余地があるのかなという気はしております。

○上村先生　そういう意味では、これは全国展開をされているということですが、そうすると、復興予算でやることの意義というか、必要性がどこにあるのかということもあると思うのです。事業自体をやる、やめないという話ではなくて、この復興予算を使うことの正当性がどこにあるかということですね。それで、その前の9ページ目に、有効求人倍率もあるわけですが、報道等にもあるように、かなり全国的には改善されているということと、被災地においても改善が見られるということもあるわけなので、そういう意味では、この事業自体がなぜ復興予算でやる必要があるのかということもちょっと教えていただきたいと思います。

○厚生労働省担当者　そもそも平成24年度の段階では、被災求職者の方で生活保護の相談に来られている方とかが、相談件数の中でかなり多かったものですから、平成24年度、復興事業として、住居・生活の相談と、こちらの生活保護の丁寧な就職支援をうまく組み合わせ、かなり実績を上げてきて、これは一つ復興事業として、我々としては成果があったのかなと思っておりますけれども、ただ、委員御指摘のとおり、ではこれだけ有効求人倍率が改善している中で、来年度以降も、「これは復興事業なんですか」と言われると、私どもとしても、確かに、労働支援の状況から見ると、通常より高い有効求人倍率が地域ではなっておりますので、この点は検討すべき点ではないかなと思います。

○上村先生　わかりました。

○寺門参事官　阿部先生、お願いします。

○阿部先生　この75ページに記載されているとおり、平成27年度から生活困窮者の自立支援法の施行によって総合窓口が地方自治体に整備されるということで、この生活困窮者の支援事業自体は継続する必要がないのではないかと御判断だと思っておりますけれども、その中で、被災求職者に対する就職支援の見直しが必要であると記載されているのですが、どのような形でこれを見直し、継続していくのかあるいは継続しないということなのか、その辺を説明していただけますでしょうか。

○厚生労働省担当者　方向性につきましては、当然、まだ中で検討中でございますけれども、先ほどから委員御指摘ありますように、事業としては非常に高い効果を持っておりますし、生活保護受給者の方々もまだまだ高止まりした状態でありますので、やはり困窮者の方を初めとした支援というのは引き続きやっていく必要があるのかなと思っておりますけれども、要は復興事業としてこの事業が要るのかどうかという点は、やはり先ほどから

申し上げていますように、やはり一つ論点として、我々も重く受けとめております。ですので、方向性としては、復興事業ではない形の一つのあり方も検討していく必要があるのかなとは思っております。

○寺門参事官 お願いします。

○樫谷先生 ちょっと資料の見方を教えていただきたいのですが、パワーポイントの資料の7ページと10ページのところで、7ページのほうは、本事業以外の生活保護受給者の就職率が6%となっているのですが、10ページは就労自立促進事業のあれが書いてあって、これは全国平均が61.2%ですよ。この関係はどんな感じになっているのですか。済みません、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○厚生労働省担当者 ちょっと説明不足で申しわけありません。ハローワークのほうでは、通常に窓口に来られて仕事を探していらっしゃる方も、普通はそういう形でやっておりますけれども、特に支援の必要な方につきましては、特別窓口を設けることや、今回、私どもがやっている生活保護受給者の方のように、1人ではなかなか就労が難しい方については、こういった特別の事業としてやっております。ですので、全国平均が61.2%というのは、まさしく被災3局を含めまして、全国でこの事業を展開しておりますので、その平均が61.2%。うち3局だけに限ってみると、60.6%ということでございます。

もう一つの6%という数字は、この事業の対象にはなっていない、要は御自身の判断でハローワークに来て、仕事を探していらっしゃる生活保護受給者の方、当然、生活保護受給者の方ですから、ケースワーカーの方から「仕事探せるのではないか」「ハローワーク行って、ちゃんと求職活動しなさい」等との指導を受けながら、活動されている方ですので、そういった方の場合、もう少し丁寧な対応をしていかないと、なかなか結果に結びついていかない。数字で見れば6%にとどまっているということでございます。

○樫谷先生 だから、この7ページだけ見ると、何か誤解を少し、全国よりもよかったときもあるのですが、全国と同じ事業の実績と比べていくべきではないかということで、違う事業と比べられて、これは10倍もすばらしいのかと思ったのですが、そうじゃないということですよ。わかりました。

○寺門参事官 では、松本先生。

○松本先生 確認ですけれども、説明シートの73ページで、当初予算で見て大幅に減っているのですが、まずちょっとこの説明をいただけますでしょうか。

○厚生労働省担当者 平成24年度と平成25年度を比較でよろしいでしょうか。

○松本先生 平成24年度、平成25年度、平成26年度と3カ年でもいいです。

○厚生労働省担当者 平成24年度は、被災3局だけではなくて、東日本全体においてこの事業を実施しておりました。復興の状況を踏まえまして、平成25年度からはそれを被災3局に絞ったという形で、大幅に減額させていただいています。また、平成26年度からはこの被災3局ではあるのですが、先ほど、住居生活相談窓口のほうに、それまでは窓口の専用の相談員の方を置いておったのですが、平成26年度からはその相談員の方

についても廃止いたしまして、基本的には全て職員が対応するという形で今やらせていただいていますので、平成26年度はこの1億2,700万円という金額になっております。

○松本先生 そうすると、残る事業が生活保護受給者等と就労自立促進事業になるということによろしいですか。

○厚生労働省担当者 はい。

○松本先生 その場合、74ページの成果目標とかありますが、これは相談にかかわるものが全て指標になっている、すなわち、今後はこれが指標にはならないのではないかと思うのですが、2番目の事業の指標というのはどういうことになっているのでしょうか。

○厚生労働省担当者 当初、平成24年度に事業を計画した段階では、やはりさまざまな問題を抱えている方をいかに支援していくかというのがこの事業の主たるところでしたので、2つの事業を組み合わせはしたものの、やはり最初の住居・生活総合支援事業の部分が非常に重要だという観点で、成果指標としてはこの部分を主に重きを置いておりましたけれども、確かに御指摘どおり、事業の経費という観点で見ると、現在ではこの住居・生活の前の部分というのは、ほとんど経費的には相談を外しましたので、主たる経費を全部生活保護のほうになっておりますので、仮に平成27年度も事業を実施するとすると、当然ながら成果目標のところは見直しが必要ではないかなと思います。

○松本先生 どのような目標が残るのですかね。

○厚生労働省担当者 後半だけになりますと、やはりこの就職率になるのではないかなと思います。

○梶川先生 確認なのですが、そういう意味では、この住居・生活支援相談は、もちろん事業自身はされるけれども、それは通常の職員の方がもう来年以降は対応されていかれるということで、この生活保護受給者就労率促進事業のみが追加的な経費として出ていくものとしては残られると。ただ、この事業も、基本的には全国類似事業と違いはないものであるということによろしいのでしょうか。その被災3県分だけ切り分けた金額が来年度以降の予算に、この復興予算として出てきておられる、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○厚生労働省担当者 まずは2つの事業のうちの最初のほうの住居と生活の総合支援窓口のほうですけれども、お配りいただいているレビューシートの2ページ目に、私どものほうとして事業所管部局による点検・改善という○とか△がついた欄がありますけれども、その下のあたりに点検・改善結果という、私どもの自己評価の欄がございますけれども、この点検結果のところに書かせていただいていますように、被災求職者に対する住居・生活支援に関する総合相談とか、関係機関への誘導は一定の成果をこれまで上げてきたのではあるのですが、平成27年度から生活困窮者自立支援法という新しい法律が施行されることになっておりまして、この法律の概要が本日の説明させていただいた資料の8ページ目のところにつけさせていただいております。

参考1「生活困窮者自立支援法について」とありますけれども、まさしく福祉事務所を

設置する自治体のほうに、生活困窮者の方を支援するさまざまな施策が義務づけられるという制度が、来年の4月から始まることになっております。この法律の概要の特に1.のところにありますけれども、自立相談支援事業の実施、ここがまさしく生活とか住居とか、就労、さまざまな課題を抱えていらっしゃる方々を全体的に受けとめる窓口を設置しなさいというのが、この自立相談支援事業ということでございまして、今、ハローワークで行っておりますこの被災3局でのこの窓口とまさしく同趣旨の事業になりますので、我々としましては、今、やっている事業はあくまで復興事業の一環として予算事業でやっておりますけれども、来年4月から、これは法律に基づいて自治体で義務づけられた事業になりますので、完全に二重になりますから、住居相談の窓口のところはそもそも事業としては廃止しないといけないと思っております。

後半の生活保護の事業については、先ほどの繰り返しになりますけれども、一定の見直しがやはり必要だろうと考えております。

○松本先生 その残るところについてもう一回だけ、実は御説明いただいているのかもかもしれませんが、やはりもう少し自分でクリアにしたいのは、それが復興予算で必要であると。つまり、通常の体制の中では難しいという理由について、済みません、もう一度だけお願いできますか。

○厚生労働省担当者 平成27年度について、私どもとしてこれを復興事業でやるかどうかというのは、まさしくまだ検討中のございましてけれども、当初始めた段階では、被災求職者の方、または被災に伴って離職された方が当然当該地域にはたくさんいらっしゃって、多くの方が生活保護受給の相談に来られたり、また、住宅を失って住宅手当の支給を相談に来られたりということで、恐らく数として正確にはとり切れてはいないのですけれども、かなりこの生活保護の事業に自治体のほうから支援要請が来る中には、やはり原因として「被災」がかなり多かったのではないかとということで、私どももこの被災の事業、復興事業の一環として、これまでこの平成24年度、平成25年度、平成26年度もやってきたわけですが、先ほどの有効求人倍率の数を見ても、やはり就労支援という観点から見るとかなり改善してきていますので、では今の段階で被災、または災害を直接原因として生活保護に至っている方がどれだけいるのかといったところを別の統計を見ていっても、生活保護の相談に来ている被災求職者の方の数はやはり減っていつているのですね。ですので、そこら辺を踏まえると、やはり一定の見直しが要ると思っております。

○寺門参事官 議論のお時間の終了が近づいております。コメントシートのほうに適宜御記載の上、提出を委員の先生方にはお願いしたいと思います。

引き続き、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

○樫谷先生 よろしいでしょうか。

この事業を全国展開するには何か高いハードルがあるのですか。

○厚生労働省担当者 ちょっと説明が不足しておったかと思っております。平成17年度から生活

保護の事業というのは全国で展開しております。それで、平成24年度に被災の影響があるところについては、従来はいわゆる一般会計で負担しておったのですが、これはやはり被災が原因で生活困窮されている方が多いので、復興事業として切りかえたというものですので、3局以外はこれまでどおり一般会計と、別途雇用保険の特別会計も半分入っておりますけれども、基本的に他の44の県につきましても、一般会計と雇用保険の特別会計で事業としては実施させていただいております。

○樫谷先生 ワンストップでやっているということですか。

○厚生労働省担当者 ワンストップでやっていること自体は、非常に効果的ではあるのですが、そもそもその前段の事業が来年度はもう実施できなくなりますので、できなくなるというのは、二重になってしまいますので、そういう意味では、その前段の部分を引き続きハローワークでやるというのは、ちょっと選択肢としてははないのかなと思っております。やれる、やれないというよりも、やはり選択肢としては難しいのかなと思ってます。

○樫谷先生 そうすると、ワンストップは難しいということになるのですね。

○厚生労働省担当者 当然、この生活困窮者支援法に基づいて、自治体でワンストップの窓口を設けますので、ハローワークに来られた方は、当然そちらのほうに誘導していきますので、放ったらかしということは当然ありませんので、十分連携をとって、窓口の主体がハローワークから自治体になると私どもは考えています。

○樫谷先生 そういう意味では、実質的にワンストップになっているということですね。

○厚生労働省担当者 そうですね。当然連携して、来年度以降もしっかりやっていきます。

○上村先生 よろしいですか。

もうコメントシートを出した後ですけれども、生活保護被保護実人員の総数の推移を今、見ているのですが、手元に資料はありませんが、2011年2月の段階と2014年2月時点の数を見ると、被災地の被保護実人員数は、実は減っているのですね。一方、増えているところもあるのですけれども、全国的にはふえているのです。8～9%ぐらい増えているのですが、被災地は低いところだと15%ぐらい減っているわけです。これはひょっとすると、生活保護の方が減っているというように、人そのものが減っているのか、生活保護のほうで改善されているのかという2つの要因があると思うのですが、これはどちらの要因が大きいと考えられますか。つまり、この事業がある程度効果を発揮して、要は被保護実人員数が減っていると見るのか、そもそも人口が変動することによって減っていると見るのか、どちらなのでしょうかね。

○厚生労働省担当者 我々としては、この事業の効果によって保護率が落ちたとは言いたいですけれども、実際、先ほどの7ページの実績を見ていただいても、生活保護受給者等の方でも、結局2,240人就職させることができているだけですから、それではその3地域の保護率の低下に、目を見張るほどの貢献ができたかということ、正直それほどは多分無理じゃないかなと思いますので、むしろ委員御指摘のほかの要因、明確に落ちたというところ

ころがですね。ただ、全国的には大体今217万人ぐらいでずっと高止まりしていますので、まだまだ減っている状態は全国では見られないと思います。むしろ高齢者の方が増えてきますから、自動的に生活保護受給者は微増していくというのは、傾向としてはやはりありますので、それは我々ができるだけちょっとでも歯止めをかけて上がり方を抑えているというのが今の状況じゃないかなと思います。

○上村先生 まあそうですね。わかりました。全国的には増えている中で、被災地のほうが減っているという状態、それは多分人口の動きがあるということと、もちろん政策効果はそこがあればいいということですから。わかりました。

○松本保先生 その生活保護の数字ですね。最後の10ページ目で、これを見る限り、全国平均と3局、ほぼ近いと。もしかしたら、これはこういう独自の対応をしなければもっと低かったのかもしれないので、そこはわからないところですが、やはり一番知りたいのは、被災地だからこそどのような細かな支援が必要なのかというところが、復興予算でやる必要があるのか、あるいは全国一律でこのままやればいいのかというところの判断だと思っております。その辺は実際どの辺に重要性があるとお考えですか。

○厚生労働省担当者 事業としては全国で展開させていただいていますが、やはりうまく組み合わせて、こちらの事業も重要ですが、やはり被災地においては前段のほうのいろいろな住居とか生活で困っていらっしゃる方をうまくつないで、速やかに行政サービスを受けられるようにするというのがやはりメインで、そのうちの就労の部分はこちらの事業で引き受けているという感じですので、復興事業としてできるだけ行政サービスに早くつなげるというのが、やはり復興事業としては意義があったのではないかなと思います。

○松本先生 それは逆に言うと、今度、生活困窮者自立支援法ができてしまったせいで、これは分断されて、また効果がマイナスになっていく、そういうおそれはあるということですか。

○厚生労働省担当者 ちょっと本日の資料の中には載せていませんけれども、困窮者法の中にも、ハローワークのほうで困窮者の支援をしっかりとしなさい、それも自治体と連携してしっかりとやるようにと条文上も明記されておりますので、来年度以降はその法律に基づいて、主たる窓口は自治体ではありますが、就労の段階になればハローワークにつないでいただいて、今やっている事業のような形でしっかりと支援していくというところは担保されていると考えています。

○松本先生 でも、そういう意味では、これまでのハローワークともう一つの就職支援ナビゲーターを連携している、この経験というのはいずれにしてもしっかりと書きとめて、次につないでいく必要があると思うのですが、そのあたりについてはどういうふうにお考えですか。

○厚生労働省担当者 本日は御説明いたしませんでしたが、それまでも自治体とハローワークの中で、この事業についての協議会みたいな形で常に意見交換していますので、この住居・生活の窓口に限って言えば、先ほどちょっと申しましたように、いわゆる第二

のセーフティネット以降、自治体とハローワークが既に十分連携できておりますので、法律に基づいて窓口の主体が自治体になったとしても、それまでも十分積み重ねて連携がとれてきていますので、全く新しいことを始めるとかというわけではありませんので、引き続きしっかり連携できるとは考えております。

○梶川先生 よろしいですか。

時間があるようなので、直接的な御質問とずれてしまうのですが、先ほど、60%と6%のお話のところで、これは、この生活保護受給等云々というプログラムに乗られるか、そうではないこの6%のごく普通のプログラムに乗るかというのは、むしろ御本人の選択でいらっしゃるのでしょうか。来られたときに、役所のほうでお分けになるというよりは、御本人がよりきめ細かく自立促進事業でお願いしたいという熱意の問題なのか、ちょっとその辺をお聞きしたかった。

○厚生労働省担当者 本日の資料でも若干御説明いたしましたけれども、この生活保護の事業そのものは福祉事務所と連携してやっております、福祉事務所のほうでケースワーカーの方が抱える被保護者の方々の状態を見て、求職活動が十分できそうな状態になっている、また、意欲が一定程度あるといった方々を送り込んでいただいて、事業をやっておりますので、当然、ある程度の就労意欲を持った上で来ていただいていますから、非常に高い就職率が出ていますけれども、まだまだ就職意欲がなかなか育っていない受給者の方も当然たくさんいらっしゃって、その点、ケースワーカーの方は大変御苦労されていますけれども、そういった方々に対しても、できるだけ求職活動しましょうねという指導の中で、例えば新聞を見たり、ハローワークを使ったりという一つの流れとして来られますので、そういう意味では、御本人が選んでいるというよりも、むしろケースワーカーのほうの判断によって事業が分けられていると御理解いただいたほうがいいと思います。

○梶川先生 ありがとうございます。

○松本先生 このつないだ誘導件数、率としては高いということだったわけですがけれども、誘導後についてはフォローすることは可能なのですか。誘導した先で何か成果があったかとかというのは、やろうと思えば追いかけるのでしょうか。

○厚生労働省担当者 今、手元で数字は持っていないのですがけれども、最終的に送り込んだ方が、例えばAの制度が使えたかどうかというのは、フォローアップはこちらのほうでやっております。当然、事前の相談の段階で要件確認は我々のほうでもやっておりますので、恐らく今の状態であればAの制度を使えますよと言いつつ、Aの制度を所管している、例えば自治体のほうに、今度Xさんというのが来ますので相談に乗ってくださいということは言っている、やはり何かの要件がちょっと合わないとかでたまたま使えないケースがありますが、当然100%にはなりませんけれども、我々としてはできるだけ丁寧にやって、その後のフォローもできるだけきっちりやっています。

○松本先生 では、事業の成果を最後にまとめることは可能ということですね。

○厚生労働省担当者 完全に細かくデータをとれているかどうかの、一応使えたかどうか

までのフォローはできていると思いますので、78.8%、何かの形ではつないでいますけれども、つないだうち、どの程度が結びついたかは、多分とっていたと思います。

(結果配付)

○寺門参事官 それでは、取りまとめコメント案の準備ができましたので、阿部先生、御説明をお願いいたします。

○阿部先生 取りまとめた結果、評価結果は、「事業全体の抜本的改善」とされた方が4名、「事業内容の一部改善」とされた方が1名、「廃止」とされた方が1名でありました。

コメントとしましては、住居・生活総合支援事業の成果と課題をまとめ、生活困窮者自立支援法のもとで生かされるようにすべき。

復興事業としての本事業の目的は達成されたものと思われる。

事業は効果的であるが、全国で行われている類似事業と同様であるので、今後、復興事業として行うことは見直してほしい。

被災地の雇用環境が改善されつつある中、復興予算の枠内ではなく、一般会計での事業に集約していくべきである。

復興事業として大きな成果を上げたことは事実としても、復興事業として行う必要性は今後下がるのではないか。

復興求職者に対する就労支援は年限を設けて、将来的には復興支援事業から外していくことが妥当であるということでありました。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としては「事業全体の抜本的改善」とします。

取りまとめのコメントとして、1番目、震災発生直後と比較した雇用状況の改善等を踏まえ、住居・生活総合支援事業は見直し案のとおり廃止することが適当。

2番目、生活保護受給者の自立促進事業も全国的に同様の施策に取り組んでいるところであり、復興特会事業としては廃止し、一般会計に移行することも含め、今後の事業のあり方を検討すること。

以上が案でございますが、先生方から何かございましたらお願いいたします。

○上村先生 ちょっとよろしいですか。

この結果について異議はございませんが、コメントシートの評価欄のところを見ると、例えばこれは一般会計の移管という、復興特会の事業についての非常に特殊性のある判断がやはりあるわけで、これについてはどこに判断すべきか、非常に迷いました。つまり、復興特会から一般会計に移すということをほとんどの方が多分コメントを書かれているわけですが、では、それを現状どおりの話なのか、つまり事業そのものは非常に大事だということは認識しているわけで、それをどこの会計でやるかという話が、このシートの中になかなか見受けられないので、そこは少し今後改善すべきだと思います。ひょっとすると「廃止」といっても、この事業自体が多分廃止という話にはならないわけで、恐らく復興特会でやる事業としては廃止だけでも、一般会計でやってくださいという話なのだと思いますけれども、一方で、一部改善と書いた方も、それは復興特会じゃなくて多分一般会計

でという話だと思うので、その辺は少しそういう場合が想定されるときは、ちょっとこの評価欄をどうするかというのは、今後、考えたほうがいかなと若干思ったのですけれども、いかがでしょうか。

これは誰に言ったらいいかわからないですけれども。

○阿部先生　そうですね。先ほどもございましたけれども、この評価欄をどういうふうに理解して、どういうふうに区分していくべきかというのは、今後検討していきたいと思いますが、今回の枠組みの中で、先生方、どれが一番妥当かということで選択されたと思うのですけれども、その結果自体は、先ほどの選択肢でよろしいのかなと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○上村先生　はい。

○樫谷先生　済みません。復興特会事業としては廃止、一般会計に移行。一般会計に移行するということは、これはどうなのですか。この3県に特化する何かを一般会計でやるという理解なのですかね。それとも、一般会計、つまり通常でもうやっているのだから、それはそれでいいではないかと。むしろこれはデータを見る限りは、この3県よりも全国のほうが問題なのですよ。そこにむしろシフトすべきじゃないかと私なんかは思うのですが、この意味ですね。特会事業としては廃止し、一般会計に移行すると。これは廃止するということなのか、そうでないのかというのが今の御質問だったと思うのですが。

○上村先生　そうです。事業としてどうなのかということは、結構このシートには評価が書かれているのですけれども、その事業の会計がどうなのかというところまでないのですね。一番下に、地方自治体は民間等に委ねるべきと、この「等」が一体何なのかよくわからないのですけれども、そのあたり、特に復興庁の事業レビューについては、少し配慮するような内容に今後していくべきかもしれません。そうすると、それは多分、事務局側への要望かもしれませんが。

○復興庁　事務局から若干補足いたしますと、今回のような一般会計に移して続けるべきというケースをどう判定するかについてですが、行政事業レビューは省庁単位で行っておりまして、今回、復興庁事業としてのレビューですので、そうしますと、一般会計に移す場合は、復興庁事業としては一旦廃止して、それを一般会計の事業で続けていくということなので、この場合、評価としては「廃止」という評価になると事務方としては認識しております。ただ、御指摘があったように、今回の作業に当たって、意識統一が我々からの御説明も含めて、若干不十分な部分がありましたので、そこは次回以降の課題として、評価の書き方をもう少しわかりやすくしていこうと思います。

また、樫谷先生から御質問のあった、被災3県分を全国向けの中でやっていくのかどうかというところは、復興庁のレビューの結論としては、被災地に特化して復興特会に計上する必要性は恐らくもう薄いので、一般会計でやっていくべきと。一般会計にした後、被災3県分が幾らぐらいになるのか、増額するのか、減額するのか。そこは全国施策の中での差配になりますので、そこまでは復興庁のレビューの中では、なかなか判断しづらい点

ではございます。

○阿部先生 ほかに何かございますか。

よろしいですか。

(異議なし)

○阿部先生 それでは、先ほどの取りまとめコメント案を本事業に対する結論とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○寺門参事官 ありがとうございました。

本事業をもちまして、本日の議論は全て終了いたしました。

長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。

閉会に当たりまして、大野参事官から御挨拶を申し上げます。

○大野参事官 ありがとうございました。

外部有識者の皆様方におかれましては、長時間にわたり精力的な御議論をいただきましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

本日取りまとめをしていただきました貴重な御意見は、復興庁の行政事業レビュー推進チームとしてしっかりと受けとめさせていただきます。今後の予算執行や来年度の予算要求に反映していきたいと考えております。

本日はまことにありがとうございました。

○寺門参事官 以上で終了でございます。

ありがとうございました。